第2節　同　族　と　親　族

1　同族の構造と機能

(1)　調査地北野の概況

北野は御津町の最南端に位置し岡山市と境を接している。大坪と大月の二部落に分けられ，大月は更に本村，堀越，船越に分けられる。それぞれの部落の位置関係は第3図のとおりである。

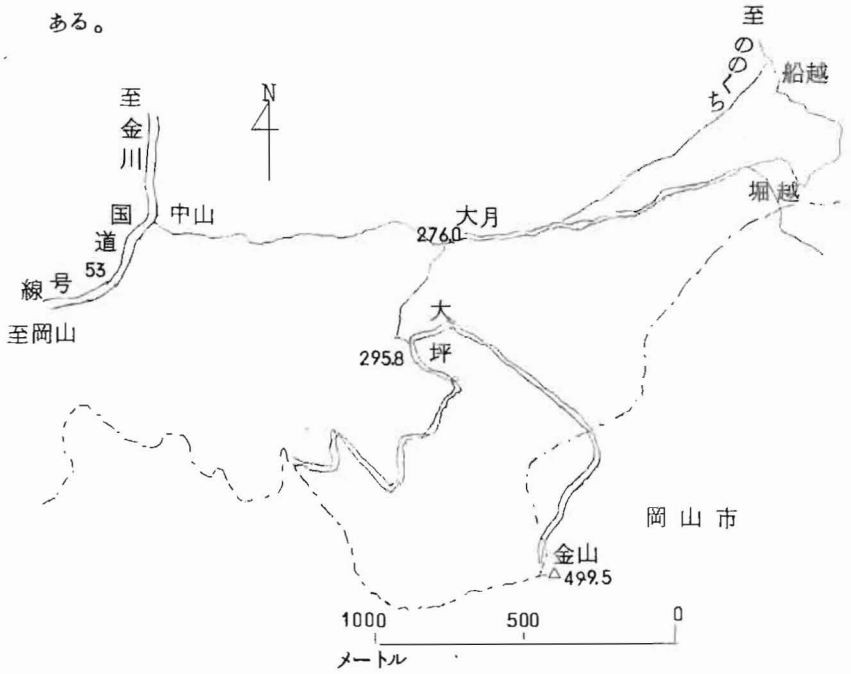

8－2　第3図　北野の位置

交通は大月，大坪へは岡山から国道53号線をバスで約30分北上，辛香峠を越えたところにある中山までゆきそこからは山道を歩くほかはない。中山から北野のほぼ中心の大月まで30分の登りである。大坪へは更に10分登る。堀越は標高250m徒歩で約20分下り，船越へは堀越から更に15分かかる。船越へは津山線ののくち駅からゆく方が便利が良いが，それでも野々口駅からは交通機関は何もなく，徒歩だと約40分を要する。

この山上に人々が定着した事情はよくわからない。落人だろうという人もある。北野は高所にあるが，水の便はよく，水田が多い。

大坪と大月は北野という同じ大字の中にある。しかし相互の関係はほとんどなく，共用の道の修理などのとき共同して行われる程度である。またこの二部落は同じように山の中腹にあるのだがその性格は対照的で，一方は豊かな農村であり，他方は零細な農村で，農業経営の面ではかなり差がある。以後，この両部落を区別して概況を述べてゆく。

両部落の人口は昭和４１年８月現在大坪２０戸１１８人，大月２１戸８４人である。詳しくは家族の項を参照されたい。

昭和４０年農業センサスによると，総耕地面積は大坪１３町６反２畝，大月８町５反５畝であり経営面積において差があると同時にその利用のしかたにも違いがある。（第３表，第４表）

８－２第３表　農地所有規模別戸数

	大　坪	大　月
１町以上	1	0
7.5反～１町	5	0
5反～7.5反	13	5
3反～5反	0	11
3反未満	1	5

（S.40年農業センサス）

８－２第４表　耕地利用形態　（S.40年農業センサス）

	総経営耕地		田		畑		樹園地		永年牧草地	
	町	%	町	%	町	%	町	%	町	%
大坪	13.62	100	9.08	66.7	2.80	20.5	1.74	12.8	0	0
大月	8.55	100	7.05	82.4	1.27	14.9	0.16	1.9	0.07	0.8

大月では田が総経営耕地のうち８２.４％を占め，大部分が田であり，山村にもかかわらず畑の割合が小さい。これは大坪でも同様で田６６.７％に対し，畑２０.５％と３分の１以下である。しかし大坪では果樹園が１２.８％あり，なし園が主である。大坪にはこのほかに温室ガラス室が３,１６２坪あり，マスカットが栽培されている。山間の部落で従来のとおりの水田経営ではやってゆけないためまずなしの栽培がはじめられた。次いでガラス室栽培のマスカットが導入された。そして大坪の気候が（昼夜の温度差が大）マスカットの栽培に適していることから品質のよいぶどうができ，農業経営の形が大きくかわってきて現在のようになった。マスカット栽培がはじめられたのは戦前に遡る。津高町から入ってきて，３戸ではじめた。現在でも当時のガラス室１棟２０坪が残っている。マスカット栽培は戦争で一時中断されたが，昭和２６年に４戸で再開された。しかし現在のように各戸に栽培されるようになったのは５年ほど前からである。大月ではまだ少数小規模である。（第５表）

８－２第５表　ガラス室面積　（単位坪）

	な　し	100未満	100～200	200～300	300～400	400～500	500以上
大坪	1	7	－	7	3	1	1
大月	17	2	2	－	－	－	－

（S.40農業センサス）

8－2第6表　階層別農産物売上

部落名 / 金額(万円) / 階層別	大坪								大月							
	販売なし	3未満	3～10	10～20	20～30	30～50	50～70	70～100	なし	3未満	3～10	10～20	20～30	30～50	50～70	70～100
1町以上	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7.5反～1町	－	－	－	－	1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5反～7.5反	－	－	1	6	3	2	－	1	－	－	3	2	－	－	－	－
3反～5反	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	7	2	－	－	－	－
3反未満	－	1	－	－	－	－	－	－	2	1	2	－	－	－	－	－

（S．40農業センサス）

8－2第7表　（階層別）農産物部門別売上金額の順位

部落名 / 順位 / 所有耕地 / 農産物名	大坪						大月						
	1位			2位			1位	2位					販売なし
	いね	マスカット	露路栽培果樹	いね	マスカット	露路栽培果樹	いね	マスカット	いね	麦類	マスカット	花卉	
1町以上	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
7.5反～1町	2	3	－	－	2	3	－	－	－	－	－	－	－
5反～7.5反	7	5	2	2	5	5	5	－	－	－	－	－	－
3反～5反	－	－	－	－	－	－	10	1	1	2	2	－	－
3反未満	－	－	1	－	－	－	3	－	－	－	－	1	2

（注）　売上割合のうち，2つ以上の部門が同じ割合の場合はいずれも1位に入れた。

（S．40農業センサス）

土地利用の違いは農産物の売上および売上金額の順位にもあらわれる。（第6表）（第7表）大坪では売上順位の1位の占める割合が100％つまり売上作物が1種類しかない場合は1戸（3反未満層露路栽培果樹）しかないのに対し，大月では1位いねのうち13戸（5反～7.5反層5戸，3反～5反層6戸，3反未満層2戸）が100％の売上となっている。残り5戸は3反～5反層4戸（それぞれ60％，70％，80％，90％）3反未満層1戸（50％）である。また大月で売上1位がマスカットとなっている家でも第2位にはいねが

あげられており，いねが売上の1位2位に必ず入っている。これに対し大坪では売上高1位にあげられたいねの占める割合は1町以上層５０％，7.5反～1町層５０％と４０％，5反～7.5反層４０％が3戸，５０％が4戸と売上金額に対する占有率が大月に比べて低く，いねが第1位の農家は約半数である。またマスカットが第1位の場合，売上金額に対する割合は7.5反～1町層で60％2戸４０％1戸，5反～7.5反層の場合５０％2戸７０％1戸80％2戸といねにくらべてやや高い比率をもっている。このように大月は依然としていねの単作に頼っているのに対し大坪では果樹（露路・ガラス室）栽培が大きい収入源となっている。大坪の場合，これらのマスカット，露路栽培の果樹はどの層でどのくらいの規模で行われ農業経営上でどのような位置にあるかを経営耕地面積によって階層別に表にまとめてみたのが第8表，第9表，第１０表である。まずガラス室面積でみると１００坪未満7戸（３５％），２００～３００坪7戸（３５％）が多い。このうち１００坪未満所有は7戸とも5反～7.5反層に属し売上金額でみると３～１０万円1戸，１０～２０万円5戸と少い。売上20～30万円が1戸あるがこの売上をあげている家は果樹園1反6畝をもち，売上の６０％は果樹で占め，マスカットの売上はない。２００～３００坪所有戸は1町以上1.戸，7.5反～1町3戸，5反～7.5反3戸でうち1戸が売上１０～２０万のほかは２０～３０万円2戸，３０～

8－2第8表　階層別農産物売上　　（単位　万円）

	階層別戸数	売上3万円未満	3 ～ 1 0	1 0 ～ 2 0
1 町 以 上	1 (100)(%)	－	－	－
7.5反～1町	5 (100)	－	－	－
5反～7.5反	13 (100)	－	(5) 1 (8)	(30) 6 (46)
3 反 ～ 5 反	0 －	－	－	－
3 反 未 満	1 (100)	(5) 1 (100)	－	－
計	(100)(%) 20	(5) 1	(5) 1	(30) 6
	2 0 ～ 3 0	3 0 ～ 5 0	5 0 ～ 7 0	7 0 ～ 1 0 0
1 町 以 上	－	(5) 1 (100)	－	－
7.5 反～1町	(5) 1 (20)	(20) 4 (80)	－	－
5反～7.5反	(15) 3 (23)	(10) 2 (15)	－	(5) 1 (8)
3 反～5 反	－	－	－	－
3 反 未 満	－	－	－	－
計	(20) 4	(35) 7	－	(5) 1

（S．４０農業センサス）

8－2第9表　階層別ガラス室所有　（単位　坪）

	な　し	100未満	100～200	200～300
1 町 以 上	－	－	－	(5)　1 (100)
7.5反～1町	－	－	－	(15)　3 (60)
5反～7.5反	－	(35)　7 (54)	－	(15)　3 (23)
3 反 ～ 5 反	－	－	－	－
3 反 未 満	1 (100)	－	－	－
計	(5)　1	(35)　7	－	(35)　7

	300～400	400～500	500以上	階層別平均
1 町 以 上	－	－	－	250
7.5反～1町	(5)　1 (20)	(5)　1 (20)	－	301.6
5反～7.5反	(10)　2 (15)	－	(5)　1 (8)	184.9
3 反 ～ 5 反	－	－	－	－
3 反 未 満	－	－	－	0
計	(15)　3	(5)　1	(5)　1	

（S．40農業センサス）

8－2第10表　階層別果樹園所有　（単位　反）

果樹園面積 / 階層	0.3未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5以上
1 町 以 上	－	－	－	1	－
7.5反～1町	－	－	3	1	1
5反～7.5反	－	1	8	2	2
3 反 ～ 5 反	－	－	－	－	－
3 反 未 満	1	－	－	－	－

（S．40　農業センサス）

50万円4戸となっており，マスカットが売上に占める割合は全て30～50％である。300～400坪所有は7.5反～1町層1戸（売上30～50万円），5反～7.5反層2戸（売上20～30万1戸，30～50万1戸）でそれぞれ売上に占める割合は60％，80％，70％となる。400～500坪所有1戸は売上30～50万でマスカットは

６０％を占める。５３０坪所有戸は売上７０～１００万円を示し，売上金額の８０％をマスカットが占める。ガラス室面積の階層別平均を出すと7.5反～1町層は３０１.６坪，5反～7.5反は１８４.９坪とかなりの開きがある。なお5反～7.5反層では大規模所有と小規模所有とに大きな隔りがあり，２００坪で7.5反～1町層をわずかながら上回り，小規模7戸の平均は６５坪にしかならない。経営耕地面積でみると２００坪以上所有6戸の平均は6反8畝，小規模7戸平均は5反9畝と，9畝の差があるのみである。農産物売上金額が大体，このガラス室の規模に応じて高く，売上金額に占めるマスカットの割合が高くなっているのは前述のとおりである。しかし，総耕地面積で，上層の方がガラス室所有面積も広いという傾向がみられる。ガラス室建設の資金などにもよるのではないかと思う。同じ自然的条件をもつ大月にマスカットがあまり栽培されていないのは，この資金不足も一因となっているのではなかろうか。以上主としてマスカットについて述べたが果樹の場合はどうか。前にマスカットの売上なしで果樹といねで２０～３０万の売上を示している例があったがそのほかに果樹が売上の1位を占めているのは1戸ある（果樹４０％，いね４０％，総売上１０～２０万円）。露路栽培果樹が売上2位になっている8戸のうち，6戸までが売上３０万以上をもち果樹の割合はいずれも２０～３０％である。総売上高と割合との関連はない。

次に兼業についてみると第１１表で，大坪では農業が主で兼業が従の第一種兼業農家はない。兼業主，農業従の第二種兼業農家は2戸ある。大月では第一種兼業5戸（23.8％）第二種兼業8戸（38.1％）と兼業化がすすんでいる。これは農業の形態，農産物売上，経営

8－2第１１表　兼業農家数

部落 / 兼業種別 / 階層	大坪			大月		
	専業	1兼	2兼	専業	1兼	2兼
1町以上	1	－	－	－	－	－
7.5反～1町	5	－	－	－	－	－
5反～7.5反	12	－	1	1	2	2
3反～5反	－	－	－	5	3	3
3反未満	－	－	1	2	－	3
計	18	－	2	8	5	8

（S．４０　農業センサス）

8－2第12表　兼業従事者

	やとわれ兼業						自営兼業
	きまった勤め先がある人		出稼に出た人		人夫・日雇として働きに出た人		
	事務職員	工員	土木・建設	その他	土木・建設	その他	
1種兼業	1	3	2	－	－	2	－
2種兼業	5 (3)	3	－	1	1	－	1

（注）　（　）内は大坪，他は大月　　（S．40　農業センサス）

耕地面積などからも容易に想像できる。兼業の内容は第12表のようである。大坪では専業農家は全て5反以上の耕地を所有しているが，大月では3反未満所有で専業農家というのが2戸あり，5反未満所有でも5戸が専業であり農業は非常に零細である。専業農家の多い大坪でも「農業ではこれ以上の発展性はないだろうから，これからは兼業化へとすすむだろう。」という意見があった。最近金山の観光開発がすすめられているが，そうなると北野は金山への通りみちとなり，観光地として発展の余地が残されている。金山への登山道として幅6～7mの道路が作られているが，大坪はちょうどこの道路の沿道にあり，車を使えば約30分で岡山市内へも行くことができる。区長さんのお話によれば，（夏涼しく，冬も時には岡山より暖い日もあるということで）別荘地としても有望だとのことであった。

(2) 同　　族

第1図は北野における同族団の分布を示したものであり第2図はその機能を示したものである。大坪にはもと6つの同族団があったが柴山，柴本の2株はそれぞれ本家分家が他出し，しかも他出先が大阪で遠いとか，関係が古くなったとかで現在ではほとんど交際は行われていない。残り4株，則安，茂崎，竹内，森元株内では系譜関係の相互認知も完全であり本家分家の関係はこれからも続けたいとしている。大月では同族団は則安，西崎，片山の3株で，井掘株は本家が昨年（S.40年）岡山市へ出て行き，現在は成立していない。また，則安株，片山株は構成戸数が多く，関係のはっきりわからない家もあった。両部落の同族団の構成をみると大坪では4株のうち3株までは2戸で構成されており茂崎株の4戸がいちばん大きい。これに対し大月では則安株7戸，西崎株3戸，片山株5戸と大坪より大きい。このうち則安株は本村に5戸，船越に2戸に分かれており，片山株は大月本村1戸，掘越3戸，船越1戸に分れている。（第1図）

8－2－第1図　同族の配置図

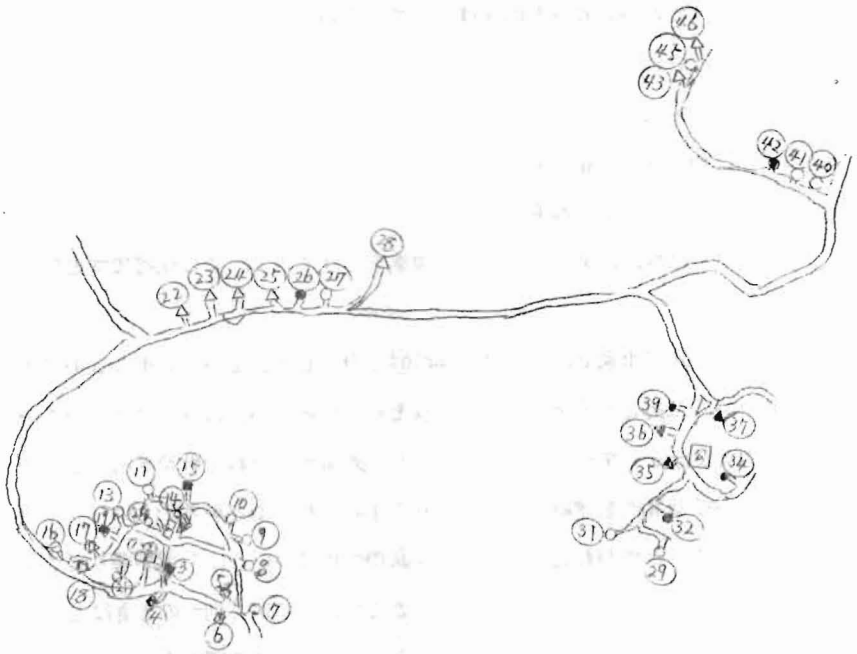

これらの株内各戸は互いに比較的隣接しており，分家，部落内婚などで親族関係のあるものも多いので第2図にあらわれた交際の内容は，親族として近所としてのものがからみあっていると思われるので，以下できるだけ親族，近所との関係をも含めて，各株内の交際内容をもう少し詳しく説明しよう。

則俊株，家は隣りあっており家号はともに「あたらしや」である。本家分家の相互認知はあり，本家分家の関係は続けるといっているがその理由は「ないよりはあったほうがよい」「当然だ」と消極的である。交際内容については「古い関係だから，近所としての交際にとどまる」という。近所交際の内容をみると，葬式のとき，お祝いのときだけで，農作業上とか相談相手には親族や部落内の人が多い。

戊崎株　③が本家であり，④は明治以前の分家，⑮は2代前，⑲は3代前の分家である。本家分家の関係は「近所だから」「田舎だから」「株内は外部に対しては家族と同様だから」続けるという。⑮．⑲は本家からは頼られることがないといい，代がかわってくる，手がいらないからという。物の貸借，農作業については親族，同族にばかりたよるという傾向はみられず，近所とのつきあいがかなりある。葬式のときの香典，結婚祝，出産祝，おみやげ，ごちそうのおすそわけなどには親族同族が多くなる。これは本分家間　分家相互間でも同様である。この株内では部落内の親族が少いため，香典，お祝の場合，遠い親族としての株内が多くあらわれたのだが，部落内に親族をもつ⑲の場合をみると親族を多くあげているし，④，⑮も部落外の親族をあげている。親族と同族は区別されていないと思われる。交際は，古い分家，新しい分家の区別はされていない。

竹内株　第2図では援助や相談を求める，求められるということは少いが，近所関係としてみると，物の貸借，相談をかける，頼りにするというとき，その他香典，お祝いのときなど交際をしている。⑤はこれらの近所交際では⑥と共に⑦も同時にあげており，区別はないようにみえる。ただ葬式，お祝いでは⑥と親族をあげている。この株内では近所として交際している方が強い。

森元株　⑱が本家で，明治25年に⑰を分出した。しかし，その後⑰に子供がいなくなったため，⑱の二男を養子とした。現在はその子にあたる。従って血縁関係も濃く日常生活のあらゆる面で交際をしている。⑰によると「金銭財産以外は一軒の家同様」とのことだった。第1図で⑱が援助相談を求めることばかりで求められることがないといっているが，謙遜してのことばであろうと思われた。また本家分家の関係については「家が隣りどうしで1つの部落にあり，代がかわりいくぶんか血がうすくなるが，とにかく何かのときは心強い」という。⑯，⑰，⑱は農具の共有などで組をつくっており，近所としての関係も深い。

則安株　現在，北野に7戸の株内をもち，いちばん大きい。5戸は大月本村に，2戸は船越にある。先祖祭が行われており，4月13日，お祖祠様に参り，かんきをする。この株内では宗教（宗派）が分かれており日蓮宗平4戸，おりゅうぎ3戸で，部落内で香典のやりとり，葬式の参列などが分れている。株内どうしでは宗派を異にしていても香典のやりとりがある。㉓

がこの株の総本家であり，㉒が分家である。古い関係のため親族関係はない。物の貸借をする，親しく行き来する家として㉒をあげているが，農作業上は㉖，㊺の他人の方が多く，その他の株内の家は近所と区別していない。㉒は㉓から分家後㉔ ㉕ ㊻を分出した。㉔とは分家が新しく（先代に分家）従兄弟で，最も親しくつきあっている。㉕とは親族関係は古くなってないが，㉔と同様，親しい。㉔は㉒といとこ㉕とはふたいとこにあたり，近所交際ではすべての面で交際が多い。㉕と㉘は弟と姉である。従って㉘と㉔もふたいとこにあたる。㊻㊸は船越にある。㊸の妹が㊻に嫁いでいる。このように親族関係がかなり多く，結婚による血縁関係の更新もみられる。（㊻と㉕，㊻と㊸），則安株は同族，親族，近所の３つの関係が重っていて，交際内容はいずれが強いかよくわからないが，本村の㉖，㉗の近所交際をみると，部落外の親族に頼ることが多く，㉓では交際がある家に集中していない点などから親族意識がいちばん強いと推定される。同族意識は，古い関係になったとか，若い人になったなどで，本分家関係の相互認知が不完全となってきている。先祖祭も最近は㊻，㊸はやめたようである。

片山株　大月本村に１戸，堀越３戸，船越に１戸，計５戸で構成されている。片山家の墓は船越にある。先祖祭は毎年４月３日，先祖の墓参り，当番制で，ごちそうをつくり，仕事を１日休む。しかし，昭和３６年から，大月の片山㉗はやめている。この株の総本家は㉗であるが，㉗の現在の世帯主は一時他出していて昭和３２年に大月へ帰ってきたことから，㉜ ㉞ ㊴ ㊷との本家分家の関係はお互いに認めていない。また，㉗と他の４戸にはほとんど交際がない。㉗は先祖が久米郡から移ってきたといっているが明治以前のことで，詳しくはわからない。他の４戸の総本家は㊷で，㊷からHが分家した。Hは明治２０年に㊴を，明治４０年に㉜を分出㉜が分家したとき，親夫婦がいっしょに㉜に出てきた。その後Hは大阪に出て行き（昭和１３年）現在は交際がない。㊴は昭和２３年に㉞を分出している。㊴は，本家（H）とは家がないし，遠くへ離れているためつきあいはしていない。Hの他出に際し，財産の移動，保管などについては世話をした。Hとの本家分家関係は事情によるが続けたいといっている。これは㉜も同様である。㉞とは近所であり，いろいろな面で相談し協力している。次に近所交際をみると，㉗はほとんど大月の隣㉖と部落外の親族に頼っており株内との交際はない。㊷は一戸だけ離れており老人夫婦だけなので隣家および㉜に頼っている。㊴と㉞は兄弟であらゆる面で協力している。㊴は現在大月の区長をしているため株内以外の家とも交際が広い。また，㊱には娘が嫁いでいるため㉞と同様いろいろな面で助け合っている。親族関係が強いことの現われであろう。

以上，大坪，大月の同族団各戸についての説明である。大坪，大月とも同族団は，先祖を同じくするということだけでつながっており，株内間での地位の差，共有財産などはなく，株内としての機能はほとんどない。特に大坪の場合は先祖祭もやらない。株内は親族 ― 古い親族

として，親族関係にとってかわられている。大月では各株内で先祖祭が行なわれるが，参加数，回数が減る傾向にあり，株内の相互関係も不明確になり，崩壊しはじめている。これは株内の構成数が多いため，関係が複雑であることにもよる。

次に分家の際の財産を，わかったものだけであるが第1表にまとめてみる。

8－2－第1表　分家財産

部落名	家番号	分家した年	分与をうけた財産	分家の有無
大月	㊻	明治以前	生活できるだけ（数量は不明）	有
	㉔	明治30年	田7反，畑2.5反，山林4～5町	無
	㉜	明治40年	田2反，山林2町3反7畝，家，宅地	〃
	㊴	明治　2年	田2.3反，畑8畝，山林7反	有
	㉞	昭和23年	山林5反	無
	㉘	昭和30年	なし	〃
大坪	⑧	明治以前	田畑5～6反	〃
	⑱	明治25年	田3反，家，宅地	〃
	⑮	大正3～4年	田2反，畑1反，山林2反，家，宅地	〃

大月では分家が多く，大坪では明治以後3件しかないのに対して8件もある。しかし，新しい分家ほど分与財産が少くなってきている。大月が大坪に比べて耕地の経営規模が小さくなった原因の一つかもしれない。

大坪，大月の株内と近所関係についてみると，大月では交際の範囲が，同族親族とは非常に深く，近所というだけではあまり交際がない。農業経営その他の面でも親族に頼ることが多い。大坪では同族団は小さく，農業経営の面で，同族親族に頼る傾向は強いが，大月よりも他人に頼る割合が大きい。その他の近所交際でも他人（友人あるいは子どもの友だち）とのものがある。大坪の農業は近代的経営が行なわれており，ぶどう，なしなどの果樹が栽培され，専業で充分に経営できるのに対し大月では水田経営が多く，果樹その他はわずかで，零細経営のため兼業化が進んでいる。大坪では部落内に他人が多く，株内も小規模である。大月は株内が大きく部落内婚が多いなど親族関係が強く，多い。従って親族に頼り，親族でまとまることにより部落内で労力がまかなえる。大坪では他人との共同の必要があり，部落外の親族にも援助を求めてゆく。そこで新しい技術の導入や経営形態がうけ入れやすかったと考えられる。現在大坪で盛んなマスカットのガラス室栽培，それに先立つなしの栽培も，津高町の親族から入ってきたということである。

8－2－第2図　株内とその機能

株名	系譜関係（明治）	家番号	系譜関係の相互認知	屋号	宗教（日蓮宗）	援助や相談を求める：経済的困窮	嫁を迎えるとき	病気のとき	葬儀のとき	農業経営上	建築・屋根葺	その他	援助や相談を求められる：経済的困窮	嫁を迎えるとき	病気のとき	葬儀のとき	農業経営上	建築・屋根葺	その他	株内一同が集まるとき：年始	先祖祭	年忌・法要・盆・彼岸	吉凶のとき	氏神祭	その他	本家・分家の関係を続ける	株内戸数
則俊		① 他出A	② A	あたらしや	平								○	○○	○○	○○						○	○			○	2
		② 他出B	① B	あたらしや	平		○		○					○		○										○	
茂崎	T3－4 M9－10	③	④ ⑮ ⑲	しとうら	平		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○			○	4
		⑮	③		〃			○	○	○	○										○	○	○			○	
		⑲	③	上の新屋	〃		○		○			○										○	○			○	
		④	③	した	キリスト教	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	
竹内		⑥	⑤		平				○	○						○	○				○	○				○	2
		⑤	⑥		〃																	○	○			○	
柴山		他出C																									1
		⑧	C	東	平																					○	
柴本		⑩	D	上東	〃																					○	1
		他出D																									
森元	M25	⑱	⑰	おもての本家	平	○	○	○	○		○	○										○				○	2
		⑰	⑱	おもて	〃		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	
則安	M30 S30	㉓	㉒	もとや	平			○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○			○	7
		㉒	㉔ ㉕		おりゅうぎ			○	○	○	○				○	○	○	○			○					○	
		㉔	㉒		平	○						○									○	○	○			○	
		㉕	㉒		おりゅうぎ					○				○		○	○				○	○				○	
		㉘	㉕		平							○						○								○	
		㊻	㉒ ㊸	した（下）	〃		○		○							○						○	○	○		○	
		㊸	㊻		おりゅうぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	
井掘	M33	他出㊳																									
		㉙	㊳ E		平		○	○	○					○	○	○		○				○	○			○	1
		他出E																									
西崎	M40	㉟	㊱ ㊲		平		○	○	○		○			○	○	○		○			○	○				○	
		㊲	㉟		〃			○	○	○					○	○	○				○	○				○	3
		㊱	㉟		〃											○					○					×	
片山	M40 M20 S23	㉗	G 絶G	日奈	おりゅうぎ																						
		㊷	㉜ ㉞ ㊴		おりゅうぎ							○		○		○					○	○				○	
		他出H																									5
		㉜	H		おりゅうぎ							○									○	○	○			○	
		㊴	H ㉞		〃		○		○	○	○					○	○	○			○	○	○	○		○	
		㉞	㊴ ㊷		〃					○		○					○		○		○	○				○	

（注）　↔は系譜関係の相互認知があることを示す。援助や相談を求め，求められる項が2段になっているのは，分家によって交際内容が違うことを示す。

(3) 近所交際と組

大坪，大月における近所交際の内容は第２　３・４図のとおりである。

イ．親しく行き来している家では，大坪では親族関係のある家が少く２名にすぎない。これに対し他人は４２名と８０%弱を占める。大月でも部落内親族は少く，大坪に比べて株内の占める割合が大きい。特に大月本村ではほとんどの家が同一株内に属し，近所交際と株内交際が重なってあらわれている。大月は小さく大月本村，通越，船越に分かれるが，この関係は近所交際の図（第２・４図）にあらわれている。

第１表　親しく行き来している家(部落内)

	株　内	親　族	他　人	計
大　坪	9	2	42	53
大　月	14	3	19	36

大坪では部落内は家の位置関係から南組，北組に分かれている。しかし，組が機能するのは葬式のときだけで，同じ組内の者が喪家の手伝いをし，他の組の家はかどおくりといって，家のかどから見送るだけである。大月は前述したように三つの小部落に分かれている。組といってはないが，宗教的には大坪は日蓮宗十法華の家ばかりであるのに対し，大月は日蓮宗平(ひら)とお流儀(おりゅうぎ)の二派に分かれ，これが三部落に入りまじって存在する。従って，葬儀のときの香典，手伝，更に祝儀のやりとりもこの講仲間を単位として行われることが多い。ただ，この場合にも，部落内であれば他の講仲間であっても祝儀，不祝儀の際のやりとりが行われ，地域性と，講仲間とが交錯している。香典の額はやりとりする家数の少い大坪の方が多く，５００～１０００円，大月では講仲間１００～２００円，部落内１００円，株内３００～５００円である。親族の場合は，もちろんこれより多いが金額ははっきりしない。大月では現金の他に株内では，かんきのとき，餅あるいは赤飯を持って行って講仲間に出す。（きりだめ１ぱい）

第２表　祝儀，不祝儀以外におすそわけをしたりごちそうをもっていく家（部落内）

	株　内	親　族	他　人	計
大　坪	10	8	42	60
大　月	13	3	13	29
計	23	11	55	89

（注）第３図，第４図の△印の家の相互関係

第３表は頼りにしたり，相談をもちかけたりする家の内訳である。部落内の他人が，親族，株内を大きく上回っている。株内よりも，気の合う友人の方がよいという意見を裏付けているようである。

第3表　頼りにしたり相談をもちかけたりする家

	同族			親族						他人	計
	本家	分家	その他	父Ⅰ	父Ⅱ	妻Ⅱ	母Ⅱ	嫁Ⅰ	古い親族		
部落内	8(1)	10	5	2	2	1	0	1	1	36	66
部落外	0	1	0	12	5	3	1	1	0	2	25
計	8(1)	11	5	14	7	4	1	2	1	38	91

(注)　同族のうち( )内は親族である。

第4表　テマガエ

大	2人2日3軒・・・・2組
	1人2日2軒・・・・3組
	1人4日2軒・・・・1組
坪	1人3日2軒・・・・1組
大	1人2日2軒・・・・2組
月	1人3日2軒・・・・2組

テマガエが行なわれたのは過去1年間で左表のようになる。テマガエの作業は大坪の場合，すべてが田植えのとき，大月の場合，田植えと稲刈り1組を除く他の3組は田植えであった。大坪で広く行なわれているなし，マスカットに関する作業は近くの町村からの日雇によりまかなわれている。

（中野共子）

第２図　大坪，大月における近所交際

イ．大　　坪

家番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1																ヌ				リチヌ
2			イ　ヌ	イニヌ																
3		ヌ		イトチリヌ									イチリ		ニトチリ			イ	チ　リ	
4	イ　ヌ	イチリヌ			イ	イ									チ				チ	
5						イロハチ	イロハチ													
6					チリヌ		イ			イ										
7						イ　ロ				イロへチ										
8	イ	イ					ロ				イ									
9							イトリ			イハリ			イ　ハ							
10							ヌ		イニホ				ト					チ		
11													イ	イ　ニ						イロチ
12													イ　リ				イ			イハトチリ
13			イチリ	イ			チ　リ			イチリ		イ			イ				イ	イチリ
14							イニチリ								イニチリヌ					
15			イロハ											イロハニホヌ					ヌ	イ
16	ヌ								イチリ								イニホト	イニホト		ニホチリヌ
17												ハ				イ　リ		イトチリ		
18														へ　テ		イ	イロトリヌ		イ　ロ	イ　ホ
19	リ		イホチリ	イ			リ　ヌ				チ		イホチリ	ヌ	ヌ					イ　リ
20	イチヌ		ト　へ								イホトチ	ロ	イロホト			ロチヌ				

貸し借りの内容

ニ．テーラー
ニ．テーラー
ロ，ハ．葬儀用台所用品
ロ．大工道具，草刈機
ロ．調味料
ハ．米，現金
ニ．くわ　　ホ．乾燥機
ロ．台所用品　　ニ．農機具
ハ．まき割り
ニ．農薬，道具類，動力噴霧機
ロ，ハ．大きな道具，油　　ニ．農具
ニ，ホ．農具がこわれたとき
ハ．田
ロ．自動車　　ホ．噴霧機
ホ．テーラー，噴霧機
ロ．水おけ　　ホ．撒粉機，噴霧機
ハ．大工道具

ロ．大　　月

家番号	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	34	35	36	37	39	40	41	42	43	45	46
22		イ　ロ	イニホ チリヌ	イ		イ　ニ															
23	イ　ロ				ヘ		ヌ												ヌ	ヘ	
24	イニホ チリヌ			イロハ チリ	ヘ　リ		ヌ													ヘ	
25			イハヘ チリ		ヘ		イロヘ チリ														
26	イ　ト	イニホト	イニホト	イトチリ		イロハ トチリ	イチリ														
27					イロホ ヘリ																
28	ホ	ヘ　ヌ	チ　ヌ	ニ　ホ	ヘ　リ												ト				
29									ヘ	ニ	ロ										
31										イ　ヘ	イ		リ								
32									ヘ									イト			
34															イホト チリ						
35																					
36										ヘ　ヌ	イ	ヘ			イヘリ				ヘ		
37												イヘチ									
39								イ			イヘチリ		イヘチリ				イ				
40																	イニトチ リ	ロ　チ	イロチ リヌ		
41																イロチ		イ　ロ			
42										チ						イ	イ				
43		ヌ																			イロハ チリ
45																					
46																			イロハ チリヌ		

ロ．はかり　ニ．耕運機，鎌　ホ．撒粉機

ロ．調味料

ロ．米　ニ．噴霧機　ホ．テーラー

ロ，ニ．現金，道具

ロ．調味料　ニ．撒粉機

ロ．つち　ハ．板，小道具，つち　ホ．牛

ニ．農具　ホ．脱こく機

ロ．米　ニ．噴霧機

ホ．テーラー

ロ．小道具　ニ．テーラー
ハ．米，その他の食品，小道具

ロ，ハ．米，その他の食料品，小道具

ロ，ハ．法事用の食器類，ものがこわれたとき

(注)
- イ．親しく行き来している家
- ロ．物を貸している家
- ハ．物を貸りている家
- ニ．農機具を貸している家
- ホ．農機具を借りている家
- ヘ．忙しいとき，手伝いに来る家
- ト．忙しいとき，手伝いに行く家
- チ．ちょっとした用事を頼みに来る家
- リ．ちょっとした用事を頼みに行く家
- ヌ．テマガエをしている家

第３図　香典・お祝のやりとりをする家（大坪）

家番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1		○×△						○×△			○×△									
2	○×△		△	△				○			△		△				△			
3	△	△		○×△									○×△		○×△			△	○×△	△
4			○×												○×				○×	
5						○×△	△													
6					○×△		△													
7						○×△				○×△										
8					×	×	×													
9							○×	○×												
10			○×		○×	○×			○×△											
11	×							×				△	×△	×△						×△
12													△				○×	×		○×△
13			○×△	○×△					○×△						○×△				○×△	○×
14											△									
15			○×	○×									△							
16									○×△			○×	○×				○×	○×		○×△
17												○×			○×	○×		○×△		
18			△									○×		○×		○×△	○×△		△	△
19			○×	○×							△	○×△	○×				×△	×△		○×△
20	×		×△								○×	△	○×			○×			○×	

(注)　○・・・・香典をもっていく家
×・・・・お祝のやりとりをする家
△・・・・祝儀，不祝儀以外におすそわけをしたり，ごちそうをもっていく家

第4図　香典，お祝のやりとりをする家（大月）

	家番号	22	23	24	25	㉖	㉗	28	29	㉛	㉜
大月本村	22		△	○△	○△		×				
	23	○×△		○×	○×	×	×	○×			
	24	○×△	○×		○×△	×	×	○×			
	25	○×△	○×	○×△		○×△	○×	○×△			
	㉖	○×	○×	○×	○×		○×	○×			
	㉗	○×	○×	○×	○×	○×△		○×		×	×
	28	○×	○×	○×△	○×	○×	○×				
掘越	29									○×	○×
	㉛					○	○				○×△
	㉜					○	○			○×	
	㉞								○×	○×	○×
	㉟								○	○	○
	36								○×	○×	○×
	㊲								○	○	○
	㊴								×	×	×
船越	㊵					○	○		○	○	○
	㊶					×	×		×	×	×
	㊷										
	㊸	○	○			○	○			○	○
	㊺										
	46										

（注）・○……香典のやりとりをする家
　　×……お祝　〃
　　△……祝儀，不祝儀以外におすそわけをしたり，ごちそうをもっていく家

㉞	㉟	3 6	㊲	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊺	4 6
		○						○		
		○								○
		○						○		○
		○								○
×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○
								○		○
△	○×	○×△		○×						
△○×	○		○	○	○	○	○	○		
○×	○×		○×	○×	○	○	○	○	○	
	○×	○×	○×	○△×						
○		○	○	○						
○△×	○×		○×	○△×						
○	○	○		○						
×△	×	×△	×							
○	○	○	○	○		○×△	○×△	○×△	○×	×
×	×	×	×	×	△		×△	×	×	
					△	○△				
○	○		○	○	○×	○×	○×		○×	○△×
								△	○×	

・家番号欄の○印は，日蓮宗お祖義の家，その他は平法華の家である。

2. 親族の範囲と分布

親族は，今まで述べられてきた同族が家の系譜関係に基づく集団であり，血統関係や個人の生死を越えても存続し，その範囲が比較的固定しやすいのに対して，婚姻と出生とに媒介される血縁関係に基づく集団であって，重縁が行なわれぬ限り個人の死亡に依ってその結合関係は次第に疎遠になっていく。即ち世代的な血縁関係であるからその範囲は比較的動きやすい，いわゆる流動的性格をもつものである。では，親族の範囲が一体どのように分布しているかを同族についてと同様に御津町北野における調査をもとにして検討してみよう。

北野は約４０軒の部落であるが，更に大坪・大月という二つの小字に分れており，詳細にみてみると，既況でもみられるように，単に戸数が２０軒ずつ分れて，距離的にも隔っているだけでなく，農業経営面など一部落として相方は全く同じ形態を呈していないので，ここではあくまでも一地域・北野部落の親族についてみていくわけであるが，一応集計上大坪と大月の二つに分けて，その上での北野部落としての親族について考察することにした。よって以下の論述，表などはすべてこの要領で行なうことにする。

一般に親族関係は血族，姻族の両方を含めて「しんるい」または「しんせき」と呼ばれているが（現行民法では，親族を血族・姻族・配偶者の三種に分け，血族の６親等，姻族の３親等以内を法定親族としている）ここ調査地北野においても例外ではなく，親族として交際している家は「しんるい」と呼ばれている。そこで「親類付き合いをしている者」を尋ね各戸であげてもらった結果をまとめてみると，北野部落の場合，日頃往来のある親類数は，大坪２０４名，大月２１２名の総数４１６名で１戸平均１０４名の親類をもっている。各戸のもつ親類数の内訳は第１表に示すとおりであるが，大坪・大月の間には平均においては差がなく北野としての特徴を充分に現わしている。ただ，大月で５名－１戸，６名－１戸と，大坪との間にいくばくかの差がみられているのは，親族付き合いも余りない老婆が，ひっそりと一軒の家に１人だけで住んでいるといった家が大月では２戸もあるのに対し，大坪では，何世代もの家族が一軒の家に同居していた家が多かったためであろう。

８－２－第１表

大　坪		大　月	
１戸平均	１０２名	１戸平均	１０６名
７名	５戸	５名	１戸
８名	５戸	６名	１戸
９名	１戸	８名	１戸
１０名	１戸	９名	４戸
１１名	４戸	１０名	３戸
⋮	⋮	１１名	３戸
１６名	３戸	１２名	２戸
１８名	１戸	１３名	１戸
		１４名	１戸
		１５名	１戸
		１６名	１戸
		２０名	１戸

まず親族関係をもち交際している４１６

の親族の範囲と分布についてみると，第２表　地域分布では，大坪・大月も差がないので北野としてみると，部落内４０戸（９.５％），御津町内８０戸（１９.６％），郡内６２戸（１４.７％），岡山市内９６戸（２３.１％），県内で岡山市内を除いた地域９９戸（２３.７％），県外３９戸（９.４％）を示しているが，ここで村内が９.５％しかなく全体のわずか１０分の１に満たないということは，北野では村内婚は少なく，周辺の市町村へ広がりをもっていることがわかる。

８－２－第２表　親類の地域分布

〔大　　坪〕

地域 / 数	部落内（大坪内）	北野内	御津町内	郡内	県内		県外	計
					岡山市内	その他		
（）は％	２１(10.2)	２（１）	４０(19.5)	３８(18.5)	３９(19.5)	４１(20.1)	２３(11.2)	２０４(100)

〔大　　月〕

地域 / 数	部落内（大月内）	北野内	御津町内	郡内	県内		県外	計
					岡山市内	その他		
（）は％	１４(6.8)	３(1.4)	４０(18.9)	２４(11.2)	５７(26.8)	５８(27.3)	１６(7.6)	２１２(100)

〔北野（大坪・大月）〕

地域 / 数	部落内（大坪・大月内）	北野内	御津町内	郡内	県内		県外	計
					岡山市内	その他		
（）は％	３５(8.4)	５(1.1)	８０(19.6)	６２(14.7)	９６(23.1)	９９(23.7)	３９(9.4)	４１６(100)

県内が４６.８％と約半数を占めているのは入婚における通婚圏をみると更に顕著にわかる。入婚大坪３２人のうち岡山市内を除く県内は１５人，大月２４人のうち９人と５６人の入婚者の42.8％を占め高率を示しているのであるが，これらは県内といっても岡山県全体に及んでいるのではなく，例えば赤磐郡（赤坂・山陽・熊山・瀬戸），久米郡（久米南・柵原），吉備郡（足守），上房郡（賀陽），上道郡などといった，ほとんどがこれら周辺の郡部に限られている。また，北野は岡山市と隣接しているため，村のすぐそばを市との境界線が走り，一歩村から出れば岡山市に

８－２－第３表　通　婚　圏（入婚）

部落内		３(1)(人)	5.3(%)
御津町内		１２(1)	２１.４
郡内		９(3)	１６.０
県内	岡山市内	５	９.２
	その他	２４(2)	４２.８
県外		３(1)	５.３
計		５６	１００

（　）内は婿養子

入るというわけで，山の上に位置し，一見不便そうで孤立した村のように思えるが，山合いに道路も開け，平地の不便な所よりも，ずっと交通の便が良くなっているため，自家用車など持つ家家は，市内の中心地まで２０分でたやすく足を運ぶことができるぐらいだから，かえって町内・郡内よりも，往来は容易な場合も考えられる。従って，第2表で上述の県内各地域の２３.７％と岡山市内だけで２３.１％という高い分布率を示すのも不思議ではない。県外が９.４％と低率であるのも親族の大部分が近接市町村に分布しているためである。ここに親族とその居住地域とは大きな関係をもつことが明らかになってくるし，ある程度地域的に近いことが親類関係の上では望ましいとされていることも，いくぶん立証されてくるであろう。

そこで親類を，父方・妻方・母方・祖母方・嫁方・婿方・その他（この中には，親等のはっきりしていない本家とか分家といった，昔からの古い親類，父方の遠縁が主に含まれる）と姻戚別に分け，親等別にみてみると，第４表で北野の場合，全体的にみてだいたいⅤ親等までを親類の範囲としているが，その中でも，父方が，大坪では２０４の親類数のうち１１３の５５％，大月でも２１２のうち１１４の５４％と同様の％を占め，大月では父方に於てⅥ親等以下の親類も２名あげられているなど，他の妻方・母方・嫁方などに比べて一番範囲の限界が広いことがいえる。このように親類総数のうちで，父方が５５％と半数以上の高率を示しているのに対し，妻方や母方が２１％，９％といたって低率で，整然としており，父方をしのぐことができないのは，やはり今なお残存する日本の父系重視の傾向が抜けないためであろう。

ここで第４表において，大坪・大月の両間には，父方・妻方・母方などの数についてはほとんど同様の傾向がみられるが，親等の上で，大坪の場合，父方はⅤ親等までなのに対して大月ではⅥ親等以下まで，また妻方Ⅲ親等に対し，Ⅳ親等と，多少の差異がみられていることについて，次の事柄をあげてみたい。各家々で，「一般に親族関係の縁を切るのはどれ位（何代）たってでしょうか。」を尋ねえた結果をまとめてみると，大坪では，２代までと答えた人が１０名，３代までが８名，４代までが２名であったのに対し，大月では，１代で１名，２代が４名，３代が10名，４代が５名であった。

次に親等別地域別の分布をみると，一見して，親等と地域の遠近は関係ないように思えるが北野の場合，前述したように岡山市とは隣り合せで，大月でみられるように，すぐ近くに家を建てたがその家は岡山市としての住所をもち，従って家を建てた人は，同一世帯主でありながら，岡山市と北野に同時に在住した形になった例でもわかるように，部落の端から端へ行くよりも，車の便も伴って，町内とか岡山市へ行く場合の方が近いこともありうるので，そういう点を考慮すると，やはり部落内では，その他も含めて古い親類と交際しているようである。

8 － 2 － 第 4 表　親等別・地域別分布

	親等別 / 地域別	父方							妻方				母方						祖母方			嫁方			婿方		その他	計
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ		
大坪	部落内	1	2	1	1	0			0	0	0		0	0	1	0	0	0	1			1	0		0	0	13	21
	北野内	0	1	0	1	0			0	0	0		0	0	0	0	0	0	0			0	0		0	0	0	2
	御津町内	3	11	3	8	1			0	4	1		1	1	3	1	0	1	0			1	1		0	0	0	40
	郡内	6	15	3	1	3			0	5	3		0	0	0	0	1	0	0			0	0		1	0	0	38
	(岡山市内) 県内	(8) 14	(8) 15	(4) 6	(2) 4	(1) 1			(1) 2	(6) 16	1		(1) 1	3	(5) 5	2	0	0	0			(2) 4	(1) 2		0	0	4	(39) 80
	県外	3	4	3	2	0			1	5	3		0	0	0	0	0	0	0			0	2		0	0		23
	計	(8) 27	(8) 48	(4) 16	(2) 17	(1) 5			(1) 3	(6) 30	8		(1) 2	4	(5) 9	3	1	1	1			(2) 6	(1) 5		1	0	17	(39) 204
大月	部落内	1	3	1	2	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0		0	2	14
	北野内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			0	0	0	0	0	0		0	2	3
	御津町内	4	7	4	5	2	0	0	0	3	0	2	0	0	1	1			0	0	2	3	1	1		1	3	40
	郡内	0	2	3	2	0	0	0	2	5	2	0	0	0	2	3			1	0	0	0	1	0		0	1	24
	(岡山市内) 県内	(6) 8	(19) 29	(9) 14	(3) 8	(1) 2	(1) 1	(2) 2	1	(7) 26	(2) 5	(2) 4	0	1	(1) 3	(1) 4			1	1	0	0	(1) 1	0		0	(2) 4	(57) 115
	県外	3	4	0	2	0	1	0	0	4	0	1	0	0	1	0			0	0	0	0	0	0		0	0	16
	計	(6) 16	(19) 45	(9) 22	(3) 19	(1) 7	(1) 3	(2) 2	3	(7) 39	(2) 7	(2) 7		1	(1) 8	(1) 8			2	1	2	3	(1) 3	1		1	(2) 12	(57) 212

Ⅰ　親子
Ⅱ　祖父母兄弟姉妹
Ⅲ　甥姪伯叔，父母
Ⅳ　従兄弟姉妹伯叔祖父母
Ⅴ　従甥姪伯叔従父母
Ⅵ　その他再従兄弟姉妹
Ⅶ　親等以下

また，調査において，親類関係で縁を切るのは，部落内の場合「いつまでも続けたい」と答えた人が大半，残りの人でも「4～5代は続ける」と答えているが，それが「部落外ではどうですか」という調査に対しては，1代と答えた人が2名，2代が12名，3代が15名，4代が4名，部落内外が同じと答えた人が5名，残り2名はわからないと自然と切れてゆくであったが，このことから，大体部落外では3代までとなっている。それと，部落内では「いつまでも」というのを合わせてみると，遠のくに従い親等もV親等，IV親等と親類の範囲が狭くなっていくのではあるが，居住地域別にみる親族は，北野の場合，部落内においては当然のことながら，うすい親類すなわちVI親等以上の古い親類までもつきあわれるのであるが，県内などでも血族，姻族をとわずかなりうすい親等まで付きあっているところをみると，たやすく往来できる現在では，ある程度の距離的遠近感というものは，感ぜられなくなっているのではなかろうか。しかし，そうはいっても，県外の親類より，県内の親類が多く，また，岡山県内といっても遠く離れている郡外よりも，隣接の岡山市，赤磐郡，吉備郡などの方が多いのは，やはり村人の幾人かが調査中に口にされていた「遠くの親類よりも近くの他人」というように，いくら交通の便が良くなったといっても，近くにいればいるほど，何かと便利さを伴ない，会う機会も頻繁になり，親類付き合いは一層緻密度を増して促進されるであろう。そこに於て親類付き合いは，どちらかといえば親等に左右されるよりも，居住関係に基く直接面接の機会の多少によって規制される場合が多いといえるのではないだろうか。

以上，親類を親等別，地域別について述べてきたが，更に親類同志がどのような交際をしているか，第5表，第6表，第7表をもとにして，親類間の交際内容について検討していくことにする。調査上交際内容は，①経済的に困ったとき，②婚礼のとき，③出産のとき，④葬式のとき，⑤農業経営の面で，⑥秋祭りなどのとき，⑦建築のとき，⑧屋根葺きのとき，⑨病気見舞で，⑩法事に，⑪正月に，⑫盆に，⑬彼岸に，⑭節句に，⑮その他の15項目に分けて集計してみた。

まず第5表の地域別交際内容を第5－1表の大坪，第5－2表の大月をこちらから行く場合，向うから来る場合とに分けてみると，大坪・大月ともこちらから行く場合の方が全体的にみて多少多い。これは，向うから北野へ出向いて来るとき，バスや汽車では，部落に入るまでにかなりの道程を歩いてやって来なければいけない。その点，行く場合，項目⑮その他（ときどき遊びに出かけるなどを含む）が他の①～⑭の項目に比べて戸数が多いことからみても北野の人が部落の外へ出かけることは日常生活に密着しているせいか，さほど困難さを伴なわないようである。

まず第5－1表 大坪 について交際内容では，こちらから行く場合には，葬式のときが164戸で15％を占め，病気見舞のときの146戸（13％），法事の141戸（12.5％），婚礼のときの138戸（12％）がこれにつづいている。来る場合もやはり葬式のときが最も多く167

戸（１５％），ついで病気見舞１３７戸，法事１３７戸と，行く場合より多少少ないが，婚礼のときなどは１３８戸と，往来は同じになっている。

8－2－5－2表　親族の地域別交際内容　（大坪）

行く場合

交際内容 / 地域別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
部落内	3	20	13	20	6	2	16	5	17	19	2	2	4	3	5	137
北野内	0	1	0	2	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	1	10
御津町内	1	29	15	37	1	19	21	2	32	31	14	14	7	0	12	235
郡内	6	28	16	29	8	22	17	8	29	27	12	13	10	6	10	241
(岡山市内)	(2)	(25)	(18)	(30)	(2)	(14)	(19)	(1)	(29)	(29)	(8)	(10)	(5)	(0)	(14)	(206)
県内	14	52	36	61	10	37	39	4	56	58	18	21	13	2	23	444
県外	0	8	3	15	0	3	3	0	10	4	0	1	0	0	12	59
合計	24	138	83	164	25	85	96	19	146	141	46	51	34	11	63	1126

来る場合

交際内容 / 地域別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
部落内	2	20	13	20	6	2	16	5	17	19	2	2	4	3	5	136
北野内	0	1	0	1	0	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	10
御津町内	3	29	14	36	1	18	16	2	33	28	10	12	10	1	12	225
郡内	6	27	15	26	8	19	17	10	28	27	13	14	12	6	9	237
(岡山市内)	(5)	(24)	(15)	(30)	(1)	(18)	(14)	(1)	(27)	(27)	(9)	(10)	(7)	(0)	(15)	(203)
県内	14	53	33	67	8	43	33	4	48	54	20	21	17	3	24	442
県外	0	8	4	17	0	2	3	0	9	7	2	1	1	0	5	59
合計	25	138	79	167	23	86	85	21	137	137	47	50	46	13	55	1109

次に第５－２表 大月 をみてみると，往来の戸数は，総合的にみて大坪よりも下回っているが，葬式のとき，病気見舞のとき，法事，婚礼のときが，行く場合も来る場合も大体同率の％を示し他の交際内容に比べやはり多いということには変りはないようである。ただ，①～⑩までの項目では大坪より大月の方がやや交際が劣りがちなのに対し，⑪以降の項目即ち正月・盆・彼岸・節句などの交際では，返って往来は大坪よりも活発なようである。ここにわずかながらの差異がみられるが，大ざっぱにみて大坪，大月両部落は，交際内容の往来では，同様の傾向を示しておりどちらをみても北野部落としての特徴が示されているといってもよいであろう。

8－2－第5－2表　親族の地域別交際内容　（大月）

行く場合

交際内容 / 地域別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
部落内	2	5	5	7	3	2	4	2	8	7	2	5	2	2	7	63
北野内	0	1	1	2	0	1	2	0	2	2	0	1	0	0	0	12
御津町内	5	23	13	33	5	19	15	7	27	22	11	14	11	5	8	218
郡内	3	15	9	18	0	12	6	0	10	8	5	9	11	3	11	120
(岡山市内) 県内	(5) 6	(31) 65	(19) 41	(43) 86	(2) 4	(20) 42	(22) 35	(0) 2	(38) 73	(33) 56	(15) 35	(15) 37	(8) 18	(1) 6	(17) 37	(269) 543
県外	0	7	5	8	0	0	2	0	9	6	2	1	0	0	6	46
合計	16	116	74	154	12	76	64	11	129	101	55	67	42	16	69	1002

来る場合

交際内容 / 地域別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
部落内	2	5	3	10	3	2	2	3	10	8	2	4	2	2	9	67
北野内	0	1	1	2	0	1	2	0	2	3	1	0	0	0	1	14
御津町内	5	23	12	29	6	17	9	5	19	27	12	14	10	6	8	202
郡内	0	15	10	18	1	12	6	1	12	9	5	4	3	2	8	106
(岡山市内) 県内	(3) 5	(24) 52	(16) 33	(43) 86	(1) 3	(14) 32	(17) 32	(1) 3	(53) 61	(38) 75	(9) 24	(21) 40	(11) 19	(0) 4	(6) 21	(239) 490
県外	1	8	4	7	0	0	0	0	10	5	2	1	0	0	3	41
合計	13	104	63	152	13	64	51	12	114	127	46	63	34	14	50	920

更に地域別にみてみると（第2表の地域分布も合わせて考えると理解しやすい）当然のことながら親類が一番多く在住している県内が，交際内容も一番多く，大坪（行く場合）444と全体の39％を占め，交際範囲も①～⑮までと広く行なわれている。また大月では更に高率の54％を県内で占めているという具合に，北野の場合，交際内容が①～⑮項目まで幅広く付き合われているのは，単に部落内のみにとどまらず，御津町内，郡内，県内（岡山市内も含む）までも，ほとんどすべてに及んでいるようである。このように県内でも①～⑮項目まで交際範囲が広く，地域によって交際内容に差異がみられないのは前述したように，県内といっても，近接の市町村が多いためであろう。従って県外になると交際範囲も，婚礼，葬式，病気見舞，法事といった大きな出来事の場合のみに限られてき，やはり距離的に遠いということは，交際範囲を狭くする原因

となっているようである。

しかし，親族間の交際内容は距離的遠近のみに関係するのではなく，親等にも影響されると思われるので，次に親族交際の内容を親等別に見ていくことにする。第６－１表をみてみると，父方ではⅠ，Ⅱ親等は①～⑮項目まで全ての交際内容にわたっており，とくにⅡ親等では，⑭節句⑮その他など，親子間のⅠ親等で一番よく付き合われるのが当然として，現われているもの以外は最も交流が多く，なかでも葬式のときは，行く場合についてみると４０で父方の内では４５％を占め，全体の２４％を，また婚礼のときは，来る場合，３７と４８％も，全体としても２７％をしめている。つづく病気見舞・法事などについても同様である。このように，その内容においても高い割合を占めた幅広い交際は，Ⅱ親等までに，親族のうちの約７４％が含まれている。それがⅢ，Ⅳ，Ⅴ親等と親等が下るにしたがって，交際範囲が限られてき，次第に，親族交際も無意識的あるいは意識的に透間が生じてくるようである。

つづいて妻方では，Ⅰ親等よりもⅡ親等の方が①～⑮項目までと，交際範囲も広く，内容も多いようであるが，Ⅰ，Ⅱ親等は，妻の実家の父母と妻の兄弟姉妹を意味するので，実家の父母が老令，死亡した場合を考えると自ら兄弟姉妹が後継し，世帯主となるので，Ⅰ親等はⅡ親等の中に含まれてくる。従って，Ⅱ親等が①～⑮項目まであるのに対し，Ⅰ親等で１，５，１４の項目が全く欠けているが，Ⅱ親等の中にⅠ親等が準ずるものと考えれば，こういう結果がでても不思議ではない。Ⅳ親等の親類が全くなく，Ⅲ親等までで，そしてⅢ親等の親族をみてみると，その交際には起伏がなく一様化してしまっている。これは濃い親類（甥姪伯叔父母）だけに範囲を絞り，その中を丁寧に付き合って，強い結びつきをもっていることを示しているであろう。

以下，母方・祖母方・嫁方・婿方・その他とあるが，父方・妻方も含めて全体的に親等別交際内容をみてみると，親等が下るにしたがって，交際範囲が狭くなっており，親等によって交際範囲が異なる。そして内容においては，葬式のとき，婚礼のとき，病気見舞，法事などの，大きな出来事の場合が親等の如何にかかわらず往来が多くなっている。なかでも葬式のときが，往来も多く，親等も最も低い親等まで付き合われているのは，親類として，葬式のとき弔問するか否かは親類関係の結びつきの「最後の絆」として残されているのであって，いわば葬式の際の弔問は親類関係の決定的指標となるのである。

第６－２表 大月 についてみると，大坪と異なることは，親等以下のかなりうすい親類まで幅広く付き合われていることである。大坪では，父方Ⅴ親等，妻方Ⅲ親等，母方Ⅳ親等，祖母方Ⅲ親等，嫁方Ⅳ親等，婿方Ⅱ親等までなのに対し，大月ではそれより，Ⅰ，Ⅱ親等ずつうすくなっているのである。そして，父方は大坪と変わりはなく，ⅡⅢⅣ‥‥と親等が下るにつれて，交際内容も，葬式，婚礼，病気見舞，法事など以外の項は，余り交際が行なわれなくなっている。しかし，母方・祖母方では，逆に親等がうすい方が，交際内容も幅広く表われているのは，うすい親類が量的に多いため，このような結果が生じたのであろう。しかし，父方・妻方においては，大坪と同様の傾向を示している。即ち，親等が下るにつれて交際範囲も狭くなり，親等によって交際内容が異なってきている。

8－2－第6－1表　親等別交際内容（大坪）

交際内容＼親等		父方							妻方				母方						祖母方			嫁方			婿方		その他	合計
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ		
1. 経済的に困ったとき	イ	2	5	1						4	2		1	2	1							1	2				3	24
	ク	6	6							2	2		2		1							1	2				3	25
2. 婚礼のとき	イ	22	33	10	11	1			2	18	6		2	3	6		1		1			2	3		1		16	138
	ク	19	37	11	9	1			1	20	6		2	1	6				1			3	4		1		16	138
3. 出産のとき	イ	21	22	3	1				1	10	3		2		5				1			5					9	83
	ク	17	22	3	1				1	11	3		2		3				1			6					9	79
4. 葬式のとき	イ	14	40	13	16	4			1	26	7		2	4	9	2	1	1	1			5	2				16	164
	ク	21	39	13	16	3			2	25	6		2	4	8	2	1	1	1			6	1				16	167
5. 農業経営の面で	イ	3	5	1	2					3	2		1		1							1	2				4	25
	ク	3	5	1	2					2	2		1		1							1	1				4	23
6. 秋祭りなどのとき	イ	14	28	7	3	1			1	15	3		2	3	1	2						2	2		1			85
	ク	20	26	7	3				1	13	4		2	2	1	2						2	2		1			86
7. 建築のとき	イ	17	26	4	5	2			1	12	4		2	1	4				1			4	1				12	96
	ク	14	23	3	4	2			1	11	4		2		3				1			4	1				12	85
8. 屋根葺きのとき	イ	4	4	1	1	1				3	2		1		1								1					19
	ク	5	5	1	1	1				3	2		1		1								1					21
9. 病気見舞で	イ	23	33	9	12	3			2	22	5		2	4	7	2	1	1	1			4	2				13	146
	ク	20	33	10	12	3			1	19	5		2	1	8	2		1	1			5	1				13	137
10. 法事に	イ	17	29	13	15	4			1	19	5		2	4	8	1		1	1			4	2				15	141
	ク	23	27	13	14	4			1	19	5		2	4	6	1		1	1			3	1				12	137
11. 正月に	イ	5	18	3						8	3		1	1		1						2	3		1			46
	ク	13	16	4					1	6	2					1						1	2		1			47
12. 盆に	イ	8	16	4					2	9	3		1	1	1	1						3	1		1			51
	ク	14	17	6		1				6	2			1		1						1	1					50
13. 彼岸に	イ	9	7	2					2	6	2		1		3								1		1			34
	ク	11	19	4	2					4	3			1	1								1					46
14. 節句に	イ	3	2							2	2				1								1					11
	ク	3	2							2	3				1								2					13
15. その他	イ	14	11	3	4				2	8	3				4	2						2	3		1		6	63
	ク	13	9	2	4				1	7	3				4	2						2	1		1		6	55
合計	イ	176	279	74	70	16			15	165	52		20	23	52	11	3	3	6			35	26		6		94	1,126
	ク	202	286	78	68	15			10	150	52		18	14	44	11	1	3	6			35	21		4		91	1109

註　数字の上(イ)は，こちらから行く場合　　数字の下(ク)は，向うから来る場合

8－2－第6－2表　親等別交際内容（大月）

交際内容＼親等		父方 I	父方 II	父方 III	父方 IV	父方 V	父方 VI	父方 VII以下	妻方 I	妻方 II	妻方 III	妻方 IV	母方 I	母方 II	母方 III	母方 IV	母方 V	母方 VI	祖母方 III	祖母方 IV	祖母方 V	嫁方 II	嫁方 III	嫁方 IV	婿方 II	婿方 III	その他	合計
1. 経済的に困ったとき	イ	4	3	1	1	1				2						1						1		1			1	16
	ク	5	4			1										1						1					1	13
2. 婚礼のとき	イ	9	36	7	10	4			2	23	3	2			5	7						2	1	1		1	3	116
	ク	8	31	10	7	3	1		2	18	2	1			5	7						2				1	6	104
3. 出産のとき	イ	10	18	4	8	3			2	14					4	5						1	2	1			2	74
	ク	5	17	4	1	1			3	17					4	5						1	2	1			2	63
4. 葬式のとき	イ	8	38	14	15	8	1	2	2	25	4	2		1	8	7				1	2	3	3	1		1	8	154
	ク	7	35	16	13	8	2	2	2	20	4	6		1	8	8				1	2	2	2	1		1	11	152
5. 農業経営の面で	イ	3	1	1		1		1	1													1		1			2	12
	ク	3	2	1		1			1	1						1						1					2	13
6. 秋祭りなどのとき	イ	9	22	3	6	2			3	11	1				5	5					1	1	2	1		1	3	76
	ク	6	17	4	4	1			1	13	1				5	6						1	2			1	2	64
7. 建築のとき	イ	6	17	4	4	3			2	13	1				5	2					2	1		1			3	64
	ク	5	13	2	1	1			2	14	1				5	2					2	1					2	51
8. 屋根葺きのとき	イ	2	2	1		1				1						1						1		1			1	11
	ク	3	1	1		2			1	1						1						1					1	12
9. 病気見舞で	イ	10	33	8	17	6	2	2	3	15	3	3		1	7	6					2	2	2	1			6	129
	ク	7	27	9	13	3	3	2	2	15	3	3			7	6					2	1	1	1			9	114
10. 法事に	イ	5	21	8	11	6	2	1	2	17	1	3			6	6					2	2	2	1	1		4	101
	ク	7	33	13	11	7	1	2	2	20	1	6			3	5					2	2	1		1		10	127
11. 正月に	イ	7	15	3	3	2			3	10	1				5	3						1		1			1	55
	ク	9	14	3	1	1			2	6	1				5	2						1					1	46
12. 盆に	イ	5	10	8	5	2	2		3	11	3	2			5	3			1		1	1	1	1			3	67
	ク	7	22	8	2	1	2		2	7	2	2			2	3						1					2	63
13. 彼岸に	イ	5	7	4	1	1			2	6	3	1			3	3			1		1	1		1			2	42
	ク	6	16	1	1	1			1	2					2	2						1					1	34
14. 節句に	イ	3	2	1		1			1	3				2								1		1			1	16
	ク	1	4	1		1			1	3				1								1					1	14
15. その他	イ	5	17	5	5	3			1	13	2	1		1	4	3			1		2	1	1	1			3	69
	ク	5	11	2	1	3			1	12		1		1	6	3					2		1				1	50
合計	イ	91	242	72	86	44	7	6	27	164	22	14		5	57	52			3	1	13	20	14	15	1	3	43	1002
	ク	84	247	75	55	35	9	6	23	149	15	19		3	52	52				1	10	17	9	3	1	3	52	920

8—2　第7表　親族の親等別

交際内容	地域別		父方 I	父方 II	父方 III	父方 IV	父方 V	父方 VI	父方 VII以下	父方 合計	妻方 I	妻方 II	妻方 III	妻方 IV	妻方 合計	母方 I	母方 II	母方 III	母方 IV以下	母方 合計
1. 経済的に困ったとき	部落内	イ	1		1					②								1		
		ク	1							①								1		
	北野内																			
	御津町内			1						①										
				2						②						1				
	郡内		1	1						②		2	2		④					
			2	1						③		1	2		③					
	県内 岡山市内			1						①										
			3	1						④										
	県内 その他			2						②		2			②	1	2			
				2						②		1			①	1				
	県外																			
	合計		2	5	1					⑧		4	2		⑥	1	2	1		
			6	6						⑫		2	2		④	②		①		
2. 婚礼のとき	部落内		1	2	1	1				⑤								1		
			1	2	1	1				⑤								1		
	北野内					1				①										
				1						①										
	御津町内		3	8	3	5				⑲		4	1		⑤	1	1	2		
			3	8	3	5				⑲		4	1		⑤	1	1	2		
	郡内		5	11	2		1			⑲		4	3		⑦					1
			5	12	2		1			㉑		4	2		⑥					
	県内 岡山市内		7	5	3	1				⑯	1	4			⑤			3		
			4	5	4	1				⑭	1	4			⑤			3		
	県内 その他		4	6		2				⑫		5	1		⑥	1	2			
			4	7		1				⑫		7	2		⑨	1				
	県外		2	1	1	1				⑤	1	1	1		③					
			2	2	1	1				⑥		1	1		②					
	合計		22	33	10	11	1			㊼	2	18	6		㉖	2	3	6		1
			19	37	11	9	1			㊼	1	20	6		㉗	2	1	6		0
3. 出産のとき	部落内		1	1	1	1				④								1		
			1	1	1	1				④								1		
	北野内																			
	御津町内		3	6	1					⑩		1			①	1		2		
			3	6	1					⑩		1			①	1		1		
	郡内		4	7						⑪		3	2		⑤					
			4	7						⑪		2	2		④					

註：数字の上(イ)はこちらから行く場合　下(ク)は向うから来る場合（以下の表

◦地域別◦交際内容

		祖母方				嫁方				婿方			その他	合計							総合計
Ⅵ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	
	①													1		2						3
	①													1		1						2
															1							1
	①													1	2							3
														1	3	2						6
														2	2	2						6
							1		①						1	1						2
							1		①					3	1	1						5
	③					1	1		②				3	1	7	1					3	12
	①					1	1		②				3	1	4	1					3	9
	④					1	2		③				③	3	12	6					3	24
	③					1	2		③				③	8	9	5					3	25
	①	1			①	1			①				12	1	3	3	1				12	20
	①	1			①	1			①				12	1	3	3	1				12	20
																	1					1
															1							1
	④					1			①					4	14	6	5					29
	④					1			①					4	14	6	5					29
	①									1		①		5	16	5		2				28
	⓪									1		①		5	17	4		1				27
	③						1		①					8	9	7	1					25
	③						2		②					5	9	9	1					24
	③						2		②				4	5	13	3	2				4	27
	①					1	2		③				4	5	15	4	1				4	29
														3	2	2	1					8
														2	3	2	1					8
	⑫	1			①	2	3		⑤	1		①	⑯	26	57	26	11	2			16	138
	⑨	1			①	3	4		⑦	1		①	⑯	22	62	28	9	1			16	138
	①	1			①	1			①				6	1	2	3	1				6	13
	①	1			①	1			①				6	1	2	3	1				6	13
																						1
	③					1			①					4	8	3						15
	②					1			①					4	8	2						14
														4	10	2						16
														4	9	2						15

についても同様)

交際内容	親等別 / 地域別		父方								妻方					母方				
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	合計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
4. 葬式のとき	県内	岡山市内	7	4	1					⑫	1	2			③			2		
			4	4	1					⑨	1	3			④			1		
		その他	4	3						⑦		4	1		⑤	1				
			3	3						⑥		4	1		⑤	1				
	県外		2	1						③										
			2	1						③		1			①					
	合計		21	22	3	1				㊼	1	10	3		⑭	2		5		
			17	22	3	1				㊸	1	11	3		⑮	2		3		
	部落内		1	2	1	1				⑤								1		
			1	2	1	1				⑤								1		
	北野内			1		1				②										
				0		1				①										
	御津町内		3	8	3	8	1			㉓		4	1		⑤	1	1	3	1	
			3	8	3	8	1			㉓		4	1		⑤	1	1	3	1	
	郡内		4	11	2	1	2			⑳		4	2		⑥					1
			4	11	2	1	1			⑲		3	1		④					1
	県内	岡山市内	3	7	3	2	1			⑯	1	6	1		⑧		1	5		
			5	7	3	2	1			⑱	1	5	1		⑦		1	4		
		その他	1	7	2	2				⑫		8	1		⑨	1	2		1	
			5	7	2	2				⑯		9	1		⑩	1	2		1	
	県外		2	4	2	1				⑨		4	2		⑥					
			3	4	2	1				⑩	1	4	2		⑦					
	合計		14	40	13	16	4			㊼	1	26	7		㉞	2	4	9	2	1
			21	39	13	16	3			㊷	2	25	6		㉝	2	4	8	2	1
5. 農業経営面で	部落内		1	1	1	1				④								1		
			1	1	1	1				④								1		
	北野内																			
	御津町内			1						①										
				1						①										
	郡内		2	2		1				⑤		1	2		③					
			2	2		1				⑤		1	2		③					
	県内	岡山市内		1						①										
				1						①										
		その多										2			②	1				
												1			①	1				
	県外																			
	合計		3	5	1	2				⑪		3	2		⑤	1		1		
			3	5	1	2				⑪		2	2		④	1		1		

		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総合計
Ⅵ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	
	②					2			②					8	8	3						19
	①					2			②					5	9	2						16
	①					1			①				3	5	8	1					3	17
	①					2			②				3	4	9	1					3	17
														2	1							3
														2	2							4
	⑦	1			①	5			⑤				⑨	24	37	12	1				9	(83)
	⑤	1			①	6			⑥				⑨	20	39	10	1				9	(79)
	①	1			①	1			①				12	1	3	3	1				12	20
	①	1			①	1			①				12	1	3	3	1				12	20
															1		1					2
																	1					1
1	⑦					1	1		②					4	14	8	9	1	1			37
1	⑦					1			①					4	14	7	9	1	1			36
	①													4	15	4	1	3				27
	①													4	14	3	1	2				24
	⑥					2			②					4	16	9	2	1				32
	⑤					2			②					6	15	8	2	1				32
	④					1	1		②				4	2	18	4	3				4	31
	④					2	1		③				4	6	20	4	3				4	37
														2	8	4	1					15
														4	8	4	1					17
1	⑲	1			①	5	2		⑦				⑯	17	75	32	18	5	1		16	(164)
1	⑱	1			①	6	1		⑦				⑯	25	74	29	18	4	1		16	(167)
	①												1	1	1	2	1				1	6
	①												1	1	1	2	1				1	6
															1							1
															1							1
														2	3	2	1					8
														2	3	2	1					8
							1		①						1	1						2
															1							1
	①					1	1		②				3	1	3	1					3	8
	①					1	1		②				3	1	2	1					3	7
	②					1	2		③				④	4	9	6	2				4	(25)
	②					1	1		②				④	4	8	5	2				4	(23)

交際内容	親等別 / 地域別		父方 I	父方 II	父方 III	父方 IV	父方 V	父方 VI	父方 VII以下	父方 合計	妻方 I	妻方 II	妻方 III	妻方 IV	妻方 合計	母方 I	母方 II	母方 III	母方 IV	母方 V
6. 秋祭りなどのとき	部落内	イ		2						②										
		ク		2						②										
	北野内			1		1				②										
				1		1				②										
	御津町内		3	4	3	2				⑫		3			③	1	1	1	1	
			3	5	3	1				⑫		2	1		③	1			1	
	郡内		5	9	1		1			⑯		3	2		⑤					
			5	7	1					⑬		3	2		⑤					
	県内 岡山市内		3	5	2					⑩	1	2			③					
			6	6	2	1				⑮	1	1			②			1		
	県内 その他		2	5	1					⑧		7	1		⑧	1	2		1	
			5	4	1					⑩		7	1		⑧	1	2		1	
	県外		1	2						③										
			1	1						②										
	合計		14	28	7	3	1			㊸	1	15	3		⑲	2	3	1	.2	
			20	26	7	3				㊻	1	13	4		⑱	2	2	1	2	
7. 建築のとき	部落内		1	2	1	1				⑤								1		
			1	2	1	1				⑤								1		
	北野内																			
	御津町内		3	6	2	3	1			⑮		2			②	1	1	1		
			3	4	1	2	1			⑪		2			②	1		1		
	郡内		4	7			1			⑫		3	2		⑤					
			4	7			1			⑫		3	2		⑤					
	県内 岡山市内		6	5	1	1				⑬	1	2			③			2		
			3	5	1	1				⑩	1	1			②			1		
	県内 その他		2	5						⑦		5	1		⑥	1				
			2	4						⑥		5	1		⑥	1				
	県外		1	1						②			1		①					
			1	1						②		12	1		①					
	合計		17	26	4	5	2			㊹	1	12	4		⑰	2	1	4		
			14	23	3	4	2			㊻	1	11	4		⑯	2		3		
8. 屋根葺きのとき	部落内		1	1	1	1				④								1		
			1	1	1	1				④								1		
	北野内																			
	御津町内			1			1			②										
				1			1			②										
	郡内		3	1						④		2	2		④					
			4	2						⑥		2	2		④					

		祖母方				嫁方				婿方			その他	合計								総合計
Ⅵ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	
															2							2
															2							2
															1		1					2
															1		1					2
	④													4	8	4	3					19
	②													4	7	4	2					17
										1		①		5	13	3		1				22
							1		①	1		①		5	11	4						20
							1		①					4	7	3						14
	①													7	7	3	1					18
	④					2	1		③					3	16	3	1					23
	④					2	1		③					6	15	3	1					25
														1	2							3
														1	1							2
	⑧					2	2		④	1		①		17	49	13	5	1				85
	⑦					2	2		④	1		①		23	44	14	5					86
	①	1			①	1			①				8	1	3	3	1				8	16
	①	1			①	1			①				8	1	3	3	1				8	16
	③					1			①					4	10	3	3	1				21
	②					1			①					4	7	2	2	1				16
														4	10	2		1				17
														4	10	2		1				17
	②					1			①					7	8	3	1					19
	①					1			①					4	7	2	1					14
	①					1	1		②				4	3	11	2					4	20
	①					1	1		②				4	3	10	2					4	19
														1	1	1						3
														1	1	1						3
	⑦	1			①	4	1		⑤				12	20	43	14	5	2			12	96
	⑤	1			①	4	1		⑤				12	17	38	12	4	2			12	85
	①													1	1	2	1					5
	①													1	1	2	1					5
															1		1					2
															1		1					2
														3	3	2						8
														4	4	2						10

交際内容	親等別 / 地域別		父方 I	II	III	IV	V	VI	VII以下	合計	妻方 I	II	III	IV	合計	母方 I	II	III	IV	V
9.病気見舞で	県内	岡山市内		1						①										
				1						①										
		その他										1			①	1				
												1			①	1				
	県外																			
	合計			4	4	1	1	1			⑪		3	2		⑤	1		1		
				5	5	1	1	1			⑬		3	2		⑤	1		1		
	部落内			1	2	1	1				⑤								1		
				1	2	1	1				⑤								1		
	北野内				1		1				②										
					1		1				②										
	御津町内			3	7	2	6	1			⑲		4	1		⑤	1	1	2	1	
				3	7	2	7	1			⑳		4	1		⑤	1	1	3	1	
	郡内			6	10	2	1	2			㉑		5	2		⑦					1
				5	11	2	1	2			㉑		4	2		⑥					
	県内	岡山市内		7	6	2	2				⑰	1	5			⑥		1	4		
				7	6	3	2				⑱		4			④			4		
		その他		4	5		1				⑩		6	1		⑦	1	2		1	
				2	4						⑥	1	6	1		⑧	1			1	
	県外			2	2	2					⑥	1	2	1		④					
				2	2	2					⑥		1	1		②					
	合計			23	33	9	12	3			㊽	2	22	5		㉙	2	4	7	2	1
				20	33	10	12	3			㊽	1	19	5		㉕	2	1	8	2	
10.法事事に	部落内			1	2	1	1				⑤								1		
				1	2	1	1				⑤								1		
	北野内				1		1				②										
					1		1				②					④					
	御津町内			3	5	3	8	1			⑳		3	1		④	1	1	3		
				3	5	2	7	1			⑱		3	1		④	1	1	2		
	郡内			5	9	3	1	2			⑳		5	2		⑦					
				5	9	3	1	2			⑳		5	2		⑦					
	県内	岡山市内		4	7	3	2	1			⑰	1	4			⑤		1	4		
				7	6	4	2	1			⑳		3			③		1	3		
		その他		4	4	1	2				⑪		7	1		⑧	1	2		1	
				4	3	1	2				⑩	1	7	1		⑨	1	2		1	
	県外				1	2					③			1		④					
				3	1	2					⑥		1	1		②					
	合計			17	29	13	15	4			㉘	1	19	5		㉕	2	4	8	1	
				23	27	13	14	4			㉛	1	19	5		㉕	2	4	6	1	

		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総合
Ⅶ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	計
							1		①						1	1						2
							1		①						1	1						2
	①													1	1							2
	①													1	1							2
	②						1		①					5	7	5	2					⑲
	②						1		①					6	8	5	2					㉑
	①	1			①	1			①				9	1	3	3	1				9	17
	①	1			①	1			①				9	1	3	3	1				9	17
															1		1					2
															1		1					2
1	⑥					1	1		②					4	13	6	7	1	1			32
1	⑦					1			①					4	13	6	8	1	1			33
	①													6	15	4	1	3				29
														5	15	4	1	2				27
	⑤					1			①					8	13	6	2					29
	④					2			②					7	12	7	2					28
	④					1	1		②				4	5	14	2	2				4	27
	②					1	1		②				4	4	11	2	1				4	22
														3	4	3						10
														2	3	3						8
1	⑰	1			①	4	2		⑥				⑬	27	63	24	14	4	1		13	㊻
1	⑭	1			①	5	1		⑥				⑬	23	58	25	14	3	1		13	㊲
	①	1			①	1			①				11	1	3	3	1				11	19
	①	1			①	1			①				11	1	3	3	1				11	19
															1		1					2
															1		1					2
1	⑥					1			①					4	10	7	8	1	1			31
1	⑤					1			①					4	10	5	7	1	1			28
														5	14	5	1	2				27
														5	14	5	1	2				27
	⑤					1	1		②					5	13	8	2	1				29
	④													7	10	7	2	1				27
	④					1	1		②				4	5	14	3	3				4	29
	④					1	1		②				1	6	13	3	3				1	26
															1	3						4
														3	2	3						8
1	⑯	1			①	4	2		⑥				⑮	20	56	29	16	4	1		15	㊶
1	⑭	1			①	③	①		④				⑫	26	53	26	15	4	1		12	㊲

交際内容	親等別 / 地域別		父方 Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	合計	妻方 Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	母方 Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
11正月に	部落内	イ		2						②											
		ク		2						②											
	北野内																				
	御津町内		1	6	2					⑨		2	1		③	1			1		
			2	4	2					⑧		1			①				1		
	郡内		2	4						⑥		2	2		④						
			3	5						⑧		2	2		④						
	県内 岡山市内		1	3	1					⑤							1				
			2	3	2					⑦	1	1			②						
	県内 その他		1	3						④		4			④						
			5	2						⑦		2			②						
	県外		1							①											
	合計		5	18	3					㉖		8	3		⑪	1	1		1		
			13	16	4					㉝	1	6	2		⑨				1		
12盆に	部落内			2						②											
				2						②											
	北野内																				
	御津町内		1	6	2					⑨		3	1		④	1					
			2	4	2		1			⑨		2			②		1				
	郡内		3	4						⑦		3	2		⑤						
			4	6						⑩		2	2		④						
	県内 岡山市内		2	1	2					⑤	1				①		1	1			
			5	2	3					⑩											
	県内 その他		2	2						④	1	3			④				1		
			3	3						⑥		2			②				1		
	県外			1						①											
					1					①											
	合計		8	16	4					㉘	2	9	3		⑭	1	1	1	1		
			14	17	6		1			㊳		6	2		⑧		1		1		
13彼岸に	部落内		1	2						③								1			
			1	2						③								1			
	北野内																				
				1		1				②											
	御津町内		1	2	1					④						1		2			
			1	5	2	1				⑨							1				
	郡内		3	2						⑤		2	2		④						
			3	6						⑨		1	2		③						

		祖母方				嫁方				婿方			その他	合計								総合計
Ⅵ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	その他	
															2							2
															2							2
	②						1		①					2	8	4	1					15
	①													2	5	2	1					10
										1		①		2	7	2						11
										1		①		3	8	2						13
	①					1	1		②					1	5	2						8
														3	4	2						9
						1	1		②					1	8	1						10
						1	1		②					5	5	1						11
							1		①					1		1						2
	③					2	3		⑤	1		①		6	30	9	1					(48)
	①					1	2		③	1		①		14	24	8	1					(47)
															2							2
															2							2
	①													2	9	3						14
	①													2	7	2		1				12
										1		①		3	8	2						13
														4	8	2						14
	②					2			②					3	4	3						10
														5	2	3						10
	①					1	1		②					3	6	1	1					11
	①					1	1		②					3	6	1	1					11
															1							1
																1						1
	4					3	1		④	1		①		11	30	9	1					51
	②					1	1		②					14	25	9	1	1				50
	①													1	2	1						4
	①													1	2	1						4
															1		1					2
	③													2	2	3						7
	①													1	6	2	1					10
										1		①		3	5	2						10
														3	7	2						12

交際内容	親等別 / 地域内			父方 Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	合計	妻方 Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	母方 Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
	県内	岡山市内	イ	2		1					③	1	1			②					
			ク	4	2	1					⑦										
		その他		2	1						③	1	3			④					
				2	3						⑤		3	1		④					
	県外					1					①										
	合計			9	7	2					⑱	2	6	2		⑩	1		3		
				11	19	4	2				㊱		4	3		⑦		1	1		
14節句に	部落内			1	1						②								1		
				1	1						②								1		
	北野内																				
	御津町内																				
														1		①					
	郡内			2	1						③		1	2		③					
				2	1						③		1	2		③					
	県内	岡山市内																			
		その他											1			①					
													1			①					
	県外																				
	合計			3	2						⑤		2	2		④			1		
				3	2						⑤		2	3		⑤			1		
15その他	部落内			1	1						②								1		
				1	1						②								1		
	北野内				1						①										
	御津町内			2	4						⑥		2	1		③			1	1	
				2	4		1				⑦		1	1		②			2	1	
	郡内			3	3		1				⑦		1	1		②					
				3	2		1				⑥		1	1		②					
	県内	岡山市内		3	2	2	1				⑧	1	2			③			2		
				4	2	1	1				⑧	1	3			④			1		
		その他		3							③									1	
				3							③									1	
	県外			2		1	2				⑤	1	3	1		⑤					
						1	1				②		2	1		③					
	合計			14	11	3	4				㉜	2	8	3		⑬			4	2	
				13	9	2	4				㉘	1	7	3		⑪			4	2	

		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総
Ⅶ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	合計
														3	1	1						5
														4	2	1						7
							1		①					3	4	1						8
							1		①					2	6	2						10
																1						1
	④						1		①	1		①		12	14	8						34
	②						1		①					11	24	9	2					46
	①													1	1	1						3
	①													1	1	1						3
																1						1
														2	2	2						6
														2	2	2						6
							1		①						2							2
							2		②						3							3
	①						1		①					3	4	4						⑪
	①						2		②					3	4	6						⑬
	①												2	1	1	1					2	5
	①												2	1	1	1					2	5
																1						1
	②						1		①					2	6	3	1					12
	③													2	5	3	2					12
										1		①		3	5	1	1					10
										1		①		3	4	1	1					9
	②					1			①					4	5	4	1					14
	①					1	1		②					5	6	3	1					15
	①					1			①				4	3	1		1				4	9
	①					1			①				4	3	1		1				4	9
							2		②					3	3	4	2					12
															2	2	1					5
	⑥					2	3		⑤	1		①	⑥	16	22	13	6				6	㊽
	⑥					2	1		③	1		①	⑥	14	19	10	6				6	㊺

交際内容	地域別＼親等別		父方 I	II	III	IV	V	VI	VII以下	合計	妻方 I	II	III	IV	合計	母方 I	II	III	IV	V
1.経済的に困ったとき	部落内	イ		1			1			②										
		ク		1			1			②										
	北野内																			
	御津町内		1							①									1	
			1	1						②									1	
	郡内			1		1				②		1			①					
	県内 岡山市内		2	1	1					④										
			2	1						③										
	県内 その他		1							①		1			①					
			1	1						②										
	県外																			
			1							①										
	合計		4	3	1	1	1			⑩		2			②				1	
			5	4			1			⑩									1	
2.婚礼のとき	部落内			2	1		1			⑤										
				1	1		1	1		④										
	北野内																	1		
																		1		
	御津町内		2	6	1	4	2			⑮		1		1	②				1	
			2	6	1	4	2			⑮		2		1	③				1	
	郡内			1		2				③	2	3	1		⑥			2	3	
				1		2				③	2	3	1		⑥			2	3	
	県内 岡山市内		4	15	3					㉒		5	2		⑦			1	1	
			3	12	5					⑳		2	1		③			1	1	
	県内 その他		2	9	2	2	1			⑯		12			⑫			1	2	
			2	7	3					⑫		9			⑨			1	2	
	県外		1	3		1				⑤		2		1	③					
			1	4		1				⑥		2			②					
	合計		9	36	7	10	4			㊻	2	23	3	2	㉚			5	7	
			8	31	10	7	3	1		㊵	2	18	2	1	㉒			5	7	
3.出産のとき	部落内			1	1	1	2			⑤										
				1	1		1			③										
	北野内																	1		
																		1		
	御津町内		3	4	1	1				⑨									1	
			1	3	1	1				⑥		1			①				1	
	郡内			1						①	1	2			③			2	2	
				1						①	2	2			④			2	2	

註：数字の上（イ）はこちらから行く場合　下（ク）は向うから来る場合　（以下の表

域別交際内容

	祖母方				嫁方				婿方			その他	合計								総合計
Ⅶ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	
															1			1				2
															1			1				2
	①					1		1	②				1	1	1		2				1	5
	①					1			①				1	1	2		1				1	5
															1	1	1					3
														2	1	1						4
														2	1							3
														1	1							
														1								
	①					1		1	②				①	4	5	2	3	1			1	⑯
	①					1			①				①	5	5		1	1			1	⑬
															2	1	1	1				5
													1		1	1		1	1		1	5
	①															1						1
	①															1						1
	①					2	1	1	④		1	①	1	2	9	3	7	2			1	24
	①					2			②		1	①	1	2	10	2	6	2			1	23
	⑤												1	2	4	3	5				1	15
	⑤												1	2	4	3	5				1	15
	②												1	4	20	6	1				1	32
	②												1	3	14	7	1				1	26
	③													2	21	3	4	1				31
	③												2	2	16	4	2				2	26
														1	5		2					8
														1	6		1					8
	⑫					2	1	1	④		1	①	③	11	61	17	20	4			3	116
	⑫					2			②		1	①	⑥	10	51	18	15	3	1		6	104
															1	1	1	2				5
															1	1		1				3
	①															1						1
	①															1						1
	①					1	1	1	③				2	3	5	2	3				2	15
	①					1	1	1	③				2	1	5	2	3				2	13
	④						1		①					1	3	3	2					10
	④						1		①					2	3	3	2					10

についても同様)

交際内容	親等別 / 地域別		父方 I	II	III	IV	V	VI	VII以下	合計	妻方 I	II	III	IV	合計	母方 I	II	III	IV	V
4. 葬式のとき	県内	岡山市内 イク	4	7	2	2				⑮		2			②			1	1	
			2	7	2					⑪		3			③			1	1	
		その他	1	3		4	1			⑨	1	9			⑩				1	
			1	3						④	1	10			⑪				1	
	県外		2	2						④		1			①					
			1	2						③		1			①					
	合計		10	18	4	8	3			⑬	2	14			⑯			4	5	
			5	17	4	1	1			㉘	3	17			⑳			4	5	
	部落内			1	1	1	3			⑥										
				1	1	2	3	1		⑧										
	北野内																	1		
																		1		
	御津町内		2	6	3	5	2			⑱		2		2	④			1	1	
			2	6	4	4	2			⑱		1		2	③			1	1	
	郡内			2	1	2				⑤	2	4	1		⑦			2	2	
				2	1	2				⑤	2	3	1		⑥			2	3	
	県内	岡山市内	3	16	5	3	1	1	2	㉛		5	2		⑦			1	1	
			3	14	6	3	1	1	2	㉚		4	2	2	⑧			1	1	
		その他	2	9	2	4	1			⑱		13	1		⑭		1	2	3	
			2	8	3	2	1			⑯		11	1	2	⑭		1	2	3	
	県外		1	4	2		1			⑧		1			①			1		
				4	1		1			⑥		1			①			1		
	合計		8	38	14	15	8	1	2	㊽	2	25	4	2	㉝		1	8	7	
			7	35	16	13	8	2	2	㉝	2	20	4	6	㉜		1	8	8	
5. 農業経営面で	部落内			1			1			②										
				1			1			②										
	北野内																			
	御津町内		1		1					②										
			1	1	1					③		1			①					
	郡内																		1	
	県内	岡山市内	1						1	②										
			1							①										
		その他	1							①	1				①					
			1							①	1				①					
	県外																			
	合計		3	1	1		1		1	⑦	1				①					
			3	2	1		1			⑦	1	1			②				1	

		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総
Ⅵ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	合計
	②													4	9	3	3					19
	②													2	10	3	1					16
	①													2	12		5	1				20
	①													2	13		1					16
														2	3							5
														1	3							4
	⑨					1	2	1	④				②	12	33	10	14	3			2	㉔
	⑨					1	2	1	④				②	8	35	10	7	1			2	㊸
													1		1	1	1	3			1	7
													2		1	1	2	3	1		2	10
	①												1			1					1	2
	①												1			1					1	2
	②			2	②	3	1	1	⑤		1	①	3	2	11	6	9	4			3	35
	②			2	②	2		1	③		1	①	3	2	9	6	8	4			3	32
	④						1		①				1	2	6	5	4				1	18
	⑤						1		①				1	2	5	5	5				1	18
	②						1		①				2	3	21	9	4	1	1	2	2	43
	②						1		①				2	3	18	10	6	1	1	2	2	43
	⑥		1		①									2	23	5	8	1				39
	⑥		1		①								2	2	20	6	8	1			2	39
	①													1	5	3		1				10
	①														5	2		1				8
	⑯		1	2	③	3	3	1	⑦		1	①	⑧	10	67	30	26	10	1	2	8	㉞
	⑰		1	2	③	2	2	1	⑤		1	①	⑪	9	58	31	29	10	2	2	11	㉜
													1		1			1			1	3
													1		1			1			1	3
						1		1	②				1	1	1	1	1				1	5
						1			①				1	1	3	1					1	6
	①																1					1
														1						1		2
														1								1
														2								2
														2								2
						1		1	②				②	4	2	1	1	1		1	2	⑫
	①					1			①				②	4	4	1	1	1			2	⑬

交際内容	親等別 / 地域別		父方 I	II	III	IV	V	VI	VII以下	合計	妻方 I	II	III	IV	合計	母方 I	II	III	IV	V
6. 秋祭りなどのとき	部落内	イ		1			1			②										
		ク		1			1			②										
	北野内																	1		
																		1		
	御津町内		3	6	2	1				⑫		1			①				1	
			1	5	3	1				⑩		2			②				1	
	郡内			1		1				②	2	2	1		⑤			2	2	
				1		1				②	1	3	1		⑤			2	3	
	県内 岡山市内		4	9		1				⑭		2			②			1	1	
			3	5		1				⑨		2			②			1	1	
	県内 その他		2	5	1	3	1			⑫	1	6			⑦			1	1	
			2	5	1	1				⑨		6			⑥			1	1	
	県外																			
	合計		9	22	3	6	2			㊷	3	11	1		⑮			5	5	
			6	17	4	4	1			㉜	1	13	1		⑮			5	6	
7. 建築のとき	部落内			1		1	2			④										
				1			1			②										
	北野内																	1		
																		1		
	御津町内		2	5	1	1				⑨								1	1	
			1	2	1	1				⑤								1	1	
	郡内			1						①	2	1			③			2		
				1						①	2	1			③			2		
	県内 岡山市内		3	9	3					⑮		3	1		④			1	1	
			3	7	1					⑪		3	1		④			1	1	
	県内 その他		1	1		2	1			⑤		9			⑨					
			1	2						③		10			⑩					
	県外																			
	合計		6	17	4	4	3			㉞	2	13	1		⑯			5	2	
			5	13	2	1	1			㉒	2	14	1		⑰			5	2	
8. 屋根葺きのとき	部落内			1			1			②										
				1			2			③										
	北野内																			
	御津町内		1	1	1					③									1	
			1		1					②									1	
	郡内										1				①					

		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総合計
Ⅵ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	
															1			1				2
															1			1				2
	①															1						1
	①															1						1
	①			1	①	1	1	1	③		1	①	1	3	8	4	3	1			1	20
	①					1	1		②		1	①	1	1	8	5	2				1	17
	④												1	2	3	3	3				1	12
	⑤												1	1	4	3	4				1	13
	②						1		①				1	4	11	2	2				1	20
	②						1		①					3	7	2	2					14
	②													3	11	2	4	1				21
	②													2	11	2	2					17
	⑩			1	①	1	2	1	④		1	①	③	12	34	12	12	3			3	⑦⑥
	⑪					1	2		③		1	①	②	7	31	13	10	1			2	⑥④
															1		1	2				4
															1			1				2
	①												1			1					1	2
	①												1			1					1	2
	②			2	②	1		1	②				1	2	6	2	3	2			1	16
	②			2	②	1			①				1	1	3	2	2	2			1	11
	②													2	2	2						6
	②													2	2	2						6
	②												1	3	12	5	1				1	22
	②													3	10	3	1					17
														1	10		2	1				14
														1	12							13
	⑦			2	②	1		1	②				③	8	31	10	7	5			3	⑥④
	⑦			2	②	1			①				②	7	28	8	3	3			2	⑤①
															1			1				2
															1			2				3
	①					1		1	②				1	1	2	1	2				1	7
	①					1			①				1	1	1	1	1				1	5
														1								1

交際内容	親等別 / 地域別		父方 I	II	III	IV	V	VI	VII以下	合計	妻方 I	II	III	IV	合計	母 I	II	III	IV	V
9.病気見舞で	県内	岡山市内	1							①										
		その他	1							①		1			①					
			1							①		1			①					
	県外																			
	合計		2	2	1		1			⑥		1			①				1	
			3	1	1		2			⑦	1	1			②				1	
	部落内			2		2	3			⑦										
				2		2	3	1		⑧										
	北野内																	1		
																		1		
	御津町内		3	6	1	5	2			⑰		1		2	③			1	1	
			2	5	1	3				⑪		1		2	③			1	1	
	郡内			1		1				②	2	1			③			2	2	
				1		1				②	2	3			⑤			2	2	
	県内	岡山市内	5	13	5	3		1	2	㉙		3	2		⑤			1	1	
			3	10	6	3		1	2	㉕		2	2		④			1	1	
		その他	1	8	2	4	1			⑯	1	9	1	1	⑫		1	1	2	
			1	5	2	2				⑩		8	1	1	⑩			1	2	
	県外		1	3		2		1		⑦		1			①			1		
			1	4		2		1		⑧		1			①			1		
	合計		10	33	8	17	6	2	2	㉘	3	15	3	3	㉔		1	7	6	
			7	27	9	13	3	3	2	㉔	2	15	3	3	㉓			7	6	
10.法事で	部落内			2		2	3			⑦										
				2		1	2		1	⑥										
	北野内																	1		
																		1		
	御津町内		1	3	3	3				⑩		1		2	③			1	1	
			3	6	4	4	2			⑲		2		2	④			1	1	
	郡内			1						①	2				②			2	3	
				2		1				③	2				②			1	2	
	県内	岡山市内	3	11	5	3	1		1	㉔		4	1		⑤			1	1	
			3	13	7	2	1		1	㉗		4	1	2	⑦				1	
		その他	1	3		2	2	1		⑨		11			⑪				1	
			1	6	2	2	2	1		⑭		11		2	⑬				1	
	県外			1		1		1		③		1		1	②			1		
				4		1				⑤		3			③					
	合計		5	21	8	11	6	2	1	㊹	2	17	1	3	㉓			6	6	
			7	33	13	11	7	1	2	㊼	2	20	1	6	㉙			3	5	

方		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総
Ⅶ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	合計
														1								
														1								1
														1	1							2
														1	1							2
	①					1		1	②				1	2	4	1	2	1			1	⑪
	①					1			①				1	4	3	1	1	2			1	⑫
													1		2		2	3			1	8
													2		2		2	3	1		2	10
	①												1			1					1	2
	①												1			1					1	2
	②			2	②	2	1	1	④				2	3	9	3	9	4			2	30
	②			2	②	1		1	②				2	2	7	2	7	2			2	22
	④						1		①					2	2	3	3					10
	④						1		①					2	4	3	3					12
	②												2	5	16	8	4		1	2	2	38
	②												2	3	12	9	4		1	2	2	33
	④													2	18	4	7	1				32
	③												2	1	13	4	5				2	25
	①													1	4	1	2		1			9
	①													1	5	1	2		1	1		10
	⑭			2	②	2	2	1	⑤				⑥	13	51	20	27	8	2	2	6	129
	⑬			2	②	1	1	1	③				⑨	9	43	20	23	5	3	2	9	114
															2		2	3				7
													2		2		1	2		1	2	8
	①												1			1					1	2
	①												2			1					2	3
	②			2	②	2	1	1	④	1		①	2	1	7	5	7	2			2	24
	②			2	②	2			②	1		①	1	3	11	5	7	4			1	31
	⑤													2	1	2	3					8
	③												1	2	2	1	3				1	9
	②						1		①				1	3	15	8	4	1		1	1	33
	①						1		①				2	3	17	9	5	1		1	2	38
	①													1	14		3	2	1			21
	①												2	1	17	2	5	2	1		2	30
	①														2	1	2		1			6
															7		1					8
	⑫			2	②	2	2	1	⑤	1		①	④	7	41	17	21	8	2	1	4	101
	⑧			2	②	2	1		③	1		①	⑩	9	56	18	22	9	1	2	10	127

交際内容	親等別 / 地域別		父方 I	父方 II	父方 III	父方 IV	父方 V	父方 VI	父方 VII以下	父方 合計	妻方 I	妻方 II	妻方 III	妻方 IV	妻方 合計	母 I	母 II	母 III	母 IV	母 V
11.正月に	部落内	イ		1						②										
		ク		1						②										
	北野内																	1		
	御津町内		1	4	1					⑥		1			①				1	
			2	6	2					⑩									1	
	郡内			1						①	2				②			2		
				1						①	2				②			2		
	県内 岡山市内		4	6	1					⑪		2			②			1	1	
			4	2	1					⑦								1	1	
	県内 その他		1	3	1	3	1			⑨	1	7	1		⑨			1	1	
			2	4		1				⑦		5	1		⑥					
	県外		1							①								1		
			1							①		1			①			1		
	合計		7	15	3	3	2			㉚	3	10	1		⑭			5	3	
			9	14	3	1	1			㉘	2	6	1		⑨			5	2	
12.盆に	部落内				2		1	2		⑤										
					1		1	2		④										
	北野内																	1		
	御津町内		1	3	1	1				⑥		2		2	④				1	
			2	6	2	1				⑪		1		2	③				1	
	郡内			1	2	1				④	2		1		③			2		
				2						②	1				①			1		
	県内 岡山市内		3	5	2					⑩		2			②			1	1	
			4	9	5					⑱			1		①				1	
	県内 その他		1	1	1	3	1			⑦	1	7	2		⑩				1	
			1	5		1				⑦	1	6	1		⑧				1	
	県外																	1		
																		1		
	合計		5	10	8	5	2	2		㉜	3	11	3	2	⑲			5	3	
			7	22	8	2	1	2		㊷	2	7	2	2	⑬			2	3	
13.彼岸に	部落内			1			1			②										
				1			1			②										
	北野内																			
	御津町内		1	3	1	1				⑥		1			①				1	
			2	4	1	1				⑧									1	
	郡内			1	2					③	2		2		④			2	1	
				1						①	1				①			1		

方		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総
Ⅶ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	その他	合計
															1			1				2
															1			1				2
	①															1						1
	①					1		1	②				1	1	6	1	2				1	11
	①					1			①				1	2	7	2	1				1	13
	②													2	1	2						5
	②													2	1	2						5
	②													4	8	2	1					15
	②													4	2	2	1					9
	②													2	10	3	4	1				20
	②													2	9	1	1					13
	①													1		1						2
	①													1	1	1						3
	⑧					1		1	②				①	10	26	9	7	2			1	㊺
	⑦					1			①				①	11	21	9	3	1			1	㊻
																2		1	2			5
																1		1	2			4
	①															1						1
	①			1	①	1	1	1	③				2	1	6	2	5	1			2	17
	①					1			①				1	2	8	2	4				1	17
	②													2	1	5	1					9
	①													1	2	1						4
	②													3	7	3	1					14
	①													4	9	6	1					20
	①	1		1	①								1	2	8	4	4	1			1	20
	①												1	2	11	1	2				1	17
	①															1						1
	①															1						1
	⑧	1		1	②	1	1	1	③				③	8	22	18	11	3	2		3	㊼
	⑤					1			①				②	9	30	12	7	1	2		2	㊸
															1			1				2
															1			1				2
	①			1	①	1		1	②				1	1	5	1	3	1			1	12
	①					1			①				1	2	5	1	2				1	11
	③												1	2	1	6	1				1	11
	①													1	1	1						3

交際内容	親等別 / 地域内			父方								妻方					母				
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	合計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
	県内	岡山市内	イ	3	2						⑤		2			②			1		
			ク	3	8						⑪										
		その他		1		1					②		3	1	1	⑤				1	
				1	2						③		2			②			1	1	
	県外																				
	合計			5	7	4	1	1			⑱	2	6	3	1	⑫			3	3	
				6	16	1	1	1			㉕	1	2			③			2	2	
14. 節句に	部落内				1			1			②										
					1			1			②										
	北野内																				
	御津町内			1	1	1					③										
					2	1					③		1			①					
	郡内											1	1			②		2			
												1	1			②		1			
	県内	岡山市内		1							①		1			①					
		その他		1							①		1			①					
				1	1						②		1			①					
	県外																				
	合計			3	2	1		1			⑦	1	3			④		2			
				1	4	1		1			⑦	1	3			④		1			
15. その他	部落内			1	3			2			⑥		1			①					
				1	3		1	3			⑧		1			①					
	北野内																		1		
	御津町内				1						①		1			①					
				1	2						③		1			①					
	郡内					2	1				③	1	2			③			2	2	
												1	3			④			2	2	
	県内	岡山市内		2	5	2					⑨		2	2		④			1	1	
				1	1	1					③								1	1	
		その他			6	1	3	1			⑪		4		1	⑤		1			
				1	4	1					⑥		6		1	⑦		1	1		
	県外			2	2		1				⑤		3			③			1		
				1	1						②		1			①			1		
	合計			5	17	5	5	3			㊵	1	13	2	1	⑰		1	4	3	
				5	11	2	1	3			㉒	1	12		1	⑭		1	6	3	

方		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総
Ⅵ	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	合計	合計
	①													3	4	1						8
														3	8							11
	①	1			①									1	3	3	2					9
	②													1	4	1	1					7
	⑥	1		1	②	1		1	②				②	7	14	11	6	2			2	㊷
	④					1			①				①	7	19	3	3	1			1	㊹
															1			1				2
															1			1				2
						1		1	②				1	1	2	1	1				1	6
						1			①				1		4	1					1	6
	②													1	3							4
	①													1	2							3
														1	1							2
														1	2							3
	②					1		1	②				1	3	7	1	1	1			1	⑯
	①					1			①				1	2	9	1		1			1	⑭
														1	4			2				7
														1	4		1	3				9
	①															1						1
				2	②	1	1	1	③				1		3	1	1	2			1	8
				2	②		1		①				1	1	3	1		2			1	8
	④	1			①									1	2	5	3					11
	④													1	3	2	2					8
	②												1	2	7	5	1				1	16
	②													1	1	2	1					5
	①												1		11	1	4	1			1	18
	②													1	11	2	1					15
	①													2	5	1	1					9
	①													1	2	1						4
	⑧	1		2	③	1	1	1	③				③	6	32	13	10	5			3	㊾
	⑩			2	②		1		①				①	6	24	9	5	5			1	㊿

交際内容	親等別 / 地域別		父方 I	父方 II	父方 III	父方 IV	父方 V	父方 VI	父方 VII以下	父方 合計	妻方 I	妻方 II	妻方 III	妻方 IV	妻方 合計	母 I	母 II	母 III	母 IV	母 V
合計	部落内	イ	12	23	19	8				52								12		
		ク	12	23	8	8				51								12		
	北野内	イ		5		5				10										
		ク		5		5				10										
	御津町内	イ	26	65	22	32	5			150		28	6		34	10	6	17	5	
		ク	28	64	21	32	6			151		24	7		31	8	6	14	5	
	郡内	イ	52	82	10	5	9			158		41	28		69					3
		ク	55	89	10	5	7			166		35	28		63					1
	県内 岡山市内	イ	45	48	21	9	2			125	10	28	4		42			23		
		ク	54	51	25	10	2			142	7	25	1		33			18		
	県内 その他	イ	29	43	4	7				83	2	58	7		67	10	5		6	
		ク	38	42	4	5				89	2	56	9		67	10	2		6	
	県外	イ	12	13	8	4				37	3	10	7		20		12			
		ク	15	12	10	3				40	1	10	7		18		6			
（大坪）		イ	176 202	279	74	70	16			615	15	165	52		232	20	23	52	11	3
総合計		ク	202	286	78	68	15			649	10	150	52		212	18	14	44	11	1
合計	部落内	イ	1	19	5	8	24	2		59		1			1					
		ク	1	18	4	6	23	5	1	58		1			1					
	北野内	イ																8		
		ク																9		
	御津町内	イ	23	49	18	22	6			118		11		9	20			4	12	
		ク	22	55	23	20	6			126		13		9	22			4	12	
	郡内	イ		12	7	9				28	21	17	6		44		2	22	17	
		ク		13	1	7				21	20	19	3		42		1	19	18	
	県内 岡山市内	イ	42	99	29	12	2	2	6	192		33	10		43			11	10	
		ク	36	89	34	9	2	2	5	177		20	8	4	32			8	10	
	県内 その他	イ	17	48	11	30	11	1		118	6	93	6	3	108		3	6	13	
		ク	19	53	12	9	3	1		97	3	86	4	6	99		2	7	12	
	県外	イ	8	15	2	5	1	2		33		9		2	11			6		
		ク	6	19	1	4	1	1		32		10			10			5		
（大月）		イ	91	242	72	86	44	7	6	548	27	164	22	14	227		5	57	52	
総合計		ク	84	247	75	55	35	9	6	511	23	149	15	19	206		3	52	52	
大坪大月		イ	267	521	146	156	60	7	6	1,163	42	329	74	14	459	20	28	109	63	3
全合計		ク	286	533	153	123	50	9	6	1,160	33	299	67	19	418	18	17	96	63	1

方		祖母方				嫁方				婿方			その	合計								総
Ⅵ以下	合計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	Ⅱ	Ⅲ	合計	の他	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以外	その他	合計
	(12)	6			(6)	6			(6)				61	12	29	27	8				61	137
	(12)	6			(6)	6			(6)				61	12	29	26	8				61	136
															5		5					10
															5		5					10
3	(41)					6	4		(10)					36	105	49	37	5	3			235
3	(36)					6			(6)					36	100	42	37	6	3			224
	(3)									6		(6)		52	129	38	5	12				236
	(1)						1		(1)	4		(4)		55	128	39	5	8				235
	(23)					11	7		(18)					55	87	55	9	2				208
	(18)					8	7		(15)					61	84	51	10	2				208
	(21)					12	13		(25)				33	41	118	24	13				33	229
	(18)					15	12		(27)				30	50	115	25	11				30	231
	(12)						2		(2)					15	35	17	4					71
	(6)						1		(1)					16	28	18	3					65
3	(112)	6			(6)	35	26		(61)	6		(6)	(94)	211	508	210	81	19	3		94	1126
3	(91)	6			(6)	35	21		(56)	4		(4)	(91)	230	489	201	79	16	3		91	1109
													3	1	20	5	8	24	2		3	63
													8	1	19	4	6	23	5	1	8	67
	(8)												4			8					4	12
	(8)												5			9					5	14
	(16)			13	(13)	20	8	15	(43)	1	3	(4)	21	23	81	33	58	19			21	235
	(16)			10	(10)	17	3	3	(23)	1	3	(4)	19	22	86	33	44	16			19	220
	(41)	1			(1)		3		(3)				4	21	31	39	26				4	121
	(38)						3		(3)				4	20	33	26	25				4	108
	(21)						3		(3)				9	42	132	53	22	2	2	6	9	268
	(18)						3		(3)				7	36	109	53	23	2	2	5	7	237
	(22)	2	1		(3)								2	23	144	25	47	11	1		2	253
	(21)		1		(1)								9	22	141	23	28	3	1		9	227
	(6)													8	24	8	7	1	2			50
	(5)													6	29	6	4	1	1			47
	(114)	3	1	13	(17)	20	14	15	(49)	1	3	(4)	(43)	118	432	171	168	57	7	6	43	1002
	(107)		1	10	(11)	17	9	3	(29)	1	3	(4)	(52)	107	417	154	130	45	9	6	52	920
3	226	9	1	13	23	55	40	15	110	6	4	10	137	329	940	381	249	76	10	6	137	(2,128)
3	198	6	1	10	17	52	30	3	85	5	3	8	143	337	906	355	209	61	12	6	143	(2029)

次に更に詳しく才7表に交際内容を親等別・地域別にその分布をまとめてみた。大坪では①経済的に困ったときの援助は，金銭的問題だけに，父方・妻方・母方・嫁方・ともⅢ親等以内の，ごく親しい親類に限っており，1番多く比重を占めている父方では，ほとんど，親子，兄弟姉妹までの近親であり，経済面における援助は血族にのみ限られているようである。①と同様に　大体Ⅲ親等までの親しい親類によって主に往来が行なわれるのは，⑤，⑧，⑪，⑫，⑬，⑭といったものであり，⑤の農業経営面での協力も往２５名，来２３名と①経済的に困ったとき同様，それ程頻繁に行なわれていない。しかも４４％が父方で，部落内あるいは遠くても郡内までである。⑧の屋根葺きでは⑤の農業経営面同様労務の提供であるが，毎年行われるものでなく，従って親類の者は，親類の義理として手伝い援助し合うため，かなり頻繁に往来があってもよいはずなのだが⑤よりも以外に少なく，往１９名，来２１名となっているのは，最近ではワラ葺きの家が少なくて，瓦などに変わってしまっているため，屋根葺きがあったとしても，ほとんど父方の部落内での相互援助，あるいは妻の実家から親　きょうだいが手伝いに来るだけになるためである。それに大がかりな屋根のふきかえには，専門の大工さんに頼むそうである。年中行事として定期的に訪れてくる⑪正月，⑫盆，⑬彼岸，⑭節句は各々が最も実家へ足を運びやすく思いきりよく自然と出かけられる機能を果す。したがって，親は子供の所へ，子供は親の所へ，ある時は墓まいりを兼ね，ある時はお祝いを兼ねて往来が行なわれ，親類関係を更に強く結びつける求心的機能を果してきた。大坪でそれらの往来をみてみると，盆が最も多く往５１名，来５０名，次いで正月，往４６名来４７名，彼岸，往３４名来４６名，節句，往１１名来１３名であった。　姻戚別では，父方・妻方・嫁方の順でほとんどを占めているといってもよい。⑪，⑫，⑬に比べて節句に往来が極めて少ないのは，最近では節句の往来が行われるのは初節句ぐらいに簡素化されてしまっているためであろう。地域別については，⑤農業経営，⑧屋根葺きでの往来がいろいろの条件を有しているため，（例えば期間があったり，労力を提供しなければいけない etc ）地域的に近いことが必須条件ではないがお互いのために必要となった。県外からの往来が全くないのもそういう理由に基づくものである。それに対し⑪正月，⑫盆，⑬彼岸には，部落内はおろか遠く県外まで往来があるのは，その求心的機能を考えると，いうまでもないことである。年中行事の一環としての役割りを残されている⑥秋祭りは，⑪，⑫，⑬，⑭よりも往来も往８５名，来８６名と最も多く，親等もⅤ親等までも付き合われており，各地の親族を呼び寄せ，親族関係も父方・妻方のみならず広い範囲に渡って年々更新し，補強する役割りを⑪，⑫，⑬，⑭，の年中行事に増して果している。しかし⑥には，県外からの往来が，往３名，来２名と全体の約３％しかないことからみても，定期的であるため，ある程度の余裕はあるが，Ⅱ親等までの近親者に限られているのは，遠くても県内に限り，地域的に近い方が望ましいようである。次に吉凶事についてま

ず吉事②婚礼のときは,「「おめでたいこと」の中では最も往来が頻繁であり，全体からみても凶事の④，⑨，⑩と並んで，往来とも１３８名と４番目に多いのは，婚礼という１つの儀式によって，新しい親族組織が加わってくるのであるから，親族の式典参加は，権利であると共に義務として要求されるのである。

したがって,地域を問わず参加され，凶事の④，⑨，⑩を除くと県外の往来が多いのも当然である。③の出産も②同様，新しい親族関係をみるものだが，婚礼ほどの往来はなく親等も部落外ではⅢ親等までとなっており，②よりの連続即ち派生的存在であることを示している。⑦建築は，屋根葺き以上の大がかりなものであり，当人にとっては一代に一度あるかないかの出来事であるので，親類交際においても婚礼ほどではないが，往来はかなり盛大に行われ，地域別でも部落内の往来が⑧に比べて３倍以上であることからも，建築のときの親類関係は活発に行われるようである。

凶事の④葬式のときは，⑨病気見舞，⑩法事，と共に，Ⅵ親等のうすい親類までに及んでおり，地域別にみる部落内，県外も最も多く往来があり，全体でも往１６４名，来１６７名と，⑨，⑩よりも数において約２０～３０名の隔りをもち，親族としての関係を持っているか，いないか，その範囲の境界線をみきわめる絞首台の番人的存在となっている。婚礼によって結びついた親族関係は，世代の交代とともに疎遠になり，親族関係の縁はついにはたち切られてしまうのだが，調査で「通婚の当事者が死亡された場合その後のつき合いはどうされますか」という質問に対し，その後も関係を続けるという人が４０名中３６名おり，それらの人は，当事者の死亡で，直ちに関係が切れてしまうというのではなく，関係はうすくなっていくが付き合う。次才に切れていくなど，世代の交代と縁の切れ目は，ある場合には，再編成が試みられるなどの事件が生じ，徐々に結びつこうと努力しながらも，「また，子供がいた場合どうしますか」という質問に４０名のうち３９名まで「続けていく」と答えている以上，結びつく事は容易である。

最後に⑮その他については，これを一応，日常生活に密着して常日頃，何かと付き合いの多い最大限の親類とみてよい。親等ではⅡ親等，地域別では岡山市内が１番多いようである。

大月については，多少の差異はあるが，大坪と大体同様の傾向を示しているのでここでは説明を省略する。詳しくは才７表の大月における親族の親等別・地域別・交際内容の部分を参考にしていただきたい。

以上，親族における範囲と分布について，地域別あるいは親等別，更に交際内容について検討してきたが，これらの親族の中では全て平等に交際しているとはいえない。そこで「多くの親族の中で最も濃く付き合っている家から，あまり濃くない家までの順番をつけて下さい。」と質問し，５番目までと，それ以降に区別してもらった（必ずしも５番目までが１戸ずつとは限らない。）

8－2　オ8表　一番目濃い親類

	父方							妻方				母方						祖母方			嫁方			婿方		その他	合計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ以下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ		
部落内	1	1	1	1										1							1					5	11
	1	2		1	2				1																		7
北野内																											
														1													1
御津町内	1	2	1						1			1															6
	4	3	1	1					1												2					1	13
郡内	4	1							1	1														1			8
				1				1																			2
県内（岡山市内）	(6) 9	(1) 2							(1) 2				(1) 3								(1) 2						(10) 18
	(5) 6	(2) 4						1	3													(1) 1				(1) 1	(9) 16
県外	2																										2
	2	1																									3
合計	(6) 17	(1) 6	2						(1) 4	1		1	(1) 3	1							(1) 3			1		5	(10) 45
	(5) 13	(2) 10	1	1 3	2			2	5					1							2	(1) 1				(1) 2	(9) 42

注　上段は大坪，下段は大月における数を示す。また（ ）内は県内のうち岡山市内をあらわしている。以下の表についても同様である。

結果をもとに親族結合の度合を，大坪・大月を取り上げて明らかにしてみたい。

1番目に濃い親類についてみると　オ8表の如く，大坪・大月とも地域的には，部落内が　丁度50％ずつを占めており，親等別にみて　父方Ⅰ親等が全体の大坪では63％，大月では81％と約8割も占めしていることは，最初にして，1地域的に近いこと，2親等が濃いこと，という二つの条件は，親族結合の度合を強くするに十分な条件となるのではなかろうかという結論に達する。しかし，この才8表だけの段階では，必要ではあるがまだ十分な条件として明確には断言できないので，才9表～才13表即ち2番目に濃い親類から5番目以降の親類までの表を総合しながら，なお検討を重ねていくと，親類員数としては，2番目に濃い親類が一番多く，1番目に濃い親類よりも上回っているがやはり，3番目，4番目，5番目となるにつれて，親類数は減っている。しかし，ここで5番目以降の親類が5番目につづいて，更に減らなければいけないはずであるのに，大坪21名，大月41名と，特に大月などで急激に増しているのは，5番目以降の中に，6番目，7番目，8番目--------といった親類が含まれており，それに，例えば，葬

8－2　才9表　　二番目に濃い親類

	父方							妻方				母方						祖母方			嫁方			婿方		その他	計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ以下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ		
部落内		1																1								4	6
						1																				2	3
北野内				1																							1
御町	1	5							3																		9
津内		2	1	1											1							1					⑥
郡内	2	6							3	2																	13
		1	1						2					1													⑤
県内（岡山市内）	(2) 4	(4) 7	(1) 1					(1) 1	(2) 6			1									(1) 1	1					(11) 22
	(1) 2	(5) 7	(3) 4						(4) 10		1			1	1			1							(1) 1	(14) 28
県外	1	1						1	1																		4
		1																									1
合計	(2) 8	(4) 20	(1) 1	1				(1) 2	(2) 13	2		1						1			(1) 1	1				4	(11) 55
	(1) 2	(5) 11	(3) 6	1		1			(4) 12		1			2	2				1				1			(1) 3	(14) 43

8－2　才10表　　三番目に濃い親類

	父方							妻方				母方						祖母方			嫁方			婿方		その他	合計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ以下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ		
部落内					1																					2	2
					1																						1
北野内																											
御町	1		2	3	1									1							1						9
津内		1		1							2													1			5
郡内		3			2																						5
		1	1	1					1						2			1				1					8
県内（岡山市内）	1	(1) 1	(3) 4	(1) 2					(2) 4	1				(1) 1												3	(8) 17
		(5) 8	(1) 2				(1) 1		(2) 3	(2) 2					(1) 2											1	(12) 19
県外		1	1	1						1																	4
		2		2		1			1																		6
計	2	(1) 5	(3) 7	(1) 6	3				(2) 4	2				(1) 2							1					5	(8) 37
		(5) 12	(1) 3	4	1	1	(1) 1		(2) 5	(2) 2	2				(1) 4			1				1		1	1		(12) 39

8－2　才11表　　四番目に濃い親類

	父方							妻方				母方						祖母方			嫁方			婿方		その他	合計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ以下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ		
部落内																											
		1																									1
北野内																											
御町		1		3									1	1	1												7
津内		1		1	2				1					1								1					7
郡			2	1												1											4
内										1					1											1	3
県		2		1				1	(1) 3					(3) 3	1						1	(1) 1				1	(5) 14
(岡山市内)		(3) 4	(3) 3	(1) 2	(1) 1				3																		(8) 13
県		2	2	1					1																		6
外	1								1																		2
合		5	4	6				1	(1) 4				1	(3) 4	2	1					1	(1) 1				1	(5) 31
計	1	(3) 6	(3) 3	(1) 3	(1) 3				5	1				1	1							1				1	(8) 26

8－2　才12表　　五番目に濃い親類

	父方							妻方				母方						祖母方			嫁方			婿方		その他	合計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ以下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ		
部落内																									2	2
			1																								1
北野内		1																									1
御町		1		2										1			1										5
津内				1																						2	3
郡		2																									2
内									2																		2
県		(1) 1			(1) 1				1																		(2) 3
(岡山市内)		(1) 2	(1) 2	(2) 4		(1) 1			1	1			1													1	(5) 13
県									2																		2
外									2																		2
合		(1) 5		2	(1) 1				3					1			1									2	(2) 15
計		(1) 2	(1) 3	(2) 5		(1) 1			5	1			1													3	(5) 21

8－2　才13表　　五番目以降の親類

	父方							妻方				母方						祖母方			嫁方			婿方		その他	合計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ以下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ		
部落内				1																						1
北野内																									2	2
御津町内		2	2							1											1					4
			2						1											2	1					6
郡内		3	1		1				1																	6
			1					1		1				1												4
(岡山県内)		(1) 2	1	(1) 1										(1) 1	1											(3) 6
(岡山市内)		(3) 4	(1) 3	2	1		(1) 1		(1) 6	2	(2) 3			(1) 2	1			1								(9) 26
県外									1	2				0	0							2				5
											1			1												2
合計		(1) 7	2	(1) 1	1				2	3				(1) 1	1							3				(3) 21
		(3) 4	(1) 6	3	1		(1) 1	1	(1) 7	3	(2) 4			(1) 4	1			1		2	1				2 2	(9) 41

式のときだけといった付き合いの親類が，これらに数多く含まれているためである。また，地域別にみてみるとやはり，１番目に濃い親類についで２番目に濃い親類でも部落内が，大坪6名大月3名と高い率を占めているようである。それは，部落内だけにとどまらず，大体郡内までは同傾向をたどっているようである。即ち，郡内までは，うすい親類としてよりも，濃い親類に属している親類の方が多いということである。それが県内となると多少の違いはあるが，濃い親類からうすい親類までの意識上の区別は，一様にふり分けられ，はっきりと地域による親類数の違いはあらわれていない。県外についても同様のようである。では，親等別ではどうなっているかをみてみると，父方・妻方，をとわず，Ⅰ親等にあたるものは，ほとんどといってよいくらい２番目に濃い親類までに上げられ，親等が距離的な障害を優越した一面をみせている。Ⅱ親等では，それに属する数が多いだけにその中でも濃い親類からうすい親類まで広がりを持っているようであるが，１番目に濃い親類の中に，親子といった切っても切れない強い結びつきをもつⅠ親等が多いだけに，つづく祖父母兄弟姉妹といったⅡ親等は，１番目よりも２番目へ集中しているようである。このようにⅢ・Ⅳと親等が下るにつれて，親等別では濃い親類からうすい親類へ移動して

いくようである。

以上，１番目に濃い親類から５番目以降の親類までについて，地域別，親等別にこの両者がいかなる関係をもって親類結合に影響を与えているか概略的に検討してきた。そこでまとめとしていえることは，親類結合におけるその度合に，部落内という地縁的結びつきと，親子即ちＩ親等という親等が濃いための結びつきの二つは少なからず作用するのは今までの考察からも明らかである。しかし同時に距離が近い，親等が濃いという二つの条件で親類結合が行われていることは，きわめて少いのであるから，自然濃く付き合う家から，うすい家への隔りが親類間で生じてくるには，二条件の絡み合ういろいろの場合が考えられるが，親等は世代が変われば低下してくる。しかし距離的に近かければそれだけ接触度も強く，親等の低下にはたいした影響を受けないが，北野の場合現段階では一定のワク内（県内までぐらい）でわりと範囲が広がっているのをみると，ここ北野では距離的に近いことよりも親等の如何に全体的にみて，比重がかかっているようである。

以上のごとく　親族の範囲と分布について，地域，親等，交際内容など細かく検討してきたことによりいえることは部落内における同族結合が次才に弱くなってくると，「遠くの親類よりは近くの他人」と表面的に口では言いながら，いざとなるとやはり親族へ求めていることからみても，村落をみる場合に親族は重要な組織である。従って，頼るとなると，相互援助の形は部落内外を問わず親族に求められ，ここに日常生活を送る上での親族の果す役目は大きい。大坪のように，各家々が密集して存在し，部落としても１つにまとまりお互が助け合っていると，経済的に裕福な事も加わるが，親族に求める援助も少なくてすみ，さほど親族を必要としなくなり，範囲は狭くて濃い親類に限られてくるようになる。それに反し，大月のように，親類数においては大坪と差がみられないのに，かなりうすい親類まで広範囲に及んでいるというのは，概況にて既知の通り大月では，更に三地区，大月・堀越・船越に分れて家々が散在しているので，部落的にまとまりたくても容易にまとまれない難点があり，したがって相互援助も不安定であることからこうした親族の特徴があらわれてきたのではないかと思う。

最後に，今まで親族の範囲と分布についていろいろな角度から分析を試みてきたが，親族の間にはまだまだ多くの面が残されており充分とはいえないが，ここに於て一応，北野部落としての特徴を把握することができ，部落における親族の役割が同族同様大きいものであることが明らかにされたであろう。

（中　原　美　恵　子）

3. 農業協同組合

(1) 御津町における農業の現況

まず最初に，御津町における農業のおおまかな現況を，当町の農用地面積（表１）及び職業別人口，戸数（表２）より見てみよう。（表１）から分るように，水田面積が減少しつつあるのに対して，果樹園地が年々増加してきている。このことは，御津町における農業が，従来の米麦中心から，マスカット，露地ブドー，それから蔬菜などの商品作物の生産が，交通機関の発達と密接な関連をもって伸びつつある現象である。中でも，吉尾部落では，農業構造改善事業のモデル地区に指定され，温室や鶏舎が数多く立ち並んでいる姿が見られる。

8－3第1表　御津町における農用地面積

年	水　田	畑	果樹園地
昭和37	897 ha	140 ha	57 ha
38	975	153	64
39	880	127	57
40	870	124	60
41	870	114	70

次に（8－3表2）をみると，昭和39年～40年の間に，農家の中でも専業農家が戸数で約半分近く，人口についても大幅に減少している。反対に，第2種兼業農家が増加してきている。この現象は，都市近郊の農家では全国的に現われてきている。御津町では，岡山市と当町とを結ぶ津山線，国道53号線の利用によって比較的簡単に，農村労働力の都市流出が可能になっている。又，（8－3表2）より御津町における農業の位置をみると，農業人口に関する限り，町全体の90％以上のかなりのウエイトを占めているものの，農業専業者は戸数，人口ともに1割強にすぎないといえる。

我々は次に，農協の内容に立ち入って，さらに現状を把握し，あすの農協の進むべき道について考えてみようと思う。

8－3第2表　　職業別戸数及び人口

	年	専　業	一種兼業	二種兼業	計	林　業	商工業	その他	合　計
戸数	昭和37年				1,844戸	2	61	95	2,029戸
	38				1,080	2	156	95	2,192
	39	472	504	944	1,920	9	167	94	2,190
	40	241	521	1,103	1,865	18	125	95	2,103
人口	昭和37年				10,142人	9	270	321	10,906
	38				5,646	9	763	321	10,548
	39	2,364	2,541	4,318	9,223	32	799	463	10,521
	40	985	2,138	5,223	8,346	42	715	321	8,847

(2)　組合の歴史及び機構

以前には，御津町には，7つの組合があった。即ち，宇甘西，宇甘東，宇垣，葛城，牧山，金川農協である。昭和29年に町村合併が行われ牧山地区は岡山市に併入された。

その後，各々の農協役員や農家の人々の中に，農業経営の近代化，農家の経済向上を願う気持が高まってきて，組合員との会合も数回持ち，ついに，それぞれの農協の合併を決意し，昭和36年7月1日から新しく〃御津町農業協同組合〃として発足し現在に至っているのである。しかし，金川農協は，農民の協同組合というより，組合員は商人が多数を占めていた関係で，むしろ，信用金庫的な性格をもっていたので，この合併問題には参加しなかった。

次に（8－3表3）より組合の組織についてみてみよう。組合員の数は合併当時より現在の方が減少しているが，これは以前1戸で2～3人組合員となっていたところを一戸で1人に整理した為である。特に，脱農家とか離農家はなかったそうである。

組合員の資格は御津町に住居する者に与えられるが，その場合，正組合員と準組合員に区別される。前者は耕地面積1反以上，出資金5口以上（1口は千円）を納める者，後者は耕地面積がなく非農家であっても出資金を5口以上納める者にその資格が与えられる。

8－3第3表　　組　合　員　数

年	37年	38年	39年	40年	41年
正組合員	2,036人	1,986	1,980	1,979	1,949
準　〃	168	122	118	116	65
合　計	2,204	2,108	2,095	2,095	2,014

又（８－３表４）から，組合員の中でも，耕地面積５～１０反位を持っているものが約５０％を占めていることがわかるであろう。

８－３第４表　　組合員（世帯）の耕地面積区分

年	３ａ未満	３ａ～５ａ	５ａ～1ha	1ha～1.5ha	1.5ha～2ha	2ha～2.5ha	合　計
37	208	377	995	233	19	12	1,844
38	308	418	1,087	250	21	12	2,096
39	278	383	995	233	19	12	1,920
40	501	441	783	225	15	11	1,976

次に，当農協の役員選出方法はいかに行われているか。現在，当農協には組合長，専務の２人の常勤理事と１５人の非常勤理事，３人の監事がいる。それは，旧組合のあった地域－現在は支所がおかれている－から３人ずつ選出する方法がとられている。現在，旧農協の５人の組合長だった人達は，当農協の役員の仕事にたずさわっている。

(3) 農協の事業内容

(A) 信用事業

農協は，農民の貯金吸収の機関であり，又農民の貯蓄組合であると，一般の人々は思っているに違いない。農協の経営者の間でさえ農協の最も重要な仕事は，貯金をできるだけ多く集めることにあると，本気で考えている人がきわめて多い。そして，農協系統組織一丸となって「農協貯金一兆円達成特別貯蓄運動」などが展開され，農民に貯金を強制している。

しかしながら，農協の信用事業の「たてまえ」は，

- 十分な資本をもたない零細農民が，共同の組織を作り余裕のある時は貯金し，その資金を同じ仲間の，資金に困っている人達に融資する。
- さらに不足分は，共同信用の力で外部資金を導入する。
- このことにより，高利貸の手から農民を守る。

という「相互金融」である。

ところが，貯金の内，組合員へ貸し出されているのは，全国平均でも満たない。（８－３第２図）その中，主に，系統を通して農林中金に集められ，農業外に融資される。農協も零細農民に安い利子で貸し，たえず種々の不安をもっているよりは，利子も高く，安定した所に貸した方が，利益が多いからである。

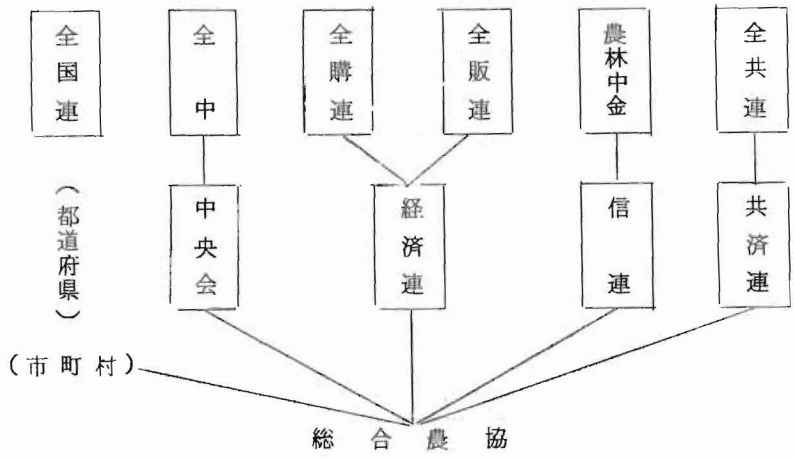

8－3第1図　　総合農協の組織

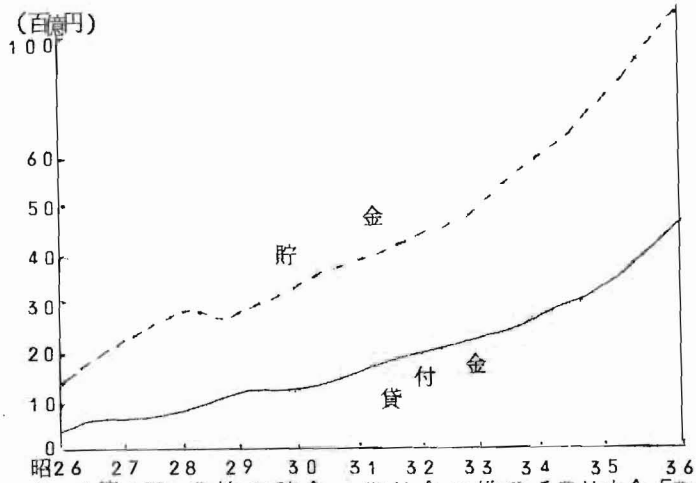

8－3第2図　農協の貯金・貸付金の推移〔農林中金「農林金融の実情」1962年版による〕

信用事業の収益が，農協の行っている他の事業をカバーしていると言える。（8－3第5表）

8－3第5表　　昭和40年度御津町農協の部門別損益表

部門＼年度	37	40
信用部	5,380,218	15,780,695
共済部	776,069	4,481,414
購買部	5,063,556	13,242,475
販売部	2,962,127	4,048,789
倉庫部	1,287,597	1,879,776
加工部		1,772,722
利用部		315,285
指導部	－1,067,344	－1,861,087

以上より，集められた貯金を他の事業の資金として，運用することにより他の事業を支えているといえる。

<農家の貯金のゆくえ>

貯金高	650,063,719	
借入金	85,161,418	（信連から）
組合員への貸出金	307,133,728	（50%）
信連への貸出金	405,054,993	
有価証券	6,179,760	

これより見ると，御津町農協では，農家が農協へ預けた預金額7億3000万の内，6億5000万円は農林中金へ貯金し，農家に貸出しているのは，わずか3億円である。貸付金で足りない額は，ほとんど農協が，国や農業金融企業公庫から借りて，個人へ貸している。御津町農協の場合，現にたいていの家が，農業近代化資金という名目で借りている。農家に対する貸付金利は，普通資金に比べて安いがその用途は，法律や条例などによって，きびしく規制されている。8－3第6表で，手続きで易が多いのは，不動産や証書を担保にしており，農協にとっては，確実に返済が望めるから許可したのだろう。

8－3第6表　　農協の貸付金の利用率

部落	利用率	資金名（割合）				手続き（割合）	
	(%)	近代化資	天災融資	農機具購入	その他	易	難
A	63	3	5	0	4	8	1
B	78	5	1	1	8	9	6
C	59	3	3	1	3	9	1
D	76	10	1	0	2	9	4

今までの農家は，ほとんど米作中心で発展性に乏しく，積極的に経営を拡大しようとする意欲をもっていなかった。そして，金を借りてまでそんな危険性を犯すことはあるまいとし，借金をするのは恥だという考え方が強かった。しかし現代，特に御津町吉尾地区に於ては，農業のモデル地区に指定されるほどあって，ほとんどの農家が，近代化資金を借り入れ，温室ブドーを多角的にやり，今までの米作中心からの脱皮―米麦だけの農業所得だけでは，商品の農村への流通が激しくなった今日ではやっていけない農家が多くなって，その補充的収入の

道を，果樹，畜産に求めたものもあり，年をとってから兼業に従事するもの，あるいは後継ぎ，又その他家族を兼業に従事させている一

近代的農業への意欲をもった農家が，たくさん見られた。今日では，農家の経済をささえているのは，米作収入よりも，むしろ兼業収入だといえよう。

＜専業と兼業の農協への貯金率＞

Ⓐ Ⓒ 兼業農家がほとんどの為，農産物の収入は農協へ預けているが，農業外収入は銀行・その他を利用している。大体５：５

Ⓑ Ⓓ 専業農家が多いので，大ていの家が農協を１００％利用していると言ってよい。

今までの農家では，所得は家全体としての所得であり，貯金は家一本の貯金であった。ところが，兼業になると，（特に一家の主人の場合）個人の所得，個人の貯金に変わってきた。今まで,家族で１つだった財布を家族員が，めいめい持つようになってきた。貯金も家単位でやっていたのでは，なかなか集まらなく，家族員の１人１人のふところをねらわなくてはならない。それには，他の金融機関と対抗するためにも，サービスが必要となってくる。サービスをすれば，どうしても資金の吸収コストは高くなる。吸収コストが高くなれば，よほど経営努力をしないかぎり，安い利子で農家へ貸し出すことは，ますますむずかしくなる。

日本の農政の基調は,今までの自作農維持，食糧増産という方向から，自立農家の育成，選択的拡大の線にそった主産地形成という方向へ大きく変化している。昭和３６年度から，実施された農業近代化資金制度は，その一環であろう。系統金融は，豊富な資金をかかえている。その一部を，政策遂行の手段として使おうというのが，農業近代化資金制度のねらいだといえる。

農協の信用事業については，単協⟶信連⟶中金という三段階制がとられた。「たてまえ」は，

・規模が小さく，資力の乏しい個々の単協では，金融機関として健全な経営はできない。全て，信連を通して中金に集中し，そこで一手に運用する。借入金の場合もそうである。いうなれば，系統利用が原則となっている。農協の信用事業は，その組織基盤である組合員の異質化により，「相互金融」ということは，ますますむずかしくなってきている。安定した兼業農家であってみれば，自分達の貯金をできるだけ高利に運用してくれることを望んでいるし，又農業に積極的に取りくんでいる専業農家（農業だけで十分生計をたてている層）は，低利の資金を欲しがっている。そして，農協自体も，健全な経営が必要である。これらの要

求を，全て満足させることは不可能ではないだろうか。

しかしながら，農業協同組合が，農民の組合である以上，農民の要求を満たしていかねばならぬと思う。その為には，信用事業におぶさった他の事業に対して，もっとその運営を合理化していくことが大切だと思う。それが貸し出し金利を下げる手段ともつながるのではないだろうか。

＜これからの農協の信用事業に望むこと＞

- 農民に少しでも利益となり，農業近代化に役立つ資金を獲得するように働いて欲しい。
- 農家では金利が高いから借らないということだけではなく，資金を投下しても，もし払えるだけ収益が上がらなかったらということを心配し，技術にも自信がない。

そこで農協は，借り手の身になって農家の資金計画，借り入れ後の経営指導までおこなえる体制を作り，償還のめんどうまでみてゆくだけの，指導体制が必要だと思う。あくまで農協は，組合員の見地に立って働いてもらいたいのである。

(B) 販 売 事 業

8－3第7表　　御津町農協販売事業の品目別構成

	米　麦	果　物	畜産物	野　菜	林産物	その他
農　協	48	24	22	2	6	2

農協の販売事業の中で，米が大きな比重を占めるのは，戦時中からの国の食管制度に大きく影響してきているといえよう。そして総合農協に集まる米麦は，ほとんどそっくりそのまま経済連，全販連を通じて政府に売り渡される。つまり系統利用率が１００％に近い。又，果物，鶏卵などに於ても，御津町では，それぞれ農協の下に出荷組合を作り，１００％このルートを通じて販売している。計画性のない個人出荷が防げ，荷受会社にあやつられた競争意識による価格の変動に対しても，共同で出荷すれば，どのような買い手とも有利な価格交渉ができ，農家も安心して売れるし，作れるわけである。

8－3第8表を見ると，農業生産は全体で昭和４１年は昭和３８年に比べ約４０％増加している。

- その増加の要因の１つは，依然として日本農業の基幹作物である米が米作技術の向上と米価の相対的な有利性と安定性にささえられて，着実に伸びてきているということ。
- 特に注目しなければならないことは，その間に果実・畜産物は７０％以上に飛躍的に増大していることである。その結果，農家の生産する農産物の内，果物と畜産物の占める比重は，３６％から４６％へと高まってきている。

8－3第8表　　農業総産出額の品目別構成　　（単位：１００万円）

	3 8 年		4 1 年	
米	1 2 3	4 4	1 6 5	4 2
麦類	2 7	1 0	2 4	6
雑穀	0	0	1	0.2
豆類	0	0	0.1	0.0 2
山の芋	0	0	9	2.2
野菜	5	2	0	0
果実	5 1	1 8	9 5	2 4
林産物	5	2	3	0.6
畜産物	5 1	1 8	8 6	2 2
わら工品	1 2	4	0	2.2
その他	7	2	0	0
合計	2 8 1	1 0 0	3 9 2	≒1 0 0

果物では，吉尾・野々口地区の温室ブドー，露地ブドーが盛んであり，畜産物では吉尾地区に於ける大規模な養鶏場の鶏卵，又養豚場に於ける肉豚が盛んである。青果物や畜産物は生産される量の内，販売される量が非常に多い，つまり売ることを目的とした農産物である。

兼業化が進んでいる一方，大規模商品生産農家も着実に伸びている。そこで兼業農家，さらには非農家をも対象とし，信用事業や生活物資の購売を中心に，地域組合として伸びてゆこうとする農協が多くなっていることは確かである。しかし，農協があくまで農業で伸びてゆこうとする農家の利益を守ってゆく農業協同組合であろうとする限り，その事業の本命は販売事業であると思う。しかも米でさえ統制が緩和されるのは，時間の問題であると言われている現在，今後の販売事業の中心は，成長特産物であり，自由流通農産物であるにちがいない。そして，農産物の販売問題は，これからの農業の最も大きな課題となることはまちがいないと思う。これからの農業は，ただ場当り的にやみくも式に物を作っただけでは，どうにもならぬ。市場の条件を無視することにより，豊作貧乏と品不足がくり返している。

だから，どういう農産物のどういう種類をどれだけ作ったら一番もうかるかといった先々の見通しや，計算なしにはこれからの農業は成り立たない。需要の動向を，正しくキャッチする市場調査が必要である。個々の農家でとうていそのような市場調査はできない。又一部の農家がやってみても，効果があがるものでもない。そこには，どうしても農協というまと

まった組織が，そのような調査をやってくれたら，もっと農業生産に於ても合理化が，望めるのではないか。

例えば，御津町農協の場合ブドウの出荷については，市場に於て組合別にマークがちがっていた。そこで少しでも名声のよいマークに全体の基準を合わせるよう品種改良・技術で努力し，各種のマークを１つにまとめて高く売り出しているとか，列車につむ場合の工夫とか色々農協も苦労をしておられるようだった。

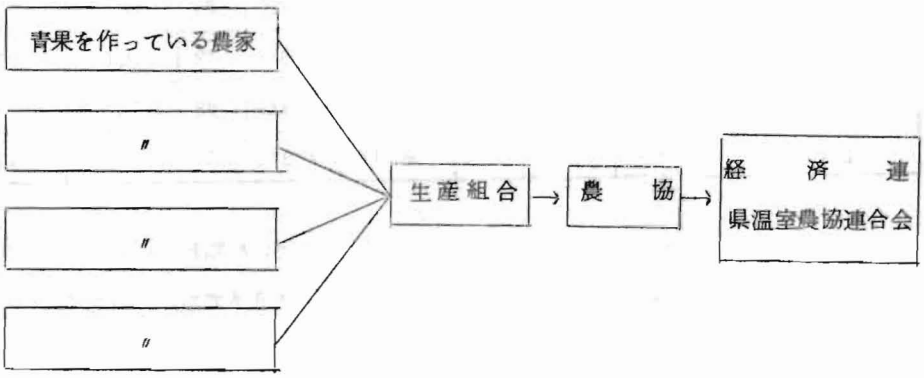

8－3第3図　　青　果　と　農　協

果物の場合，果物を作っている家がそれぞれ集って生産組合というものを作り，ブドウなどに於ける品種改良，薬剤散布などを話し合う。又農協からの肥料の注文などをまとめたりするのに，組合が存在している。農協は，組合員の各家々の販売上の金銭面の計算や輸送面を扱っている。農協が市場を選択し，少しでも高く売ろうとしているらしいが，農民は果してこれで全く満足しているのか疑問だ。

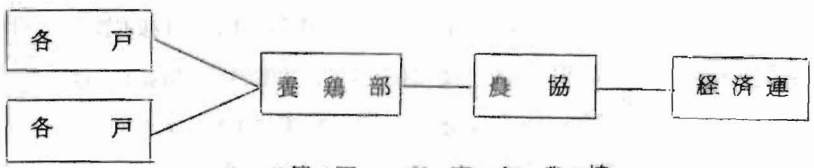

8－3第4図　　畜　産　と　農　協

ここでも農協は，資材，指導，販売，名称，荷受を扱っている。

消費者需要も変わり，でんぷん食糧からビタミン，タンパク農産物へ移っている現在，農業を企業的に考え積極的にそれと取り組むことが収入源を大いにますことだろう。それには何といっても農協のバックアップが必要となってくるのである。

(C) 流通革命と農協購買事業

8－3第9表　　農家の農協利用率

年度	39			40			41		
品名	(A) 地区内消費金額	(B) 組合の供給高	B/A %	(A) 地区内消費金額	(B) 組合の供給高	B/A %	(A) 地区内消費金額	(B) 組合の供給高	B/A %
肥料	35,000	25,557	73	32,150	30,045	93	35,000	33,185	95
飼料	70,000	67,431	95	100,000	84,728	85	90,000	80,156	89
農機具	20,000	15,068	75	25,000	14,861	59	20,000	7,516	38
農薬	9,000	8,074	90	7,300	6,936	95	11,000	10,153	92
その他生産資材	20,000	15,964	80	40,000	22,873	57	40,000	13,105	33

最近特に農民の利用がふえてきた商品をとって，農民の農協利用率を見てみよう。

まず農業上必要な農機具は，他のものに比べわずか３８％である。田畑に見られるあの機械のほとんどがメーカーの特約店を通して売り込まれているのだ。カマとかクワとか小さい器具は農協で買う人がほとんどであるが，動力噴霧機，トラクターのような大きな物は，ほとんどの家が商人を通じて買っている。その理由としては，アフターサービスが良いし，使い方を丁寧に教えてくれる。値段の点では少々値切れるとのこと。そして，農協自身も大きい機械は斡旋はしているが，直接販売してないようである。やはり新しい商品に対して商人と戦うまでの規模がないのであろうか。

現在ではスーパーマーケット，商店どこに行っても宣伝販売が盛んである。そのような中で，少しでも農民に安くて良いものを買ってもらう為に農協は系統全利用をスローガンのもとに全購連という機関にゆだねている。そして，全購連は外部の「独占資本」と対決し，全購連に至る系統内部の取り引きは決して売買でなく，手数料は「実費」だけであって，決して商業利潤を含むものでないということだ。そこで農家に１年の生活計画を立てることを推進し，生産資材，生活資材の予約制をとっている。御津町では，農協婦人部が中心となり，生活物資での予約制をとっており，ほとんどの家庭が多かれ少なかれ注文している。

8－3第10表　　予約制について

割合 / 部落	良	理由	悪	理由	中間	理由
A	10	• 安い	5	• 物品を見ずに予約する。 • 毎日食べるものはかえない。 • 値段がまからぬ。 • すぐ間に合わない。	4	
B	11	• 月に何がいるかは決まっているので，月初めにまとめてくるので便利。 • 安くつく。	3	• くばる日が一定してない。 • 注文時と配達時の値段がちがう。 • 商店と値段が余りかわらない。	5	• 農協のしている制度の中で1番悪いが，多勢の人のために仕方ないとあきらめている。
C	11		1		5	
D	7	• 肥料，農薬は計画的で便利 • 家まで持ってきてくれる。 • 確実なから	5	• 日用品の場合こまる • 大量にまとまるので価格をもう少し安く • 農協がうまくすすめる。 • 一般商人より割高	5	• つき合い程度買う。

次に，農協購買事業の実態を見てみよう。

8－3第11表　　購買事業の概況

		供給高構成比		系統利用率	
		昭和38年	41年	昭和38年	41年
生産資材	肥料	20.8	15.4	100%	99.9
	飼料	36.3	37.2	89.3	85.5
	農機具	5.5	3.6	82.6	16.4
	農薬	5.4	4.7	79.8	94.2
	その他	12.8	6.3	97.2	30.2
	計	80.8	67.2	－	82.1
生活物資	米	－	－	－	－
	その他食料品	10.2	10.8	92.9	49.1
	衣料品	2.7	0.2	?	?
	その他	6.3	21.8	63.0	49.3
	計	19.2	32.8	?	48.9
合計		100.0	100.0	?	67.9

この表を見よう。農協の購買供給高を品目別にみると，肥料と飼料の占めるウエイトが非

常に高い。圧倒的とまでゆかないが，他の品目に比べると抜群である。そして，どちらの場合も，注意したい点は組合員農家の農協利用率がきわめて高い点だ。肥料と飼料だけ農協を利用しているという農家がかなり多いことを示している。飼料の場合，昔，御津町では,１８会社からの飼料が入っており，１会社から５～６種置いていた。それでは場所，運賃の点で農協はたまらない。そこで，１つの飼料に集中することにした。ところが農家では，あの飼料でないと卵を生まぬとか，色々な不満がでたが，飼料の成分分析とか大量仕入れによる値段の格安ということで，組合員も納得がいったようだ。そして農協では，県でも最も安い手数料にしている。しかし，その当時は商人との値段の争いで競争があったが，今では組合員も信頼して買っているようである。生産資材に於ては，農機具を除き大部分が系統を利用していることがわかる。しかし生活物資では，５０％ぐらいの利用率。

＜農民の農協購売への期待＞

- 農家が，どんぐりの背比べで米麦の生産が主である時は，農家の期待は大体肥料だけであり，その需要量も購入の形も余り変化なく農協の利用についても似ていた。最近では，商業的農業が発展し，異なった家畜や作物を生産する農家を生み出す。特に昭和２０年代と比べると著しい。そこで肥料１本から飼料へと重点が移る。
- 専業として商品作物を作っている農家では購売もその商品作物の販売，生産と固く結びついている。例えば，少しでも市場で高く売れるためには，果物にはどんな薬が良いとか専門的な農薬販売が必要。
- 又兼業農家が収入の上でも安定している家では，農協購売部に生活協同組合的役割を望んでいる。

部落部落の雑貨屋，乾物屋よりも，より安く便利であれば利用もふえようが，都市への通勤者，交通の便により余り予約制に期待をもつことはできない。農協職員の顔を立てて，予約している農家が多いように見受けられた。

＜これからの購買事業＞

組合員が，農協の購買事業に何を求めているかをはっきりつかみ，その期待に答えるよう要求されるものは，商人の機敏さと大胆さをもって，見通しをつけ，見通しが十分ある限り，常に新しいことに恐れなくとりくんでいって欲しい。将来予想される大型農業機械化にも，十分応えうる機械設備，有能なエンジニア，機動力を備え，今後農機具商と激しい競争に打ち勝って，新路を開拓していくことは，重要である。

(I) 農協における共済事業の位置

現在，当農協では養老生命共済，こども共済，自然災害担保付建物更生共済の三種類の共済保険を取扱っている。（８－３表１２）は合併以後の契約状況を表わしたものであるが，昭和３９年末には１５億７千万円もの契約を保有し，前年度に比べると非常な成果を納めている。更に，昭和４０年度末には１８億と順調に伸びている。このことは共済事業が他の経済事業と同じ位活発であることを証明している。

このように，共済事業が大きく伸びた原因として2つ考えられる。その1つは，最近の兼業農家の増加に従って，その兼業収入をねらう他の一般保険会社がサービスをモットーとして，農家に侵入してきたこと。そこで，農協も又全職員を総動員して，部落全体を対象とする強力な事業推進を行ったことにある。

他の１つには，〃建物更生共済〃〃こども共済〃といった他の保険会社にはない農協独自の新しい形を考えだしたことである。

さて，このようにして獲得した共済預り金は，県共済連から全国共済連に行き，この時農協は手数料だけ取るしくみになっている。

８－３第１２表　　共済保険の保有高

年	養老生命		こども共済		建物更生		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
３７		109,8千円		2.6		51.5		164
３８		98.0		0.4		31.0		130
３９		98.6		0.4		31.0		130
４０	2,545	73,982.0	143	2,840	1,814	80,690.0	4,502	157,512
４１	2,683	86,835.0	147	3,110	1,978	94,310.0		184,255

次に，御津町における部落のうち４つの部落を抜粋して調査した結果をみてみよう。その部落はＡ－下田，Ｂ－富谷，Ｃ－野々口，Ｄ－吉尾である。

８－３第１３表　　抜粋の地区による共済加入の状況

加入戸数 ６９戸			未加入
建物共済	養老生命共済	こども共済	
５８戸	６１戸	０戸	３戸
８０％	８５％	０％	

（８－３表１３）から分るように，殆んどの農家が農協の共済保険に加入している点で，利

用度が非常に高いことがわかる。（未加入はたった3戸であった。）

しかし，特徴あるのは，こども共済加入の家が一軒もなかったことである。（8－3表13）をみても，こども共済の保有高は他の共済に比べて非常に低調である。

又，加入の理由を次のように3つに分類して比率をみると，①－勧誘がうるさくて－58％，②－組合員だからおつき合いのつもりで－16％，③－貯金と兼ねるのに便利だから－26％であった。この結果からみると，大部分の人が勧誘がうるさくて仕方なく，あるいはつき合い程度にといったように消極的に加入している。その逆で，貯金と兼ねるつもりで自発的に農協共済を利用している人は余りいないようである。

さらに，我々には，常に農家の為を思わなければならない農協が，余りにも自己の経営業績向上の為という一方的な共済事業の進め方をしているように思えてしかたがないのである。

(E) 営農指導の実態と今後の問題点

今，農村は大きく変貌しつつある。一方では，経済の高度成長の歪みに伴う労働力の異変が多数の零細兼業農家を生み出している。他方，畜産，果樹，養鶏などの商品作物を中心に規模拡大をめざす専業農家が増加しつつある。このような現状の中で，営農指導はいかにあるべきか？が今後，我々の新しい課題となるであろう。

では，現在，当農協における営農指導はどのようになっているかみてみよう。

営農指導員とは農業技術あるいは農業経営の専門技能者であり技術者である。それを，農協が雇い入れ組合員農家の技術や経営についての相談，助言に応ずる。いわば，このように組合員への指導，相談，助言のサービスを提供するのが農協であり，そのための1つの手段が営農指導なのである。

当農協では，以前は下記の通り営農指導部という事業部門が他の経済事業部門とならんで指導員が5人いた。そして，このような組織の中で営農指導は，農協の主要事業である信用販売，購売，共済などのいわゆる経済事業を伸ばす手段としてあるいはその基盤として行なわれていたのである。例えば，販売事業をとってみると，販売市場での有利な条件－即ち生産物の同一規格化（大量化）を生産の段階から農協が計画的に一定の作付面積，品種，施肥などを統制していくのである。

しかし，従来〃営農指導は非経済事業〃であるという見方がなされてきたが－即ち，指導員の利用をトラクターなどの物的利用に対して，人的利用である為に利用料収入がないものと見るからである。しかし，営農指導が各々経済事業の基底にあるならば，それによって事業が伸びた他の経済事業部門がこれを負担すべきであって，賦課金と共に事業収入となるの

である。従って，これを〃非経済事業〃と考えるのは〃誤り〃であると考えられる。

だが，近年,このような事業執行体制で営農指導を行う場合，事業推進を妨げる欠陥が浮び上ってきた。というのは，各部門の内部機構は一般商人や金融業者と全く同類なのである。そのため，各部門を担当する職員の経営感覚が営利主義に落ち入り易くなり，さらに又，各部門別に独立した決算報告が行われていたのでこの傾向は一層はげしくなっていたのである。

このような組織では，各々職員は組合員農家の経済向上を考える前にまず自分の担当している部門の採算を考えるようになった。新しい農業の発展の芽を伸ばすべき農協が逆にそれを摘みとるような結果になっていたのであった。

そこで，現在では，そのような欠陥を改善して，農業の新しい生産構造に適応しうる部門編成がなされたのである。（下記の通り）

8－3第5図　以前の農協の組織

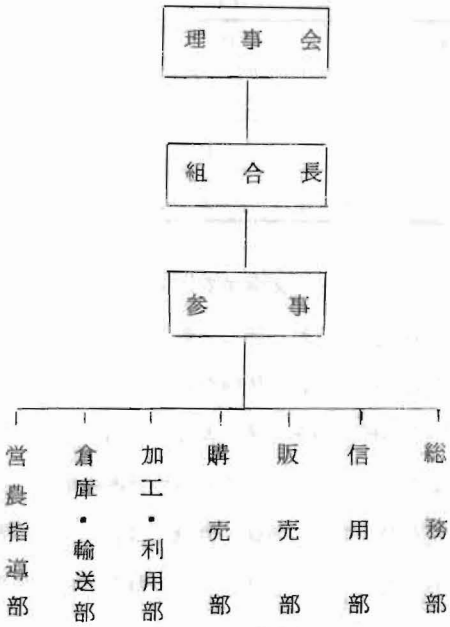

8－3第6図　現在の農協の組織

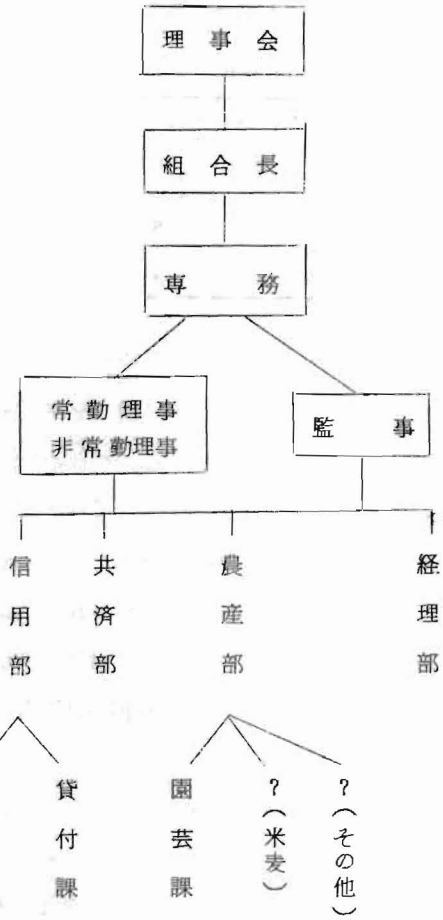

つまり，従来の信用，販売 購買などの各部門を廃止し，農産部門別に新しく課を設置したのである。この場合，各課を担当する職員はその課の業務のかたわら組合員への資金のあっせん，資材の購入，技術の指導，できた生産物の販売に至るまでの仕事に従事するのである。

このようにして，従来のような欠陥を取り除いて新しい営農指導体制を作りあげたのである。

＜今後の問題点＞

合併によって農協の規模が大きくなる程，営農指導は充実，強化される必要がある。なぜなら，規模拡大が組合の経営の合理化を促し経済力が強化されるため，営農指導費用が増加されるからである。

しかし，次の調査を見ていただくと，今後の営農指導のあり方について，多種多様な問題点が残されていることがわかろう。

8－3第14表　　各地区の農協の営農指導への評価

答＼地区	A	B	C	D	合　計
満　足	11戸	10	9	5	35　49%
不　満	5	8	7	10	30　41%
解答無	3	1	1	2	7　10%

（8－3第14表）をみると，全体的にみて満足と不満足の比率は半々であるが，A地区，B地区などの米麦中心農業を主に営んでいる農家では，殆んど兼業化され，余り耕地面積をもたぬ為，現在の指導員の技術や知識で間に合っている状態だ。しかし，中には，合併前の方が親切だし，毎日来てくれたのにという不満の声を発する人たちもいた。

特色あるのはD地区である。上記のように不満の方が大きな割合を占めている。彼らの不満の理由のトップにあげられるのは，現在の指導員の技術や知識では役に立たぬという意見である。又，この地区では改良普及所員に対する見方もよくない。農業構造改善事業モデル地区に指定されて，農協が最も力をそそいでいるこの地区で，このような理由をもつ不満が多いことは，今後の当農協における営農指導改善の大きな課題となるであろう。それには，現在のように事務のかたわら指導するという形をより早く改善し，指導員が事務雑用から解放されて，各々商品部門別に専門化した技術指導員が必要となるであろう。現在，当農協では，経済上の問題から，指導員を1人にして，各々商品部門別に生産者の中からその道に

くわしい人を〃助手〃として毎月に1回経済連から指導員を招いたり，岡山大学より講師を招いて講習会を持つようにしている。以上が当農協の営農指導の実態である。

だが，これからの農協における営農指導のあり方は，最近増々盛んな農家の兼業化の進行，あるいは商品作物生産農家の増加と共に，組合員農家の各々ちがった要求に十分答え得る指導体制を一日も早く整備することが，一番大切な課題となるのではないだろうか。

(4) 農協経営に対する考え方（農協側と農民側）

まず初めに，抜粋の4部落の調査結果をみてみよう。

質問1……もし，農協が赤字を出し，これを組合員農家が負担しなければならなくなったとしたらあなたはどう思いますか。

解答 ㋑ すぐ解散すべきだ。 18％

㋺ 解散してはいけない。 49％

㋩ どちらともいえぬ。 12％

㋥ わからぬ。 21％

この結果によると，解散してはいけないという答が全体の約半分近くを占めている。彼らの大部分は，〃農協は我々農民には絶対必要なものであるから赤字の原因を究明して我々で再建していくべきだ〃という理由を持っている。反対に，㋑に解答した人の中には，〃農協がふつうに経営をやっていれば赤字をだすはずがない。もし赤字がでたのならば，それは指導者の経営の仕方が悪いのであるから責任をとるべきだ〃といっている。又，㋥に解答した人は現実に直面しないと分らぬ。その時の多数の意見に従うといっている。

しかし，この結果から明らかなように，結局，農民にとって一番たよりにしているのは農協であることがわかる。そのため，農民にとっても農協の経営に対する関心も強いといえる。それだからこそ，農協に対する不満が多種多様生まれてきてもしかたがないのである。

質問2……あなたは組合長にはどのような人がなったら良いと思いますか。

彼らの希望で一番多かったのが〃常に農民の為を思ってくれる人〃次に，〃信頼のおける人格者〃であった。又，〃経営のうまい人〃という希望は余りなかった。このような考え方は農協の経営者でも同感である。当農協の組合長がいわれるには，〃いくら有名大学出のエリートで経営手腕のたけた人であっても，農民と共に暮し，農民を理解していなければ，農協経営は成立たぬ〃といっている。つまり農民が下からついて来てくれなければだめなのである。

質問3……あなたは農協を㋑営利団体，㋺奉仕団体，㋩その中間のどれと考えますか。

	㋑	㋺	㋩	無解答
農民側	16％	12％	14％	58％
農協側	18〃	64％	18〃	0

まず，農民側からみると，調査に不備な点があって無解答が多かったが，解答者の考え方は大体３等分されているが，やや営利団体とみる傾向がある。反対に，農協側では，意見がはっきり分れていて，奉仕団体と思っている人が多い。特に，この６４％の中には，勤務年数０～５年までの人が４０％を占めている。

このように，両者の農協経営のあり方についての見解には相異があることがわかるが，ここで結論をくだすことは大いに危険性がある。現在，農協の経営者達は，＂農協はある場合には奉仕団体であるが，職員への給与，管理費を支払わなければならないので，一般企業と同様営利を目的とした事業の進め方をやっていかなくてはならないのである。そして，農協経済の向上を農民経済の向上へと結びつけていくことこそ本当の農協の役目であるのだといえる。

最後に，農協職員（４８人）の職場に対する考え方についてアンケートをとってみた。結果は次のとおりである。（全体に中間的なあいまいな意見が多かったが……）

① あなたは現在やっている仕事についてどう思いますか。

㋑ 良い　３９％　㋺ 悪い　９％　㋩ 中間　５２％

中間的意見が多いが，良いと思う人のうち勤務年数０～５年が５０％を占めている。

② 今の仕事について将来の希望がもてるか。

㋑ もてる　３１％　㋺ もてぬ　２３％　㋩ 中間　４６％

０～５年の人は希望をもっているが，５～１０年の人の中で希望がもてなく不安をいだく人が多かった。

③ 子供に今の仕事をやらせたいか。

㋑ やらせたい　４％　㋺ やらせたくない　７０％　㋩ 中間　２６％

④ 現在の仕事をつづけていくか。

㋑ つづける　６２％　㋺ つづけぬ　８％　㋩ 中間　３０％

以上より，子供にはやらせたくないが，彼らの本音は，自分達は今さらじたばたしてもしかたがない，定年までやっていくつもりだが子供達だけは他の職業へという気持ではないだろうか。

⑤ 現在の仕事にほこりを持っているか。

㋑ 持っている　４６％　㋺ 持っていない　９％　㋩ 中間　４５％

この質問は各人のおかれた地位，役割によってちがうと思うが，㋑のうち０～５年の人，１０～１５年の人が８０％を占めている。

⑥ 給与の実態

１～１.５万　２５％　　１.５～２.０万　２０％　　２.０～２.５万　２７％

２.５～３.０万　１８％　　３.０～３.５万　８％　　３.５万以上　２％　である。

これをみると，他の一般企業の水準に比べて比較的低い。しかし，これでも合併前，合併当時に比べると大分改善されたそうであるが，まだまだ改善の必要性はある。

ところで，彼らの給与水準引き上げの目的はいうまでもなく職員の生活の安定をとおして

勤務意欲を向上させ能率を高めることにある。そのためには，農協職員を単なる農協運動者という昔々の考え方を取り去り，あくまでも正当な労働には正当なる報酬を与え，又，将来に不安を抱かせない保障をする。それによって，勤労意欲を向上させ能力を発揮させなければならない。

要するに，低い賃金と低い人件費から高能率，高賃金を目標にすべきである。それには，経営基盤の確立，責任体制の明確化，人事の厳正，さらに職員の教育研修制度の充実，強化などによる。不断の質的向上が伴わなければならない。従来，ややもすると，給与の引き上げだけが前面におし出されているのは低い現状に対する反動現象である。今後はむしろ，給与引き上げによる職員能率の向上を農協経営全体の質的改善と平行して考えるべきである。又，単協ー県連ー全国連間の職員交流も一考してはどうだろうか。そのためには，系統間の給与体系の確立が必要となるであろう。

(5) あすの農協の歩む道

(A) 合併時の問題

御津町農協は，昭和３６年７月１日，７つの農協の内６つ（野々口，宇垣，宇甘東，五城，本所，宇甘西）が合併して出来たものです。残りの１つ金川は，商業が中心であり，普通の農協とは異なった型態をしているので，別に農協を作り，信用事業を主にやっています。合併当時の状況について，当時の組合長さんに意見を聞いてみました。

- 農業に積極的に取りくみ，活発な農家は合併することにより組合員数も増えるので，条件が悪くなるのではないかと心配した。例えば，営農指導の問題に於ても感情的になりはしないかとか，信用事業に於ても，零細な農家が一緒になることに不安を感じていた。又，余り経営の良くない組合と合併することは，肥料代などが高くなるのではないかなど色々な問題をもっていた。
- 他方，小さい，収益も余りない農家であってみれば，合併ということは時代の流れでもあるし，たいして変化もないだろうということで，合併を望んでいた。

そこで農協では，合併しても

1. 貸付金利息を上げない。
2. 賦課金をとらない。
3. 販売手数料をとらない。
4. 旧の単協を支所としておく。

などを取りきめて，組合員に納得をねがった。しかし，現在，農村はかなり民主的になったとはいえ，やはり保守的性格が強い。そしていつまでも自分達の慣例を残しておこうとする。このことは，ある面では良いこともあろうが，悪い面もある。そこで，時代の変遷に乗り切っていこうという意欲をもたせ，そういう方向への必要性をといていったという。

- 他の部落では，組合員の人は人事も心配していた。例えば６つの部落が集まって１つの組合を作る場合，組合長は１人である。その場合，組合長が出ている地区だけをうまくや

るのではないかという心配もあった。

そして，今のままでいいようになっているのだから，無理に合併しなくてもいいのではないかといった組合長に対する親近感が薄れることを心配しての気分的反対もあった。しかしながら，少数の反対者を除き，ほとんどの人は賛成であった。

合併をただ，数個の組合が１つになることのように，まとめて安易に考えてはならないと思う。単にいくつかの組合が集まるだけならば，それは真の意味の合併ではない，寄り合いに過ぎない。合併は，全く新しい１つのものを創造することにあると思う。組織の点でも，機能の上でも，今までの組合の総和をはるかに越えた合理的・能率的なものでなければ本当に意味がない。そして迅速な事務処理と機動性をもつことが，これから大いに必要であろう。

(B) 農協と政治活動

現在，農産物の主だった物（例えば，米・麦・畜産）の価格については，政府が直接・間接にタッチしている。そこで勢い農協も政府に対してぶつかる体制をとる。零細非力な農民が今の経済機構の中で，自分達の経済的利益を守るために，政治的手段に訴えるのは当然なことである。そして，今後の情勢ではそれの強化も必要となってくる。

しかし，だからといって農協がその政治活動をやるべきだろうか。米の場合，政府への売渡し金は，ほとんどの金額が農協を通じて農家の貯金に振り込まれる。言いかえれば，農協はほとんど苦労なしに農家の米販売代金を貯金として吸収できる。そこで，米価を少しでも上げれば貯金も即ち増え，信用事業に於ても収益が多くなるというわけだが……。

実際農民は，農協の米価闘争についてどのように思っているのか。そこで御津町４部落８０戸を対象にしたアンケートをみてみよう。

（アンケート）

大体の家庭は，良としている。しかし，農協が米価闘争をやっているのが良いというわけではなく，米の値段を上げてくれるのなら誰がやっても良いということであるように見受けた。兼業農家にとっては，余り関心がなかった。又専業農家の人は，米の値段は他の物価と比べて安すぎるというのである。即，今のままでは，生産に必要な農機具は高い一方で米価と見合わないということ。又，他の労働賃金に対して，お百姓の報酬は余りに低すぎるという。そのためにも，もっと団結して闘争をやるべきだという意見が多かった。

農協の本来的な任務は，経済活動を通じて農民の利益を守ることである。あらゆる部門に於て，農協が経済の鬼となって働いてくれることはよい。しかし，地域的，階層的利害の食いちがいをみきわめた上で，現実に対拠して進められなければならないと思う。

（石川　公子，片岡　祀子）

第９章　宗教と文化

第１節　宗　　教

1. 不受不施派の再興

(1) 第一回出願

３００年にわたる徳川幕府は，ついに大政を奉還，世は明治となり，新政府が設立された。しかし，その政府の宗教政策は，神道のみに勢力を与えたいわゆる排仏毀釈であり，仏教各宗およびキリスト教への圧迫は依然としてあった。こういう事態においての不受不施派再興運動は，当然不可能であった。それをみてとった日正聖人は，時の来るのを待ちながら，専ら教線の伸長に力を注いだ。そして，明治８年頃までには，教線の異常な伸長をみた。と共に，受不施派との軋轢を大きくしていったことも，みのがせない。明治５年神祇省が廃止され，神仏合併の大教院が設置された。そして明治７年正月，僧侶の戸籍編入が定められ，同７月２９日には，国民の寺院信仰の自由が認められた。翌８年に浄土真宗の脱退宣言により，大教院による国家統制の一角はくずれ始めた。この時こそ不受不施再興にとっては，待ちに待った好機であった。

当時東京にいた日正聖人は，早速帰郷。３月２３日益原大樹庵に着いた。そして入籍手続きのため，九谷村の生家に帰ったのが４月２２日であった。当時宇甘村の戸長であった二宮万造の尽力により，不受不施僧の肩書きのままで入籍手続きは完了した。そして直ちに東京麻布本村町１４４番地（自証庵）へ送籍した。これは，再興出願手続きの便利を考えてのことであろうと考えられる。５月，大教院廃止の知らせを聞いて，早速再興出願のため大樹庵を出発した上人は，途上和気警察署に拘引された。この時，信者の白田清三郎は「僧侶一人預り申し候」と保釈を願い出て，上人は身柄不拘束のまま県庁へ護送されたが，既に東京へ送籍していた後なので，３日の拘留で釈放された。

６月２２日東京府を通して，教部省へ不受不施再興の願書を提出した。

願　　書

日蓮宗不受不施派沙門釈日正恐懼再拝謹言

抑々我宗ノ儀，往古ヨリ宗門ノ厳誡トシテ他宗不信ノ供養ヲ受用スルヲ禁ジ，且代々ノ先師之ヲ幕府ニ訴ヘ令章ヲ請ヒ愈益堅固ニ遵守セリ其令章数通寛永七年四月土井大炊殿池上日樹ヨリ預ラル然ルニ文禄四年ノ秋豊臣氏東山妙法院ニ於テ千僧供養ノ大法会ヲ修セラレシ時，我宗モ亦其列ニ加ラル故ヲ以テ本宗諸山六条ニ会議ス。時ニ本満寺住職日重年老志怯衆ニシテ云。方今太閤ノ

威内外ニ震フ，若シ本宗独リ之ヲ辞セハ恐クハ其嚇怒ニ触レン。宜シク一日其命ニ従ヒ供養ニ応ジ翌日ヨリ断然之ヲ辞セハ両全タラント。妙覚寺日奥色を正シテ云。先年義教将軍千僧供養ヲ営マルヽ時我宗モ其列ニ加ラル。然トイヘドモ諸山挙テ宗制ノ旨ヲ訴ヘ遂ニ免ルヽ事ヲ得タリ当今モ亦其先縦ヲ逐テ謝ス可シ。然ラスシテ人ノ顔色ヲ承ケ人ノ鼻息ヲ仰キ心ヲ欺テ両全ヲ謀ル時ハ宗制立ツ可ラス。僧シ不幸ニシテ公意ニ逆ヒ身命ヲ喪フモ宗制瑕ツカズンバ復奚ゾ恨ン。唯其レ旧章ニ率由セバ大過ナカル可シト。衆怖レテ日重ノ議ニ雷同ス。特ニ雷同スルノミナラズ，約ニ背キ二十年間其供養ニ応ズ。日奥慨然トシテ寺ヲ脱シ節ヲ守ル。其後讒ニ遭ヒ対州ニ謫セラル凡ソ十三年東照公之ヲ憐ミ赦シテ再ビ妙覚寺ニ住セシメ，且ヘ旧慣ニ由リ不受謗施ノ允牒ヲ賜フ。京都諸山モ連署シテ更ニ不受ノ義ヲ誓約ス。於是本宗ノ縮素欣然眉ヲ開キ宗風ノ更張セン事ヲ祝ス。然ルニ彼日重ノ門人日乾ノ輩，既ニ久遠寺ニ住シ位貴ク望高シ。因テ過ヲ改ルヲ憚リ始テ受不施ノ新義ヲ唱フ。関東ノ諸山其非ヲ遂ルヲ悪ミ，罪ヲ数テ之ヲ信徒ニ告ク。日乾・日暹等之ヲ患ヒ，幕府ニ哀訴シ遂ニ対論ニ及フ。時ニ池上日樹等奮進之ヲ激励ス。幕府更ニ三問三等ヲ遂ケ，而後是非ヲ決裁ス可ヲ命セラル。故ニ日樹十二条ノ問難ヲ贈ル。日暹等月ヲ踰ヘテ答ヘズ。日樹速ニ是非ノ裁断アランコトヲ訴フ。官吏日樹等ヲ誣ヒ，上旨抗背ト称シ竄ニ処ス。此ヨリ受不受党派相分レ，議論鼎沸相克スル水火ノ如シ。不受者云，凡ソ衆庶ノ供養ハ伝教師刻苦教導ノ反射ナリ，故ニ我宗ヲ信セサル人ノ供養ヲ受ルハ宗制ニ瞹乖ス，宜シク他信帰ノ日ヲ待テ其施ヲ受クベシ。仮令大臣勢家ノ請ト雖トモ毫モ宗制ヲ犯ス可ラスト。受施者云，此丘ハ乞食ヲ常法トス，故ニ信不信ヲ簡バズ他ノ供養ヲ受用シ金穀ヲ勧募ス可シ。且普天卒土幕府ノ所有ナラザルナク，井泉道路悉ク将軍ノ信施供養ナリ。仮令宗門ノ先規ニ背クモ却テ是レ格ヲ越テ格ニ允フ者ナリト。凡四十年間両派対峙並行セリ。寛文六年ニ至リ，曹司加賀爪氏彼徒ニ在祖，我宗制ヲ確守主張スル者平賀日述等ヲ遠地ニ流シ，且不受停止ノ令ヲ出シ，数万主義ノ徒ヲシテ手足ヲ措ク所悉カラシム。然レトモ本宗ノ元気未夕湮淪セズ，日起等ノ徒出テテ諫鼓ヲ幕府ニ鳴ラス者陸続絶ヘズ。官吏其正否ヲ審カニセズ。一例之ヲ絶海孤島ニ放テ顧リミズ。嗚呼惨劇モ亦極ルト謂フベシ。今也大政至公ニ復シ，諸事丕新大ニ開明ニ進歩シ，至公至正敢テ非理ノ専横ヲ以テ人々固有ノ性霊ヲ圧制シ給ハズ，洵ニ感恩ノ至リニ勝サルナリ。因テ我宗制抑圧セラレタル概略ヲ記シ以聞ス。伏テ望ラクハ諒察ヲ垂レ是非ヲ明断シ我宗制従前ノ如ク許可シ給ハン事ヲ仰願ス。誠恐惶頓首敬白

明治八年六月廿三日

第二大区十二小区

麻布本町百四十四番地

釈　　日　　正　　㊞

教部大輔　宍戸　璣　殿

5月下旬上人は，信徒の復宗届の提出を指令していた。それ以後下総，備前，美作各地で復宗届は続々提出され，政治問題にまで至ろうとしていた。又受不施との軋轢は一層深まっていった。こういう時に再興願書が提出されたのである。教部省は，日蓮宗一致派，勝劣派両管長に対し，不受不施再興願書について，下問した。これに対し両管長は連名で上申書を提出した。この上申書は，あまりにも偏見のある矛盾した書き方であった。不受不施，受不施間の対立感情を認めざるを得ないようなものであった。しかし教部省は，ついに7月28日東京府知事を通して，「書面不受不施之義ハ日蓮宗管長ヨリノ申立ノ趣モコレアリ候条，願意聞届難キ旨教部省ヨリ相達セラレ候間此旨心得ベク事」と願書の却下を知らせてきたのである。その頃は岡山県内でも，信徒の復宗届は次々に出され，受不施との軋轢も激しくなり，県官の干渉を招く結果になっていた。東京での願書却下後もますます信徒の活動はめざましくなり，岡山県庁を通じての陳情なども試み，ついに信徒の署名をもって，坂本信楽，小山義作，片山弥四郎，池本常之次，二宮万造，杉本銑九郎等が代表で上京した。しかし上人は，彼等の熱意は買いながらも，今直接に出願しては，かえって結果は悪くなると，引き留めたのである。

このように，この頃はまさに内外多難な時期であった。

(2) 再出願

第一回出願の却下の理由からみても，これはただ，行政上の防害を恐れてのことであるとみてとった上人は，第一の願書とは方向を変えて，9月9日，教部省へ第二の願書提出を行った。今度の出願には，新聞紙上でも，種々論議され世論の支持は強く，又上人の仏教界の新しい指導者大内青巒等を通じての教部省への裏面工作もあり，充分な成算は立った。

再　　願　　書

野衲儀不受派ノ儀ニ付先般出願仕リ，七月廿八日御指令謹テ奉命仕ル可儀ニコレ有リ候へ共，聊カ慚悔ノ情実モコレ有リ，別紙ニ詳記シ再願仕リ候。勿論御省規ハ少モ違背申ス間敷ク候間，何卒幕府中葉以来停止申付候儀ハ御差除下サルベク候様致シ度ク，別紙差添此段願奉リ候。

明治八年九月九日

釈　　日　　生　　㊞

教部大輔　宍戸　璣　殿

別　紙

一　曩ニ不受不施ノ制法ハ日蓮建宗以来一宗遵守シ来リシ処，豊臣氏ノ時ニ至リ始メテ受不受ノ争論起リ，徳川氏ノ初代ニ漸ク角立ノ勢ヲ成シ，降テ寛文年間ニ至リ，幕府ヨリ野衲等今日奉スル所ノ不受一派ヲ停止スルノ梗概ヲ記シ，武門圧制ノ状ト野衲等奉スル所ハ真正ノ祖風タル事ヲ弁明シ請願セシニ，管長上申ノ旨アルニ依リ聞届ケ難シトノ御指令ヲ拝読ス。爾来事ノ由ヲ推定スルニ，先言ノ失当タル事ヲ覚悟シ，更ニ意見ヲ陳ジ恩命ヲ待ツ。

管長上申スル旨ヲ臆測スルニ，定メテ住古角立抗論セシ時ノ旧習ヲ挟ミ，野衲等ガ奉スル所ハ祖規ニ背キ世人ニ害アルトノ申立ナル可シ。然シテ，野衲先ニ出願セシ文面ヲ顧視スレバ，野衲モ亦彼ガ奉スル所ヲ排撃スル者多シ，此レ彼ノ管長ヲ咎メンヨリ，宜シク先ズ自ラ罪スベキ者ニシテ，御省ノ允可ヲ得ザレハ理ノ当然タリトス。

今受不受両派相争フ殆ンド兄弟ノ牆ニ鬩キ遂ニ創傷シテ，共ニ罪ヲ父ニ獲ルニ近シ。野衲深ク自ラ慚愧ス。仮令受不受派ヲ異ニスルモ，皆ナ宗祖ノ未裔ニ列シ，共ニ友愛スル所ノ兄弟ナリ。兄弟故ナキハ天下ノ楽ミト聞ケリ。今彼ノ管長ナル者野衲等ヲ見テ故ナシトスル歟故アリトスル歟。必ズ其焚溺ヲ水火ノ中ニ救ヒ始テ天下ノ至楽ヲ受ク可シ。

一　宇内ニ盛行セル教法，我仏教及ヒ孔子，基督ノ如キ其未流分テ三四乃至七八トナル者アリ，一流スラ数派ヲ分ツ者アリ，我日蓮宗ノ如キハ現今海内ニ行ハルル所ノ仏家七宗ノ中ノ一ニシテ，亦タ一致勝劣ノ二流アリ，所謂受不受ナル者ハ其一致派内ノ両派ナリ。仮令ヒ小異アルモ，他ノ宗ト比ス可ラズ。況ヤ儒教基教及ヒ皇国神道ノ大逕庭アルヲヤ。我輩兄弟宜シク活眼ヲ開クベシ，豈狭隘ニ安ンジ，他宗ノ嫵笑ヲ取テ可ナランヤ。

一　政府既ニ人民ニ許スニ奉教ノ自由ヲ以テスルヤ，或ハ木石ヲ神トスルモ孤狸ヲ拝スルモ因ヨリ之ヲ不問ニ置カル。然ニ今野衲等独リ彼ノ管長ノ一言ノ下ニ埋没セリ。抑カ其寃枉ヲ洗雪セント欲セバ所謂是非ノ論ニ渉ラザルヲ得ズ。是非ヲ論スルハ即チ先書ノ失当ニシテ豈ニ又之ヲ再ビス可ケンヤ。野衲等既ニ事ノ諍論ニ渉ルヲ愧ヂ。又信徒ヲ警戒シ一毫ノ争心アラシメザル事ヲ黙契セリ。

一　宗門ノ諍乱ハ，或ハ政府ニ抗シ，或ハ異宗ニ敵シ，舌戦ニ始リ血戦ニ終ル。宇内各国古トナク今トナク其例多シ。豈ニ鬩牆ノ禍ヒ一家ニ止ル比ナランヤ。抑諍論ノ原由一端ニ非スト雖モ，政府ノ束縛ニ苦ミ反動スル者多ニ居レリ。野衲既ニ自ラ既往ニ懲艾シ，将来ヲ省察ス。又其懲艾シ省察スル所ヲ挙テ之ヲ信徒ニ勧誘セント欲ス。彼ノ管長モ亦タ此ノ如キヲ聞カバ定デ鴒原之情アル可シ。若シ尚異言アラバ宗祖在天ノ血涙ヲ如何セン。幸ニ至公至正ノ御明裁ヲ以テ武門多年ノ束縛ヲ解キ野衲及徒弟信徒ヲシテ公然天日ノ下ニ立チ，下ハ各自宗教ニ由テ安心シ，上ハ聖化万分ノ一ヲ翼賛スルヲ得セシメ給ハン事ヲ悃願ス。

明治八年九月九日　　釈　　日　　正　　印

上人の願書提出後一致派管長は，すぐに上申書を提出した。これも又，不受不施派の弊害を列記し，宗派名は許すべきでないというものであった。しかしこの頃，第一回上申書について，これはすべて，勝劣派管長日馨の独断であるということから日蓮宗内の意見が不受論をめぐって分裂するに至った。１０月１８日教部省は，両派管長（日馨は引退し，興門の日貫が勝劣派管長になっていた）立合で，宍戸大輔，鈴木，足立，斉藤，河口等高等官列席のもとに，不受不施再興について，議論がたたかわされた。この日は，午前１０時から，午後２時まで，昼食もぬきで議論したということである。その後，日慣独自の上申書を提出したが，これは日馨の主張と大きく異なり，これがきっかけとなって，日蓮宗大教院は有名無実となるのである。

この頃岡山県では，県令は１０月７日石部誠中から高崎五六に変っていた。彼は石部とは正反対に不受不施公許を教部省へ具申するのである。

上人は許可が長びくので，第三の願書を用意していた。この頃は教部省は，すでに公許の方向へ傾いていた時であった。１１月１４日，上人は教部省へ呼出され質問を受け，その場で即答したが，１７日更に文書で提出した。質問の内容は，日蓮宗の本意，一致勝劣分派の理由，不受不施の原由，一致勝劣と宗義の相異，伝燈法脈，派内規律，葬儀取扱，講社取結の見込，布教方法の見込，不受不施を主張するにつき政法に関し世道に係わる件，内信者の員数の１１条であった。これが正院へ回され，その決裁によって，公許になるのである。その時，高崎県令は上京し，公許の督促をしたということである。それを聞いた上人は，その好意を厚く感謝し，この時から二人の友情は生まれ，高崎県令が亡くなるまで続くのである。

不受不施派にとっては，もう公許を待つばかりであった。この頃にも，上申書による妨害，新聞などへの投書など二，三の妨害はあったが，それは大きな問題ではなかった。１２月，１月にもなると，不受不施擁護の論文が大きく載せられるようになるのである。１２月２５日午前１０時東京府庁社事課へ出頭し書類手続きの一切を終りいよいよ大詰を迎えたといえる。

明治９年４８才の新春を心安らかに迎えた上人は，願成就の確信をもって新春を祝うことができた。明治２年１１月上旬のある夜，上人は夢をみたのである。「余かつて願事に奔走するの際，たまたま某氏（上総正立寺区麻生享氏）の家に泊す。夢みらく若松あり，長さ二尺余，厳霜の中に其秀心新に延びること六七寸許，枝葉軟弱緑色益濃なり，松也者，一歳にただ一延するのみ，然るに今二延し，加之此寒天を以てす，豈奇ならずや。夢忽ち覚めたり。謂ふに古より松夢を占定し，或は松を栽して，所志を期する者，果して其志を達せりしこと，史伝に散在せり，余亦此夢あり，争か占断せざるべきや。困って斯を卜するに，一歳とは所謂末法万年なり，二延する所以は，**奥聖の法理再び広布するの兆なり**，寒天は所謂三類蜂起して難艱の忍びがたきを表するものに非らんや。又惟ふ，若の字画を解すれば三十口たり，松の字画を剖け

ば十八公たり，之を合すれば四十八吟となるなり。然れば余四十八にして此願を成すべきかと……。」

(3) 公　許

三ケ月の間何事もなく過ぎた。日正上人は為すべきことはすべて終った今は，あの若松の夢を思い起して，必ずや願は聞きとどけられることを信じ，公許を心待ちにしていたのである。

日蓮宗中不受不施之義自今派名再興布教差許候此旨布達候事

明治９年４月１０日，ついに不受不施派再興は成ったのである。１２日上人は教部省に出頭公許を申し渡された。その帰途上人はその歓びを句に表わしている。

朝な夕な

此一声を　ほととぎす

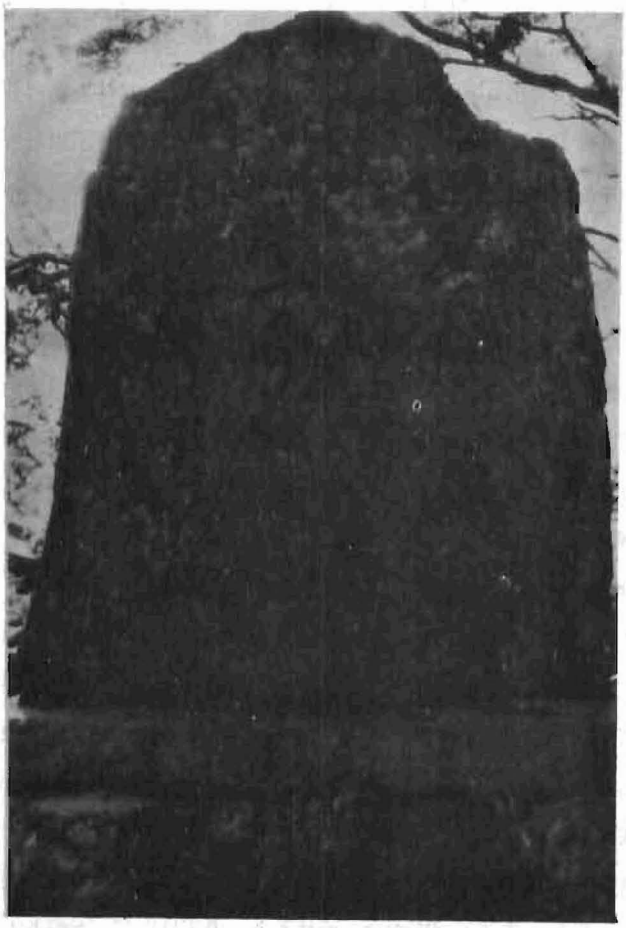

現在妙覚寺本堂前の碑はこの句である。

又この歓びは詩にもなって上人の歓喜の情を表わした。

明治九年春四月　百紅千紫放香時

東君似解主人意　蝶舞鶯歌慰所思

再興後の仕事として，まず布教の根拠地を得ることが必要であった。このことについて，先に身池対論のあった時，その結果として，日樹，日奥は流罪に布され，日奥の後任に日船がたった。しかし，この日船も妙覚寺立ちのきを命ぜられることになる。その時に「於有時節致来者異体同心仁一間四面之草庵ニテモ妙覚寺ヲ取リ立相守リ不受不施之法水ヲ安置スル像師御作之御影様ヲ之処可為当門家之本山之事」との約束をして，それぞれが，のがれたのである。その後妙覚寺の建物は，日顕の受不施の本山として残っている。日船は福渡までのがれて，そこで亡くなったと，伝えられている。

さて，再興後の信者の関心事の一つが「一体どこに本山を」ということであった。その候補地として，一般に２つが考えられていた。益原大樹庵と津島唯紫庵の二案である。この二者の間では相当な誘置合戦がみられたようである。そしてどちらに決めても，そこにトラブルの起ることは考えられた。ちょうどその頃，金川に難波抱節の邸が売りに出されていることを耳にした上人は，さっそくそれを買いとりそこに本山建立を決めたのである。それが現在の妙覚寺，当時竜華教院といった，つまり不受不施には寺院は不要，ただ教院があればよい，という主旨のもとに竜華教院建立を願い出たのである。そして，明治９年１０月１０日許可が出された。

さて，許可を得てから本堂が完成するまでの費用，労力などの出所が問題である。これについては法中，信徒皆口をそろえてこう言う。「それは公許を得た喜びで，信徒からの寄附はどんどん集まり，又実際に労働力を提供した信徒も数知れない。」と。つまり，今の妙覚寺の建物は，すべて信徒自らの手で造られたものなのである。本堂棟牘によれば明治１２己卯年第３月５日上棟式同１４年６月５，６両日入仏供養執行となっている。約３年の間の費用，人夫総額ははっきりしないが，その後次々に進められた工事の内，石垣工事がある。この石垣工事の毎日人夫着頭帳によれば，明治２４年４月の帳面で2.９８６人の人夫が出ている。これらの人々は，どの辺りから来ているのであろうか。やはり人夫着頭帳によれば，山条，矢原，野々口，鹿瀬，草生，大曾根，中泉などの現在御津町をはじめ，川向うの山を越した由津里，山口や岡山大安寺などからも来ている。又この当時教団にとって功労のあった人々も相当ある。又当時数人の多額寄附者があったことも認められるが，その辺の記録などは見つからない。しかしその当時の家勢と，現在では，大分変っているようで，現在その子孫を探すことは困難なことのようである。とにかく，今ある妙覚寺はすべて，再興当時の信徒の熱意によって在るものである

といえる。

(4) 当時の情勢

竜華教院設立に伴ない，信仰活動に必要な条例など順次作られていった。教会条例，講社条例，五章三十三箇条などであり，これらは現在も受けついで，信仰活動はすべてこれに基づいている。特に五章三十三箇条は根本の規約として，明治１８年５月に作りあげられたもので，その内容は大きく，宗制，寺法，僧侶並ニ教師タルノ分限及其称号ヲ定ル事，寺院の住職及教師の等級進退ノ事，寺院ヘ属スル古文書宝物什器ノ類ヲ保存スルノ事の五章からなり，宗制においては，日蓮立宗の大意（１条），分派起原の沿革（２条）管長選定の方法（３条）真俗莫作の誡例（４～１３条），祖山及教会講社の組織（１４～１６条），教会役員の章程（１７～２０条），集会修行の規度（２１～２３条）に分けられ細かく定められている。例えば，真俗莫作の誡例では，謗法の堂社に参詣致スベカラザル事但シ遊覧公役ヲ除ク，謗法ノ僧侶ヲ供養スベカラズ但シ世間交際及慈恵ノ施ハ非此限，不信謗法ノ供養物ヲ受クベカラズという受けず施さずがはっきり唱われているのである。又この竜華教院の組織は，この教会講社の組織でもみられるが，教会条例，講社条例などに次のように組織づけられている。

- 本派ノ教規ハ別ニ寺院坊舎ヲ設ル事ヲ要セス直ニ信徒ヲ講社ニ摂シ条箇ノ講社ヲ教会ニ統ヘ条箇ノ教会ヲ総轄スル所ヲ教院トナス（教院規約第１条）
- 凡ソ信徒五十人ヲ以テ一講社トナシ凡ソ二十講社ヲ以テ之ヲ一教会トナスベシ（教会条例第３条）
- 教会講社各々番号ヲ附記シ第何号竜華教会第何番講社ト称スヘシ但シ番号ハ其教会講社設立允准ノ順序ニ由ルベシ（教会条例第４条）

そしてこの教会には毎講社長各１，世話掛無定員，ヲ置キ毎教会牧師各１，取締無定員，ヲ置ク者トスなどの定めによりそれぞれ役員を置き組織体として成立している。又男女共１５才以上の信徒は必ず講社員として手続きをとり，入社することを要する。

再興後の信徒数の増加もかなりみられたようである。地下にあった信徒も次々に不受不施を名のり出たのである。明治の壬申戸籍に登録されている宗派を調べてみると次のようである。（但しこの数字はあまり正確なものではないと思われる。これで大体の傾向を，みることはできると思う。）

9－1　第1表

村＼戸数	金川	虎倉	矢原	中泉	紙工	下田	勝尾	高津	菅	宇垣	九谷	芳谷	伊田	平岡西	川高	国ヶ原	草生	鹿瀬	新庄
不受不施派	三				一														一
	一	二	九	一	一	五	四	六	二	四	二			三	三		九	一	〇
	七	四	七	〇	一	九	〇	二	四	二	〇	一		七	一		九	七	四
他宗													一						
	一		一		一							四	七	二	一	九			四
	七		八		二				一			三	六	一	九	三		一	六

この中の平岡西，川高の他宗21，19戸は不受不施派の人々は平法華と呼ぶ，いわゆる日蓮宗の家であり，他は主に真言宗である。

それでは当時の講社教会はどんな状態であったろうか。妙覚寺記録によってまとめると次のようである。

9－1　第2表　岡山県下の講社組織（明治中期）

教会名	講社数	分布地域
甲　第一号竜華教会	15	金川，草生，富谷，下田，菅，下畑，大谷，山空，中泉
乙　第一号竜華教会	10	山条，小田，毋谷，原，小山，吉尾，菅野
第二号竜華教会	10	川高，大園，由津里，新庄，矢原
第三号竜華教会	10	鹿瀬，大田，宮地，市場，中田，西原
第四号竜華教会	11	宇垣，九谷，勝尾，吉川，天満，久保，虎倉，
第五号竜華教会	14	菅野，栢谷，吉宗，猿場，小林，田益，白壁，東原，中原，首部，万成，西辛川，東辛川，松尾，楢津
第六号竜華教会	17	津島，北方，岡山
第七号竜華教会	20	富，島田，三門，矢坂，大安寺，北長瀬，花尻，箕島，山田，田中，平田，泉田，青江，富田，新保，西古松

9－1　第3表

教会名	講社数	分布地域
第八号竜華教会	7	中島，門田，平井，上道郡
第九号竜華教会	17	町苅田，神田，大苅田，中村，観音寺，寺地，宗堂，大井，弥上，可真上，可真下，稗田，大成，松木，円光寺
第十号竜華教会	31	田原上，田原下，益原，日笠，木倉，田土，片倉，南山方，矢田
第十一号竜華教会	9	草生，福田，高田，稲蒔，石村，塩田，作州海田
第十二号竜華教会	15	暮田，小坂，田賀，宇生，矢田部，米沢，佐伯，父井

又再興後事務所のない不便さを訴えて，東京に仮事務所を設けることを許されたのが，明治9年10月18日である。東京都麻布にある日正上人の私有地を以てそれにあてられた。そして明12年6月30日現在の不受不施派は，津高郡金川村に竜華教院，東京麻布に仮事務所をもち，6ケ所に教会所をもったにすぎなかったのが，それ以後教会所新設願が次々に出され，明治15，16年頃は，全国に100か所以上にも及ぶ教会所が設けられるようになった。明治21年に社寺局への届による教会現数は次のとおりである。（許可年月順にあげる）

東京麻布教会所　明治10年1月18日公許　東京府港区麻布木村町
千葉県島説教所　明治10年4月21日公許　千葉県香取郡多古町島
岡山津島教会所　明治10年9月13日公許　岡山市津島
岡山山条教会所　明治10年11月16日公許　御津郡御津町山条
岡山矢原教会所　明治11年3月23日公許　御津郡御津町矢原
岡山建部教会所　明治11年4月1日公許　御津郡建部町西原
岡山益原教会所　明治11年4月30日公許　和気郡和気町益原
岡山佐伯教会所　明治12年12月25日公許　和気郡佐伯町佐伯
岡山平井教会所　明治13年9月7日公許　岡山市平井元上町
岡山福田教会所　明治13年12月1日公許　赤磐郡吉井町福田
長崎島原教会所　明治14年2月17日公許　島原市八幡町
千葉正立寺教会所　明治14年2月17日公許　夷隅郡夷隅町正立寺
岡山稗田教会所　明治14年7月23日公許　赤磐郡熊山町稗田
千葉玉造教会所　明治14年10月21日公許　香取郡多胡町玉造
香川岡本教会所　明治16年10月25日公許　三豊郡豊中町岡本

岡山巌井教会所　明治１７年４月２３日公許　　岡山市巌井

岡山紙工教会所　明治１８年１月１７日公許　　御津郡御津町紙工

岡山古松教会所　明治１８年５月１日公許　　岡山市西古松

岡山小林教会所　不　明　　御津郡津高町小林

岡山大安寺教会所　不　明　　岡山市大安寺

岡山田土教会所　不　明　　和気郡佐伯町田土

岡山日笠教会所　不　明　　和気郡和気町日笠

岡山宇垣教会所　不　明　　御津郡御津町宇垣

そして，竜華山妙覚寺は，明治１５年３月１４日に許可されて，不受不施派の組織は一応確立されたのである。それ以後信徒もわずかずつではあるが，増加の傾向をみせている。「不受不施派は明治９年現在の管長釈日正氏によりて復興せられ，その講門派は１５年に釈日心氏によりて回復せられたり……中略……それより宗勢漸時に盛にして，目下信徒の数，不受不施派（郡妙覚寺の派）にては２５,０００余人に及ぶ……その信徒は岡山県下に最も多く千葉県，大阪府，長崎県，東京府，京都府等之に次ぎ愛知，滋賀，兵庫，香川，熊本，宮崎等の諸県下にも散在せり。」（「不受不施派の過去及び現在」より）この２５,０００人の信徒を明治末期の記録から整理してみると次のようになる。

９－１　第３表

	東京	京都	大阪	愛知	滋賀	兵庫	香川	長崎	千葉	岡山	計
M35	276	103	167	32	60	79	235	364	1,683	23,423	25,519
36	288	105	174	34	58	83	240	368	1,680	22,540	25,570
37	279	106	177	33	59	88	241	365	1,778	22,569	25,595
38	288	106	174	42	49	91	143	365	1,683	22,535	25,576
39	274	107	175	42	55	95	245	352	1,696	22,541	25,586
40	262	109	185	44	40	90	294	294	1,720	22,651	25,691
41	263	110	186	44	41	89	289	296	1,726	22,714	25,758
42	243	1,04	180	51	31	96	271	294	1,715	22,687	25,762
43	241	106	178	43	38	107	260	290	1,719	22,789	25,771
44	244	110	177	63	47	111	269	292	1,728	22,822	25,923
45	246	106	170	21	52	151	241	370	1,727	22,825	25,915
T2	254	110	167	26	59	151	242	361	1,726	22,862	25,948
3	246	114	168	31	53	151	242	358	1,711	22,877	25,949

そして明治４５年５月調の戸数人員によれば，

妙善寺	６１４戸	３００５人	（男1,５１１　女1,４９４）
法泉寺	６４０戸	2,５１０人	（男1,２６４　女1,１４６）
京都市	１６戸	６３人	（男　２４　女　３９）
名古屋市	１戸	２人	（男　１　女　１）
泉涌和気	２戸	１０人	（男　５　女　５）
大阪市	２８戸	１０２人	（男　４１　女　６１）
神戸市	４４戸	１５１人	（男　６９　女　８２）
山城，宇治，伏見	１１戸	４５人	（男　２１　女　２４）
近江石部，越前敦賀	６戸	１５人	（男　７　女　８）
尾張，熱田	２戸	１１人	（男　５　女　６）
福田教会	——	８３７人	（男　４３４　女　３９３）
稗田教会	２４７戸	1,１９１人	（男　６４８　女　５４３）
紙工教会	２３７戸	1,１２７人	（男　５６５　女　５６２）
古松教会	１０９戸	５１７人	（男　２５５　女　２６２）
平井教会	——	３８７人	（男　１７７　女　２１０）
佐伯教会	２９４戸	1,３３６人	（男　６６０　女　６７６）

以上のような状態であった不受不施派は，大正昭和初期の戦争激しかった時期，多少の混乱をみせながらも，現在に至っているのである。

（渡　辺　澄　子）

2.　信者の分布と信仰活動

(1)　信者の分布

現在日蓮宗不受不施派の寺院及び教会は全国に１７（１５寺院２教会）ある。その寺院名及び所在地は次の如くである。

（祖山）妙覚寺　　御津郡御津町金川

常在寺　　御津郡御津町天満

浄源寺　　御津郡御津町市場

妙 善 寺	岡山市津島
宣 妙 寺	岡山市西古松
奥 聖 寺	岡山市平井
法 泉 寺	和気郡和気町益原
妙 泉 寺	赤磐郡佐伯村
詮 量 寺	赤磐郡周匝村
正 妙 寺	赤磐郡可真村
妙 高 寺	長崎県島原
若 松 寺	東京都港区麻布
正 覚 寺	千葉県香取郡多古町島
正立寺教会	千葉県夷隅郡中川村
竜 華 寺	千葉県香取郡常盤村
妙 蓮 寺	大阪府生野区林寺町
岡 本 教 会	香川県三豊郡桑山村

これらの各寺院は同じ宗義のもとに寺院規則を作成し，住職及び責任役員をもうけ，独立して個々に経営を行なっている。

では，まず全国不受不施信徒の分布からみてみよう。再興当時4,500有戸であったのが，現在（S40）では3,425戸と大巾に減少している。その分布も多い方から，岡山，千葉，東京，大阪，長崎，兵庫，京都，香川，愛知，愛媛の都府県，このほか北海道，茨城，群馬，神奈川，三重，滋賀，奈良，和歌山，鳥取，広島，徳島，高知，佐賀，熊本，大分の各県にもご

9－1　第4表　S35～40年の信者数

年度 / 県府都	S35	36	37	38	39	40
岡　山	28,732	28,795	28795	28819	28514	28514
千　葉	2,982	2,911	2,911	2,901	2505	2,419
東　京	991	1,013	1,013	1,215	1,215	1,210
大　阪	973	963	963	815	795	795
長　崎	873	856	856	569	541	530
全国合計	36,298	36,109	36109	35529	34,519	34,442

く少人数の信者がいる。〃官庁宛報告扣〃より，昭和35年度から昭和40年度の主な都府県

の信者数の変化は，９－１第４表の如くである。岡山県と東京都においては昭和３５年度～昭和３８年度の間，信者数は８７人，２２４人増加しているが，全国合計からみると６年間に約2,０００人減少している。当宗派においてこの信者数の減少は，後継者がいないという事とともに今後の大きな問題であろう。

次に御津町の不受不施派信徒戸の分布（妙覚寺所属の信徒戸数は「講社長名簿」より）・講門派信徒戸の分布を９－１第５表に示す。

９－１　第５表　御津町における不受不施派，講門派の分布

	不受不施派信徒戸数（　）内は妙覚寺所属信徒戸数	講門派信徒戸数	備）妙覚寺講社番号
金川	９６（９６）戸	１１　戸	１上１下２３４５６７　６５
草生	９１（７１）		８９１０　１１　１２　１３
久師井	５（５）	６	１４
鹿瀬	１０（１０）	２４	１５
土師方	７（７）		１６
矢原	４６（４６）	７０	１７　１８　１９
大園	７２（７２）		２８　２９　３０　３１　３２
新庄	５６（４８）		２０　２１　２２　２３
小原	９（９）		２４
由津里	２４（２４）		２５　２６
斗有	４（４）		２７
山条	４７（４７）		３３　３４　３５　３６
原	２０（２０）		４０上　４０下
富谷	４０		
母谷	４０（４０）		３７　３８　３９
小田	２６（２６）		５１　５２
河内	５	６	
野々口	４４（４４）	１５	４１　４２　４３　４４
吉尾	４２（３０）		４７　47_2　４８
吉宗	１２（１２）		４６
下田	３５（２２）	３９	４８特　６３

	不受不施派信徒戸数 （　）内は妙覚寺 所属信徒戸数	講門派信徒戸数	備） 妙覚寺講社番号
中泉	54　（44）戸	戸	53 55 56 57
上村	28　（13）		54
九谷	12	15	
大谷	22		58上 58下
下畑	48　（48）		59 60 64
管すげ	12　（12）	8	61
笈地	7　（7）		62
勝尾	19		
天満	54		
久保	28		
宮脇	4		
三谷	9		
市場	10		
下伊田	5		
大曾根	15		
川高	9	1	
辛香	13		45
菅野	22		49 50
計	1,102（757）	195	

9－1　第5表を少し詳しく説明すると，金川には不受不施派の祖山がある関係で信徒戸数が一番多い。また鹿瀬には講門派の祖山本覚寺がある。矢原は上，中，下矢原，大園にわけられるが，上矢原では講門派，真言宗，中矢原では講門派，不受不施派，真言宗，下矢原．大園では不受不施派のみとなっている。天満及び市場には妙覚寺の末寺である常在寺，浄源寺がある。内信時代には部落がまとまって不受不施派の信徒であったのが，現在では全部落あげて不受不施という所はない。しいてあげれば山条位である。

(2)　信仰活動

明治9年4月10日，日蓮宗不受不施派として再興されて以来，第二次大戦突入，終戦の時代を背景として，当宗も本化正宗（合併）から妙法華宗（分離）へとかわって，現在では宗教

法人「日蓮宗不受不施派」というのが正式の名称である。導師，不導師の問題で元禄２年（１，６８９）以来不受不施派と講門派に分派分離していたものが，昭和１６年３月３１日に合併し，再び昭和２１年６月１５日をもって解散した。この頃の動きは，連合国最高司令部民間情報教育局宗教調査室への報告書（「文部省報告書」い　より）をみればあきらかである。すなわち

三．立宗，立派，独立，分派，合同の事由，経過

4合同の事由

昭和１６年（西歴１９４１年）宗教団体法実施に当り官辺の示唆もあり且つ又元来，不受不施を二派として存続することは敢えて其の必要を認めて居なかった本宗は不受不施講門派（旧講師派）より二派合同に異議なき旨の決議を得たので遂に二派合同して本化正宗を設立したのである。

また，昭和１６年４月４日付の信徒への合併通知書には

……御承知相成候如く興亜の新体制に即応して仏教報国の誠を致すべく日蓮教団中の清流たる日蓮宗不受不施派及日蓮宗不受不施講門派の二派は先師先哲の御正意に則に旧来の墻壁を撤し教界に率先して和融帰一の実績を示さんが為，行法機構共に完全なる合同を企図しつつ……茲に昭和１６年３月３１日附を以て文部大臣より新たに合併教団として「本化正宗」の設立を認可せらるる……

旨を述べ，本山を津島鷲林山妙善寺とし宗務本所及宗学院を同寺内に置く事とし初代管長に釈日学上人を決定している。不受不施自体としては戦争と相反する面を持つのであるが，文部省から〃合併せねば教団として認めない〃と強制され，宗教統制の方針に従ったのである。この時点においては以前のように地下にもぐることはしなかった。つぎに解散への動きを再び連合国最高司令部民間情報教育局宗教調査室への報告書にみると，

5経過

不受不施派と不受不施講門派との合同宗派たる本化正宗は余り早急の設立であった為に，教義，儀式の作法及び習慣等に充分なる検討が為されて居なかった為に，合同後の経過は予期に反し悉くが正反対の様相を示して遂には信仰の減退を招くに至った。

昭和２０年宗教団体法が廃止されたのを契機として，本化正宗を解散して旧二派に還元し，各派独自の教義に専念し信仰を高めるべしとの説が起り，翌昭和２１年即ち本年４月２５日宗務に於て宗会を開き本化正宗を解散して旧二派に還帰することに決議した。同年６月１５日を以て本化正宗は解散し二派に還帰した。

此の解散還帰に際しては何等の紛議も生ぜず穏和に終始して笑って　を別った。

因って旧日蓮宗不受不施派の系統は妙法華宗と公称して発足したのである。

とあるように，終戦と同時に解散ということをみても，強制による無理な合併であったことがあきらかである。昭和２０年敗戦直後に発布された「宗教法人令」の規定に従って登記して昭和２１年１１月１日宗教法人となった妙法華宗は

妙善寺	本山	住職	白髪日高
妙覚寺	別格寺	〃	釈　日学
法泉寺	末寺	〃	蒲本日信
若松寺	末寺	〃	藤原清光

他１３教会

主管者　白髪日高

宗務長　堀越日義

で新しく出発したのである。（備，分派により講門派所属の寺院１，教会３が離脱）ついで昭和２６年「宗教法人法」の実施にともない，当宗においても宗教法人「日蓮宗不受不施派」を設立したい旨文部大臣岡野清豪に申請し，昭和２８年６月２９日認証され現在に至っている。設立当初の役員は，

代表役員	蒲本日信		
責任役員	釈　日学	吉田仲治	
	小山日成	小原祥吉	
	黒田松太郎		

宗教法人「日蓮宗不受不施派」の組織を図式化すると，９－１　第１図のようになる。

９－１　第１図

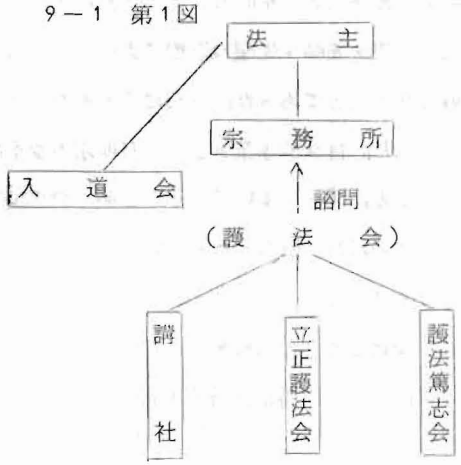

この図を大ざっぱに説明すると，まず 入道会 というのは入道得度者即ち法主様の弟子によって組織されているため法主に直結する。

宗務所には，教務部．庶務部．財政部が設けられているが，教務部の布教の外護団体として 立正護法会 が，財務部の財政方面の援助団体として 護法篤志会 がある。

この法人には７人の責任役員を置き，そのうち１人を代表役員とする（第５条）

6人の責任役員は僧侶及び信徒各3人とする（第7条），代表役員は宗務長を兼任する（第17条），部長は責任役員のうちから代表役員が選任する（第18条）ことが「日蓮宗不受不施派」規則に定められている。ちなみに，昭和40年度の責任役員．その他の機関の役職員名簿を記しておく。

責任役員		その他の機関	
職名	氏名	職名	氏名
代表役員	釈日学	法主	白髪日高
責任役員	小山日成	宗務長	釈日学
〃	島村日然	教務部長	同
〃	小林日行	庶務部長	小山日成
〃	黒田松太郎	財政部長	黒田松太郎
〃	吉田仲治	立正護法会長	藤井寅生
〃	小原祥吉	護法篤志会長	吉田仲治
		宗会議長	片山甚七

つぎに，この法人の構成組織である護法篤志会，立正護法会，入道会，講社を1つずつみていこう。

「護法篤志会」昭和29年12月〝帰依の枢軸地帯〟として発足した第1次護法篤志会は，所期の目標であった宗史関係の出版（再興法主50年御忌記念の出版）を完了したが，時運の推移とともに宗勢顕揚の事業は決して一，二にとどまるものでなく，資金を要する処が多々あるので，改めて資金壱百万円造成を目標とする第2次護法篤志会を昭和36年1月に発足した。その目的とする所は専ら本派の門生の教護育成，宗史・先師・先聖の遺徳等顕揚のための関係書出版，　有要図書蒐集その他の文化活動を外護することであった。本会は36年から39年に至る4カ年継続事業であったため，昭和39年7月，恒久的事業としての日蓮宗不受不施派護法篤志会が発足したのである。結成趣意書をみると，「……本宗派の先師先聖の御事蹟顕揚に関する事業，宗勢拡充に関する事業等の完遂のためには，限られたる平常の宗費経営の範囲のみを以ってしては到底完遂しえないものがありますので，ここに改めて先年の例に倣い，再度護法篤志会を結成し，之れを恒久的事業として発足し資金の造成を計る」ことが述べられている。本会の会員は，普通会員,（会費年額500円以上），特別会員（1,000円以上），名誉会員（3,000円以上）からなる。

〔立正護法会〕昭和24年1月5日，藤井寅一（妙覚寺）を初代会長，藤井義雄（妙覚寺），

益岡長（妙善寺）　小原祥吉（法泉寺）を副会長として組織された。組織と同時に規約も制定されたが，昭和３１年の改正を経て，現在は昭和４０年７月１６日制定された規定が施行されている。その規定には，本会は日蓮大聖人立宗開宗の本義に基き，不受不施の宗規を守り，広く日蓮主義を流布し，以って外護の任を達成することを目的とする（第三条），本会は全信徒を以って組織する（第４条），本会は目的を達成するため，次の事業を行なう。1.日蓮主義広宣流布に必要なる事項　2.教義の研修に関する事項　3.史蹟の調査，顕彰に関する事項　4.編集出版に関する事項（第５条），本会に次の支部を設ける。妙覚寺，常在寺，浄源寺，妙善寺，宣妙寺，奥聖寺，法泉寺，妙泉寺，正妙寺，詮量寺，九州支部，大阪支部，東京支部，千葉支部，四国支部（第１３条），本会に次の各部をおく。総務部，宣教部，史蹟部，研修部，婦人部，青壮年部，編集部（第２０条）。これら各部門の専掌を記しておくと，総務部は本宗の関連団体との協調に関する事項・本宗の什物書籍の整理保存に関する事項・経理に関する一切の事項・其他他部門に属せざる事項，宣教部は宣教　（謗法折伏）に関する事項・講社組織の強化指導に関する事項・聖跡展墓巡拝の企画実施に関する事項・信仰増進の教化に関する事項，史蹟部は聖跡及史蹟の顕彰に関する事項・御先師および史蹟の調査研究に関する事項，研修部は，行学の研修推進に関する事項・信徒の文化向上に関する事項，婦人部は婦人活動並びに研修に関する事項・連合婦人会との協調に関する事項・子供会，老人会の運営に関する事項，編集部は立正護法会報の編集発刊（年４回）に関する事項・出版物に関する事項，本会の経費は

宗の交付金及び寄付金をもってこれにあてる（第２４条）等が定められている。立正護法会報第５６号に〝立正護法会の充実〟という大きな見出しで「「立正護法会の目的は今さらいうまでもなく，日蓮聖人がご生涯を通じ，身をもってお示しになった法華教信仰にもとづいて，ほんとうの平和な世界，明るく清らかな社会を築きあげることにあります。そのためには，正しい信仰をする集団・グループにはいらなければならないと法華教には示されておりますが，立正護法会はこの団体，グループであります。……日蓮聖人は，「たといすぐれた宗教家がいて正しい教えを広めようとしても，それに協力する信者がなかったら決して広まらない」とお示しになっています。私たちは，分に応じ，力に従って法華経に示された理想を実現するために努力しなければなりません。……」と，信徒を鼓舞し協力を要請している。４０年７月１６日理事会にて決定された立正護法会役員はつぎの通りである。

会長	藤井寅生	（　　）
副会長	丸川　勇	（妙覚寺）
〃	吉田仲治	（妙善寺）
〃	小原祥吉	（法泉寺）
総務部長	檜村寿夫	（妙覚寺）
宣教部長	山崎重市	（法泉寺）
史蹟部長	葛原源治	（常在寺）
研修部長	白髪文雄	（妙覚寺）
婦人少年部長	黒田和子	（妙覚寺）
青壮年部長	丸川　勇	（妙覚寺）
編集部長	藤井寅生	（　　）

他　理　事　　27名

本会の傘下団体として史談会がある。これは，宗の内外を問わず，有志の協力によって広汎深淵なる史実をたずね，隠れたる史料の蒐集発見に努め，特に重要なるものは梓に上して後代に伝えることを目的とするものである。

〔入道会〕　入道制は再興後にできたのだが，在家であって寺から袈沙をもらう，1つの在家仏教のかたちをとる。入道会はこの入道得度者（写真1）によって組織される。入道となるには，お題目を1,000部（1部はお題目を1万辺）唱えなくてはならない。本会は，入道・強信な人々の参加による入道研修会を毎年数回開催する。

〔講社〕　講社組織の起源は，幕府の不当な弾圧のため二百余年間地下信仰を余儀なくされたいわゆる「内信組織」がその原形といえる。この「内信組織」こそ不受不施信仰の清流を現在に伝えた大きな力であったが，それはあくまで地下組織だった。明治9年再興とともに，日正聖人は，教会所の下部組織，土台として講社を組織し地下組織を正常な形にかえすと同時に妙法流布のいしずえとした。本派の信徒は全て講社に所属し，1講社はおよそ信徒10戸から成っている。講社に番号を付して呼称するのは，内信時代の名残りである。

では，数々の弾圧にもひるまず，地下にもぐってまで信仰されつづけてきた一妙院日信というところの〝人類の無上宝珠〟である不受不施派は，どのような教義，信条をもつのであろうか。

㈠　教　義

本宗は，聖祖日蓮大聖人の唱導せられたる法華経のお題目の信心に安住し，不受不施の宗規に則り，もってこの世界に寂光浄土を具現せんとするものである。

㈡　信　条

一．われらは日蓮大聖人の示したまえる法華教寿量品の久遠実成の本仏の実在を信じ，その表象である本門の本尊を目標とし，その寿命である本門の題目を唱揚し，その理想境である本門の戒壇を建立するため，身と口と意（こころ）の三業相応の信心をこらすものである。

二．折伏逆化，不受謗施，国家諫暁が「不受不施の三大鉄則」である。

三．日の如く明朗に，蓮の如く清らかな国家社会を建設するため，何時にても身命を捨てる覚悟が「不惜身命」の信心である。

四．「異体同心」の信心をもって互に相扶け，成仏の道に励むことが，われらの正しき生活である。

五．この世において，この身このまま仏の道を成（ひら）き行うことが「即身成仏」である。

六．「法主聖人」は，釈尊，上行菩薩．聖祖日蓮大聖人，以来代々先聖の師資の血脈を相承し，わが宗門の象徴にして統率者である。

七．「祖山」は本宗の寺院，教会法中，信者の根本道場にしてわが宗門最尊の霊地である。

（一妙院日信聖人の遺稿）

このような信条を守り，信徒間の結束を強め，信心を増強していく役割を果すのが，上述の講社なのである。「私達の宗門は幾十幾百の講社が集まって，日蓮宗不受不施派という全体が構成されている」ように，何といっても講社は当宗門の土台であり，信徒を直接的にとらえているのがその講社長である。従って講社長の任務は信仰面，庶務面にわたって重大である。講社内の謗法をなくし，ともすれば御利益信心にかたむきがちな信徒の心を正しい信仰に向けるのも，講社長の役目である。（おかげ信心は病気直し，災難のがれ，金儲，運だめし，好運などを求める人間の欲望をねらった実に巧妙な宗教である　―不受不施読本―　）講社単位で開かれる会合には，毎月１２日（大覚様のお逮夜）　２０日（御祖師様のお逮夜）の月並看経，正月，５月，９月のお日待がある。月並看経では，講社長又は入道の導師によって二人の報恩にむくいるために行法するのである。この際わずかずつお金を持ちより，それを貯金して団参の旅費にあてるということも行なわれている。矢原では，法華教二十八品の中の大事なお経（二要品）をけいこする婦人講が，毎月２９日に開かれているが，皆導師ができるくらい経が達者だそうである。お日待は，法中と信者とが親しくなる機会であるが，何故正，５，９にするかというと，正月は年のはじめだから世界平和と，一年間皆が無事で作物が順調にとれ，事業もうまくいくよう御本尊に願う，５月９月は季節のかわり目であるから自然の恩恵に感謝するとともに，信心を一層深めるという理由があるのである。お日待とは，お日様を待つと書くから朝の太陽の昇るのを待っておつとめをするのがよいとされている。講社の会合は信仰の面でも日常生活の面でも意義あるものでなくてはならないのだが法泉寺檀下の和気の講社では，しょう油の消費組合をつくっている。これは，日常生活必需品を通しての結縁であるが，今後の講社の向うべき１つのあり方とされている。信者になる，即ち講社に入るには，下記の願書を提出し，頂経式を受けなければならない。

願　書

日蓮宗不受不施派講社規程の主旨を堅く守りますから，
講社加入方御取計らい願いあげます。

年　　月　　日

住所

氏名

生年月日

（家族の氏名　生年月日　続柄）

講社番号　講社長氏名

住職教師宛

本山法会日は次の如くである。（行法式文）

（三月）	朗師会	八日夜
	涅槃会	九日，十日
	彼岸会	
（四月）	再興会	十日，十一日，十二日
	中祖会	自廿日　至廿四日　廿二日御正当
（五月）	大覚大僧正誕生会	十二日，十三日
	日城聖人	廿四日夜
（六月）	立宗会	一日　二日
	伊東御難会	十八日
	再興法主日正大聖人	廿二日
（七月）	日航聖人	七日夜
	盂蘭盆会	十三日　十四日　十五日
	日朝大聖人	三十日夜
（九月）	日典聖人	一日夜
	彼岸会	
（十月）	竜口御難会	廿四日夜
	日親大聖人	廿九日夜
（十一月）	佐渡御難会	廿日
	高祖会	自十九日　至廿三日　廿一日御正当

昭和40年は再興90周年の年であったため，奉祝餅投，信徒奉納清興，講演，行法等特に盛大に再興会がとり行なわれた。このほか毎年恒例の祝年合同祝賀式，戦没者寺院功労者慰霊法要がある。慣例の行事となっているものには，ほかに子供会，団参がある。子供会というのは信徒中の小学生中学生を以って組織しており，お寺に集まって法話を聞いたり，お経の勉強をしたり，又岡山県下の御先師の展墓に行ったりする。書初大会，写生大会も開かれ優秀者に賞品を授与することも行なわれる。毎年企画される団参には，派祖日奥聖人の展墓団参（東京，千葉方面），寛文6年幕府の布教禁止弾圧により丸亀に流された

（十二月）	小松原御難会	八日夜
	像師会	十八日　十九日

日蓮日了両聖人の展墓団参，九州方面団参，小泉団参などがあるが，これら団参の，信者の信心増強に果す役割は非常に大きなものがある。

(2) 不受不施の生活規制

強信な信者の家，家族の者が入道となっている家，（特に信心深いのはお年寄であるが）では，毎朝御宝前におともし，お線香，お茶とうを供え，お題目を唱えることが行なわれる。そのお題目は一息で腹の底から低くおさえつけて長くうなるように唱えるのである。これは，内信時代に役人の目をはばかり隠れて行法したことから自然にこのような唱え方になったのであろう。

当宗においては，〝不受不施〟という名が示すように他宗の寺に参ることは固く禁じられている。にもかかわらず，足の病気によくきく○○様とか，◎◎様とかにそのご利益をねがって謗法をする人が案外いるらしい。又，謗者から施を受けてはならぬということから，おさい銭にも講社番号と氏名を書いて供えるようになっている。そうかといって，他宗の者と交際も何もしないのかというとそうではなくて，世間上の供施（悲田，恩田）は一向かまわないのである。

信者の生活規制としては，婚姻，葬制の２点があげられる。まず婚姻について。現在では，〝信者である〟という枠には大して関係なく婚姻関係は結ばれるが，他宗の人で信者の家に嫁した者は，頂経式を受けて改宗するのが普通である。当宗での葬式は，非常に簡素である。法中も入道の葬式の時だけ途中まで見送りにくるにとどまる。一番かわっているのは，御本尊を真中に棺をそのわきにおき，信者は本尊の方を拝むということである。親族知人で信者でないものは棺に向っておがむのである。実家の宗旨がちがう場合，本尊をもっていって，「南無妙法蓮華経」とおがむのだそうである。

法中の生活で一番大きな規制は何といっても肉食妻帯を禁じられていることである。肉食妻帯をしないのは，一切の家庭の繁雑をはなれること，一切のものの生命を尊ぶ慈悲の修行であり法を広めるために最善の方法であるがためだが，これ故に当宗においては僧は常に信徒の家から供給されてきた。他宗の世襲制とはちがって，この点ではいい僧侶を得ることができたのである。しかし，現代の世において肉食妻帯を断る古い固い規律を守って僧になりたいと望む人がいるだろうか。信者間でも，戒律を保つ清僧を法燈の第１義とし，そのために肉食妻帯を捨てて信仰の先達となってもらいたいとする人，たとえ法中が尽きる時代が来ようとも尊い御曼

陀羅を奉持し不受不施精神の貫徹を願う人等，〝肉食妻帯〟に関してはいろいろ意見がかわされている。何はともあれ，法燈をつぐ僧侶のいない事は，当宗門発展のために解決されなければならない大きな問題点である。

（吉　岡　恵　子）

第2節　年中行事

はじめに

我々が年中行事と呼ぶものは，年間における我々の行為の一切を含めようとするものではなく，年々ある一定の時期がめぐってくると，きまって行なわれる儀礼的なもののことであり，年の始めから終わりに至る個々の行事の全体に関する意味を持つものであろう。

それは生活の中に年々くり返してゆく行事伝承であるから，かなりの部分生活形態に左右される。我が国の年中行事の場合，我が国が農業国であった時代，即ち明治以前にその発生の起源を持っているものが大部分であるから，農耕にきわめて強いかかわりあいを持っている。なかでも稲作と深く結びついているのは，稲が大切な生活の糧であり，経済生活の中心であったということとともに，稲という植物が一年生の草木であり，その成育に伴う栽培の作業が複雑で，意識すると否とにかかわらず年中行事の形を取るという事情によるものであろう。

近年，農村の中心労働力である青年層の都市集中化現象が著しく，農村は衰退的傾向に向かいつつある現状であるが，岡山市と津山市の中間に位置し，国道５３号線の通過する御津町もその例外ではなく，農村の近代化，合理化の波に，昔からのよき年中行事もしだいにさらわれつつある。

この頃では，その他，調査対象である御津町が，日蓮宗不受不施派の中心地であるということも絡みあわせて述べてゆくことにする。

(1)　正月行事

正月行事は年中行事の中の中心的存在であり，大晦日から引きつづいての物忌に関する行事である。前年の暮に餅つき，松飾りなどの正月を迎える準備をし，大晦日の晩に遅くまで眠らず，除夜の鐘を聞いて年を越す。不受不施派の家では，門松，しめ縄，おかざりをしない。元日，初水（井戸水を使って顔を洗う），初日の出を拝み，初詣をし，雑煮を食べる。雑煮は元旦に味噌，２日にぜんざい，３日にすましを祝うところもあり，味噌だけのところもあり各戸

別々である。４日はくわぞめでくわの使い始め。７日の７草がゆは年寄は今でもしているそうだ。９日は山の神を祝い，山へ御神酒をもっていくことも以前にはあった。１１日は「やれぼう」（八重穂）。稲の豊作を祈って苗代へ行き「の」の字を左文字で書く。「大くわぞめ」といって，牛んが，くわに餅を供える。ともに現在はすたれているそうだ。１４～１５日は「とんど」。不受不施派はお飾りをしないので参加しない。「お日待」は太陽を拝むのがもともとのいわれである。

(2) 節分，節句（ひな祭り，しょうぶ）

節分は立春の前日の２月３日で季節を分ける日という意味で，長い冬に別れをつげ，続いて４日の立春で春になるというわけである。「鬼は外，福は内」の鬼とは冬，福とは春のことでもあったのだろうか。この節分の豆まき行事は一部では今もやっている。

ひな祭りは４月３日。特に女子が始めて生まれた家では，おひな様をまつり，白酒を飲み，ももの花を飾ってお祝いをする。

節句は５月５日。鯉のぼりを立て，ちまきを食べる程度。

なお「社日」といって，４月２０日前後田の土を動かしてはいけないという理由で田へ入らないという習慣が昔にはあったそうだ。

(3) 七夕，盆

七夕は８月７日。早朝露を集めて墨をすり，たんざくに願いごとを書いて新竹につるし，やきもちを焼いてお供えする。そして子供達は闇にまぎれて他家のやきもちを頂戴しにゆくという風習があった。竹は１５日に旭川や宇甘川へ流す。なお７月７日は不受不施派を手厚く保護した松田氏の落城した日にあたり，そのため不受不施派では七夕はおまつりしない。

盆は８月１３，１４，１５日で，１３日朝，お墓へ参り仏を家へ連れて帰り，１５日に川へ流す。初盆の家はちょうちんをつるして仏をまつる。

新庄地区では初盆の家は「らっそく」といい，自分の家の近くに１００本以上のろうそくを立て，死者の霊をとむらう風習がある。ここでは，旧暦７月１５日の旧盆に，１００年以上も続いているといわれる盆踊りがある。備前１２神社の一つである末松神社で，夕方８時頃から午前２時頃まで２００人以上もの人々が踊りを競う。昔は他部落とのけんかや斬り合いもよくやったそうだ。

(4) 春，夏，秋祭り

農耕生活を中心とした我が国の年中行事では，春の豊作を祈って，夏のひと休みの意味での，秋の収穫後の，この三つの祭りはつきものののようである。

新庄地区には「こし休み」と呼ばれる所がある。昔秋祭りの時５台の御こしがぶっかりあっ

てけんかをし，５台ともバラバラにこわれてしまい田の中にうめたそうだ。今でも田んぼの中から御こしのかけらが出て来るという。現在では，御こしが一台とかぐらが一台，４～５時間ねり歩くだけになっている。なお祭りは里帰りなど親類縁者のつき合いの場でもある。

(5) 虫送り

中山地区では「虫送り」と言わないで「虫追い」という。８月５日，笹に船やごへいをつけ，子供達が「いんでくれえ，いんでくれえ」と言いながら，自分の家の田んぼの回りをまわる。笹は旭川へ流すが，舟に虫を乗せておっぱらい豊作を祈るものである。

(6) 左義長（とんど）

とんどは鎌倉時代からの行事で正月１５日に行なわれる。門松，しめなわ，書き初めの清書などを持ちよってこれを燃し，その火で餅を焼いて年中の疫除のまじないとしていた。江戸時代には火災の心配から禁止となり，江戸市中では禁止されていた。地方では後世まで行なわれたようである。御津町には鹿瀬と金川に「トンド場」という地名が残っている。

金川のトンドは正月１４日かざりおろしの時，村中のものを集め竹で組立て全部をつるした上に飾りをつけ，横町，表町，新町に一つづつ飾りの意匠をこらしていた。新丁，船頭町は別別に用意してこの分だけ沖河原に持ち出して燃やした。横丁等のは花屋土手で燃やしたが，それ迄町中を持廻って練り歩いた。終わりには日頃交際の悪い家に倒しかけて家をこわしたという。慶応か明治の初めにやんだ。

(7) 城まつり（虎倉城，玉松城）

虎倉では毎年旧暦３月と９月の各１６日に古城を忍んで「観喜山」の頂上で行なう。市場，三谷，大野，鼓田などの各部落にいる旧虎倉城主伊賀氏の子孫達が，頭屋制で当番をきめ，祭りの当日には当番二家が早くから山上の現地にある石碑を浄め，あたりを掃除する。そのうちに他の遺族達も参々伍々と集まって供養するのである。読経が終わると一同が円陣にすわり，各々持参した重箱の中の色々なごちそうをわけあって食べ，夕方まで歓談するという。

この城まつりは日本でも比較的少い年中行事で，そのいわれは次の如くである。

その昔，備前国の住人伊賀掃部助高光という者が，天平１７年（1,３６２年）細川右馬頭頼之に従って讃岐国に渡り，細川相模守清氏と戦い，相模守を討ちとったことが太平記にある。又伊賀左衛門勝隆（高光の子孫）が明応６年（1,４９７年）３月浦上が松田と合戦した時も虎倉城から討って出たというから，伊賀氏が代々この城にいたのであろう。ところがその子の伊賀左衛門久隆の代には松田氏に属していたが，久隆の妻が岡山城主宇喜多直家の娘であったため，直家と親しくなり，遂に直家と伊賀は謀って松田左近将監を滅ぼすに至った。然るにその後も毛利輝元，小早川隆景等が直家の領地を侵すので，度々，合戦している内に，直家の臣難波半

次郎は伊賀が毛利に内通していると直家にざん言したため，直家は何の調べもせずにそれを信じて，久隆の毒殺を謀った。しかし久隆は解毒剤を飲んで命拾いをし虎倉に帰ったが，その翌天正7年（1,579）3月16日猟汁を食った為毒が再発して急死したという。以来，久隆の死んだ日を期して，伊賀所縁の侍達の霊を合わせて弔う祭りとなったという。

以上がそのいわれであるが，これにはいくつかの問題がある。城まつりを行なっている場所が，その昔天主のあった場所ではなく観喜山の頂上で行なわれていること，伊賀氏の子孫は河田姓であるが，河原姓も入っているのは，金持ちの河原が後から入ったのではないかということ，さらにこの行事が始まったのは明治初年頃からで，城まつりに名をかりた単なる講中の集まりとなっているのではないか，などである。

(8) 妙覚寺再興依

日蓮宗不受不施派は，明治9年，約半世紀の弾圧史に終わりをつげて，やっと信仰の自由を取りもどし妙覚寺が建てられた。それまでは不受不施派は本山もなく時の権力に抵抗しつづけてきた。本堂に約40cmの木像が安置せられている。ふっくらとした僧が左手に経典，右手にサイフを持って米俵の上にでんと腰をすえている。この木像が不受不施派中興の祖と言われる日奥の姿を伝えている。

文祿4年（1,599年）日奥31才の時，秀吉は京都東山の妙法院で全国の各宗派の僧を集め先祖の供養をした。日蓮宗の僧も参加したが，京都妙覚寺の日奥だけが，「他宗のものの供養は受けも施しもしない。」という日蓮宗の不受不施の教えをたてに出席を拒否した。時の権力者秀吉にさからったため，日奥は寺を追い出された。ここから不受不施派という日蓮宗の一派が生まれ，受難と弾圧の歴史が始まる。

江戸初期の寛文5年（1,667年）幕府は不受不施派を危険思想として布教を禁じ，キリシタン同様の弾圧を加えた。ことに備前法華と安芸門徒と言われるように，日蓮宗信徒の多かった備前地方はきびしく追求され，記録に残っているだけでも約300人の信徒が，首切りや，流罪の刑を受けた。権力者は弾圧した。しかしいつの世でも民衆の立場は必ずしも権力者と一致しない。表面は他宗をよそおいながら，仏壇を二つおき，家の奥深くで信心を続ける内信を考え出した。僧は信徒の家の土蔵や山の庵に隠れ，ある時期は共産党員にも似た地下活動もした。

岡山県に本山を持つ不受不施派。それがなぜ岡山に根をおろしたかという疑惑がわく。南北朝のころ，日蓮宗の高僧大覚大僧正に帰依した武将が備前守守護職をしていた。松田元喬，彼以後も歴代城主が日蓮宗を手厚く保護し，特に13代元賢は，不受不施派を只一人排斥しなかった。居城金川城のある御津町金川に妙覚寺が建つようになった歴史的背景である。

以上が不受不施派についての歴史的あらましであるが，再興依は，不受不施の再興を祝って

行なわれる行事である。４月１０日，１１日，１２日の３日間行なわれ，その模様は次の通りである。

９－３　第１図

１１日	午前１０時	行法　稚児行列
	午後	清興
		子供大会
１２日	午前１０時	行法
	午後	法話
		講演会
１３日	午前１０時	行法
	午後	法話

次に妙覚寺内での年中行事は次の通りである。

御本山御法会目，行法式文

３月８日	朗師会	
９日	涅槃会	
１０日	彼岸会	
４月	再興会	１０日，１１日，１２日
	中祖会	２０日～２４日
５月１２．１３日	大覚大僧正誕生会	
２４日	日城聖人	
６月１８日	伊東御難会	
２２日	再興法主，日正大聖人	
１月２日	立宗会	

(9)　日朝様

御津町矢原地区には日朝様と言われる祭りがある。日朝とは身延山の官主で晩年目を悪くした学者である。毎年７月３０日夜日朝様へおまいりする。日朝を拝むまつりであるが，現在日朝様と拝んでいるのは，不受不施派の坊さんの名前を書いた石塔である。祭りの始まりはいつ

ころからかはっきりしない。元来矢原には不受不施派と鹿瀬にある不受不施講門派があり，日朝様へおまいりするのは不受不施派だけだが，両派の人がお参りしているところを見ると，現在では夏祭りの行事の一つとなっているようである。不受不施派の家では７月３０日には焼餅，うどんなどの精進料理を食べ夜あかしをする。一方夏祭りとしては寒氷を食べる楽しみとか，お嫁に行った人の里帰り，暑い夏の一休みといったところに目的がありそうだ。

(10)　七曲神社祭

妙覚寺の隣に，七曲神社という社がある。

明治元年日置氏が自分の氏神様をここに移したものらしく，特別にまつっているものはない。毎年１０月１９日２０日の両日が祭日で，昔は町内の青年５０～６０人が御こしをかつぎ，町内をねり歩き，数多くの夜店も出て華やかなものだったらしいが，現在では，しし舞いが少数の人々によって行なわれるだけで，その芸もおちているということだ。

（黒　　田　　英　　雄）

第３節　民　　家

－　御津町の古い農家を主な対象として　－

1.　調査の対象と目的

調査の方法として最初は特定地域に調査用紙を配付し，家の見取図，建築年代，建築当初の田畑の持高等を記入してもらい，その中からこちらで適当に選び写真を撮ったり，質問事項を再確認したり，さらに詳しい事まで突込んで行くつもりであったが，それでは解答が得にくいという注意もあり，役場の方に古い家の比較的多く残っている野々口を選んでもらって，主にそこを中心に古い家を一軒づつあたっていって調査を行った。又野々口だけでは得にくい個所では他の地域にも行って調査の内容に加えた。農家の建築当初の構造的な面から見た階層的な特徴を理解していくことをねらってみた。

階層的なものを見て行く場合，幾つかの段階に分けて見るのが簡明だと思うが，その分類の根拠となるものには，先ずその家の持高というものを基準とするのが適当であろう。しかし私が訪問して調査対象とした家には，そういった建築当初の持高を明確に示すものが皆無，あるいは提供されなかったといえる。現在の田畑の持高では，とてもその家が建った時の事は言えない。

分類の仕方として次に考えられるのは，持高から家の構造的なものを考えるのではなく，逆に構造そのものによって分類すれば，持高による分類と違わないものになるのではないだろうか。

そういう考え方から一応三つの段階に分け，その中で適当に分類して考えて行こうと思う。

2. 農家と商家の民家

(1) 農家の例

A 下層とみられる住宅構造

例 1. 青井伝吉さんの家（御津町野々口）

第 1 図は例 1. の家の平面図である。この家の建築年代は明治末期で比較的新しいといえる。現在人は住んでおらず，荒れるがまゝになっており，管理する人の物置になっている。

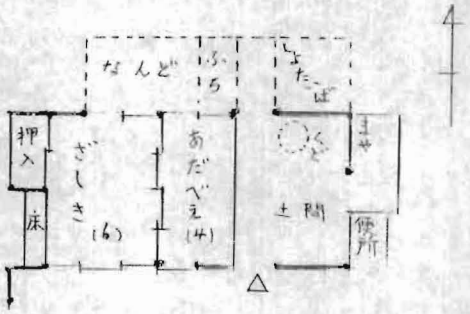

9－3. 第 1 図

9－3. 青井伝吉さんの家の平面図（野々口）

間(ま)取りは一応四間(ま)あるいは三間と見られるが，（なんど）（しょたいば）は現在はなく，建築当初は裏の軒下に差出しをしてあったものである。この家では既に床のかまえがあるが，三方を壁に囲まれている為に床の持つ明るい雰囲気はない。

写真(1)は例 1. の家の正面であるが，これで見られる様に家の正面に庇はない。庇（ひさし）はなんどのあった裏側と，まやのあった東側

9－3. 写真 1. 青井さんの家の正面（今は物置）

にあったようである。建築年代が比較的新しいためか，軒は前面は比較的高く，後はさし出しをした為に家の中が暗くはなったであろうけれども，割合に高い。母屋（おもや）に付属した建物といえば，既にふれたように家の裏側の（なんど）（しょたいば）と東側の（まや）便所であるが，いずれも母屋の軒下を利用してのさし出しであるから，全く同一の建物と考えられる。このクラスではまだ縁側はみられない。

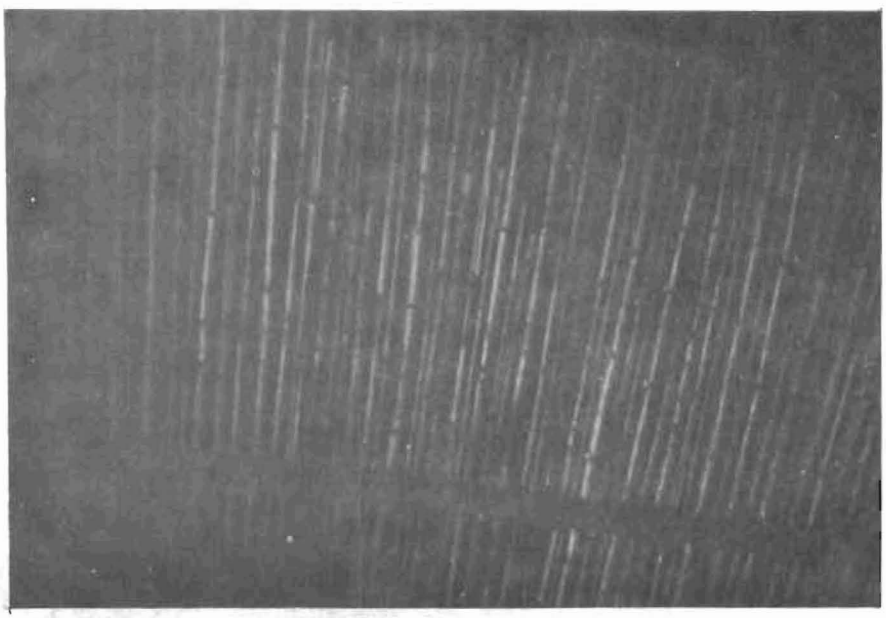

9－3. 写真2.　丸竹を組んだ天井

写真(2)は例1の家の天井である。丸い竹をそのままつなぎとめて，その上に薄く土を置いたいわゆる（ヤマト天井）である。このクラスの家ではまだ板張りの天井は見られず，例1.でもすべての天井が写真の様になっている。家も小さく，昔は室内に煙が流れていた為に，天井にも煙がしみ込んで竹は黒光りしていて，まるで昔の人の生活がこびりついているかの様にみえる。

B　中層とみられる住宅構造

例2.　長尾密さんの家（中の下）

第2図は御津町新庄原にある長尾密さんの家の平面図である。部屋は四間取であるが，田の字形にはならず，形状はくずれており，ふすまや障子のかわりに壁が入り込んでいて，普通の家のなんどでも暗いのに，ここでは三方を壁に囲まれ窓は一つもなく，まさに暗室

の状態で，物置のように荷物がつみこまれていたが，昔もこうであったのであろうか。

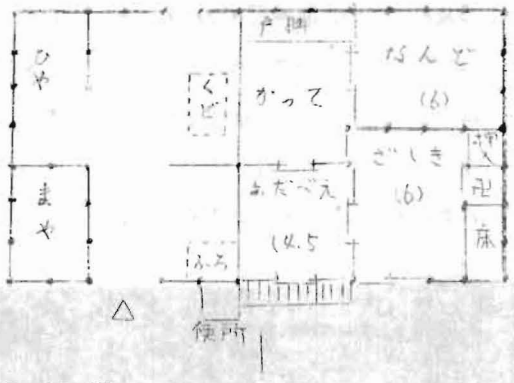

9－3. 第2図
長尾さんの家の平面図（新庄原）

土間が建物の面のほゞ半分を占めているが，四間取くらいまでの家ではこういった形式が支配的で，六間以上の農家になると土間の占める割合は相対的に小さくなる。農家の土間はそこにわらを置いたり，作業が出来るようにする為に広い面積をとるのであろうが，この家もその例に洩れない。さらに（まや）や（ひや）の屋根裏には，屋根葺用のワラが今も積み込まれている。（ざしき）と（あだべえ）の天井には板が張られているが，（なんど）（かって）は竹組になっている。正式の畳が敷かれているのは天井と同じ（ざしき）と（あだべえ）で，（なんど）と（かって）には現在では畳表だけが敷かれており，以前は板のまゝか，あるいは薦敷であったと思われる。写真3.は例2.の家の正面である。屋根は寄棟でおとなしいたゝずまいをみせており，

9－3. 写真3. 長尾さんの家の表側

この地方のワラ葺屋根に多く見られる棟の瓦は見られない。屋根がまだらになってみえるのは，屋根葺きからある程度の時間がたって，ワラも古くなり雨漏りなどの補強の為に新しいワラをさしたものである。この家には古い系図や書きつけ等が残っており，それによるとこの家の先祖は武士で関ガ原の戦で西軍について敗れ，この地に落ちて名を改め帰農して居をかまえたとあるから，当時の建築の家が現在の家であれば，実に３００年以上の年月を経過している事になる。柱などはとても３００年ももちそうにない細いものを使っているけれども，写真４で見る様にこの家の敷居の溝はまるくなり山はすりへって刃物の

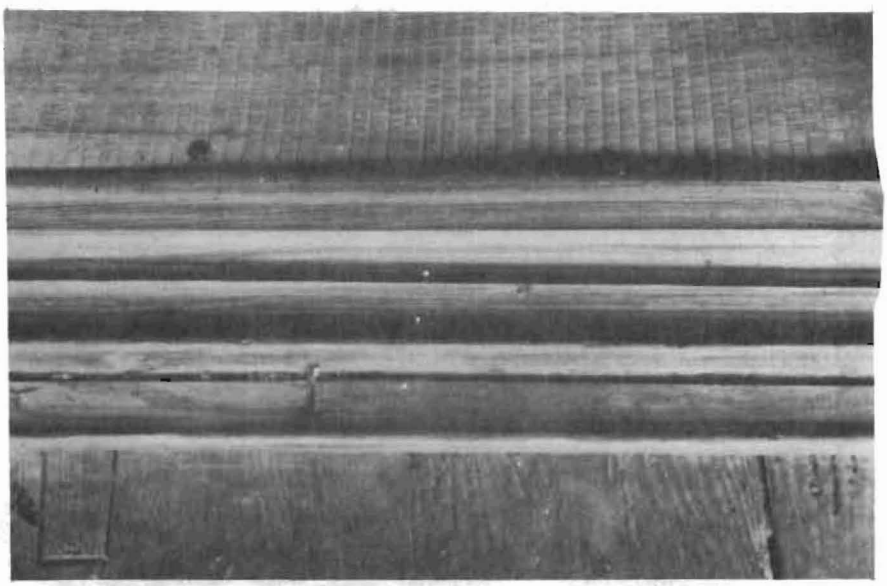

9－3. 写真4. 家の年輪を物語る〝しきい〟の溝

ようにとんがっているところなどは３００年という年月が感じられる。写真5.はこの家の台所にあたる所であるが，これはひやの出入口の所にこの様に雑然と並べられており，水がめ，漬物樽，うす等および近代的生活には縁のうすいものが見られ，しかもこれらはしまい込まれているのではなく，現在も尚使用されているのである。写真6.はこの家の（くど）である。これも方々補修がしてあって仲々古いものであるが，現在でも時々使うそうである。こういった煙突のない（くど）で煙を出す為に，家中ススで真黒になっており，写真で見られる様にススけた古いものと，ガスコンロや電気冷蔵庫の金属的な光とがまことに見事なアンバランスを見せてくれる。

例3. 管野新一さんの家（中の下）

第３図は御津町下田の管野新一さんの家の平面図である。例2.と同じく四間取の形式で

9－3. 写真5. 土間のすみに置かれた台所用具

はあるが，棟も高く建築年代も比較的新しいので，例2.よりも大きく又明るい雰囲気を持っている。この家では昔は紙を漉いていたという事で，現在（ひや）と言っている所は紙漉場となっていた所である。そのなごりとなるものは，この（紙すき場）と家の

9－3. 写真6. デンと腰を据えた〃くど〃

裏に紙を漉くのに使ったという板が残っているだけで，その他のものは何も残っていない。又この地方にどの程度紙が作られ，それはいつごろまでかという事もわからない。この家は新築されたものではなく，大きな家を持って来て移築したもので，大黒柱やその他主要

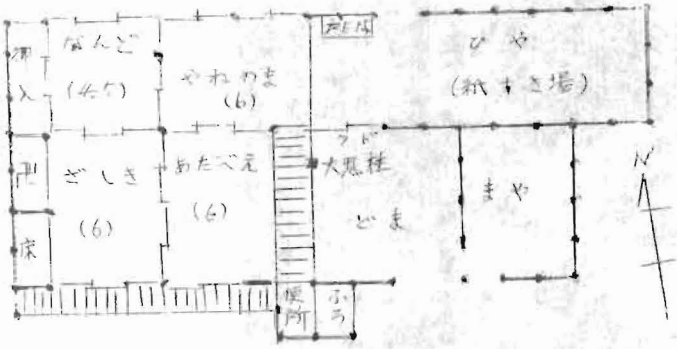

9－3. 第3図　管野新一さんの家の平面図（下田）

9－3. 写真7.　管野さんの家の端正なたゝずまい

な柱はこのクラスの家としては場違いを感じる程大きく立派なものを使っている。大黒柱の位置が変則的なのもこれに関係しているものと思われる。これまで見て来た例と異なり，納戸は壁に囲まれておらず，障子がつけられてずっと明るい部屋になっているが，写真7.で見るようにすぐ裏が山なので表側のようには採光が十分ではない。写真7.は例3.の家の全景である。これで見られるように寄棟であるが，屋根の葺かえをして間がないためか，例2.の家と較べると一層新しい感じを受ける。土間と部屋の部分の位置が逆になっているが，入口（玄関）の横に便所と風呂とが抱き合せで設けられているところは同じである。このクラスの家では風呂と便所をこの位置に設ける例が他にも割合多く見られる。これまで見て来た家の（えんがわ）は狭くて，便所などへ行く為の通路としての役目しかはたし得ないような小さなものであったが，この例では単に通路としてだけでなく，そこでくつろいだり或いは臨時の物置場としての役目をもはたし得るだけの広さを持っている。（えんがわ）の持つ雰囲気は「農家」としての構えを表わす一つのポイントではないかと思う。写真8は（ど

9－3. 写真8. 〃まや〃の天井裏

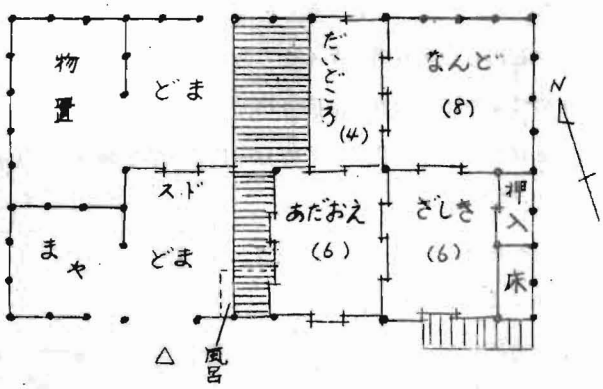

9－3. 第4図 青木政乃さんの家の平面図（野々口）

ま）と（まや）の境の天井であるが，写真で見られるとおり物置になっている。（まや）の天井は一段低くして物を上げやすくしている。（まや）と（どま）の天井の全部を物置にするのがこのクラスの家では定式化している。それは独立した物置を持たないからであろう。（どま）の天井には板が張ってあるが，（紙すき場）であったという（ひや）には天井がなく，屋根裏がじかに見えている。その他の部屋の方では，（なんど）の（やまと天井）を除いてすべて板張りの天井になっている。

例4. 青木政乃さんの家（中の下）

第4図は御津町野々口の青木政乃さんの家の平面図である。この家は江戸末期に建てたものだというから割合古い。それを証拠づけるものが有るという事であったが，見せてはもらえなかった。部屋は四間取で依然として土間の部分と居室部とは半半の割合である。天井はいずれも板張りではなく，細い丸木を並べてその上に土を置いた所謂（やまと）天井になっている。写真9.は例4.の家の全景であるが，これで見るように典型的な寄棟で，いかにもどっしりとした落着きを感じさせる家である。さし出しをしていない為屋根が大きく見え（事実そうであるが），屋根

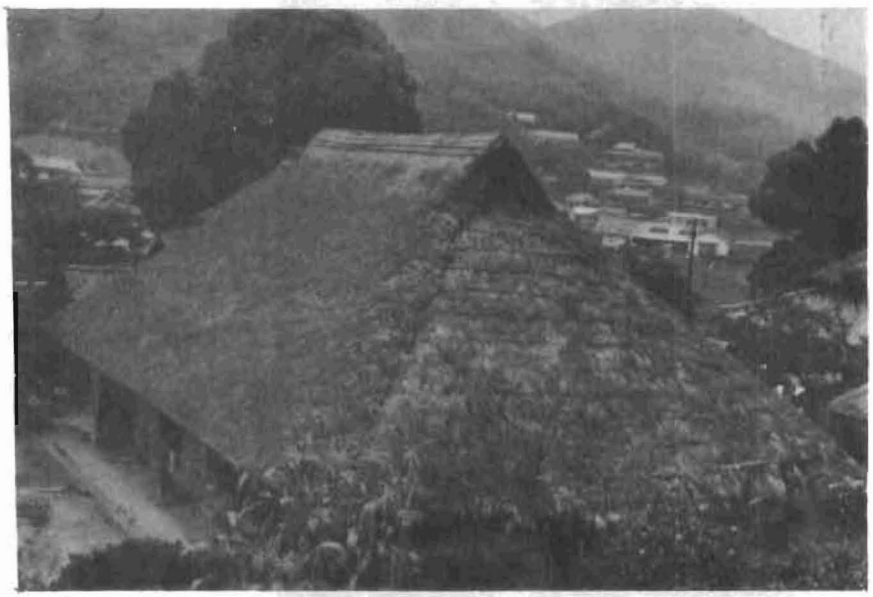

9－3. 写真9.　青木政乃さんの家

がすっぽりと覆いかぶさっているような印象が強い。この家でも棟に瓦はのせていないが，私の見た限りでは御津町のワラ葺の家で，棟に瓦をのせている家とそうでない家は半々くらいの割合ではないかと思う。又御津町の民家を見て感じたことであるが，それらの家々の屋根のほとんどが単調な幾何学的な直線からなっており，この家などは特にそれが特徴的であると思う。

写真１０.は例4.の家の表側である。比較的軒は高いので陽がよく入るようである。軒下は秋の刈り入れ時に使う（はぜぐえ）の置場として使われている。この縁側は半間幅で標準型のものではなく，ほんのさし出し程度の簡単なものであるが，農家の庭先をかざるものとして無くてはならないもののように思われる。向うに見える石垣はこの家で作ったものであるが，大小の石をとりまぜてあって，昔の農家の自給自足的な生活がよくしのばれる。

写真１１.は（まや）の天井裏にあたる所である。例3.でも示したが，農家ではこゝを普通ワラ置場として使っているが，こゝでも例に洩れない。柱はすすけて真黒になっており，古い生活の臭いがあるが，上の方に見える屋根の裏側のワラはすすけていない。これはこの家でも近年は屋内で火をたかず，もっぱらガスを使っているからである。柱は太く立派なものを使っており，１００年以上たった今でも家全体はまだまだしっかりしている。上

に積んでいるワラは次の屋根葺に使うためのものである。

例5. 青木巍さんの家（中の（中の上）

第5図は御津町野々口の青木巍さんの家の平面図である。このクラスになると部屋は六間取となり，物置は独立した建物になって，その一つとして蔵が出来てくる。この家は江戸末期に建てたもので130～140年になるそうである。しかし古さは感じてもそれほど弱さを感じない。それは写真12.で見られるように，現在の普通の木造建築ではとても信じられないような大きな柱や梁を使っているからで，現在でもこれらは実にしっか

9－3. 写真10. 縁 側（のちにつけたしたものかも知れない

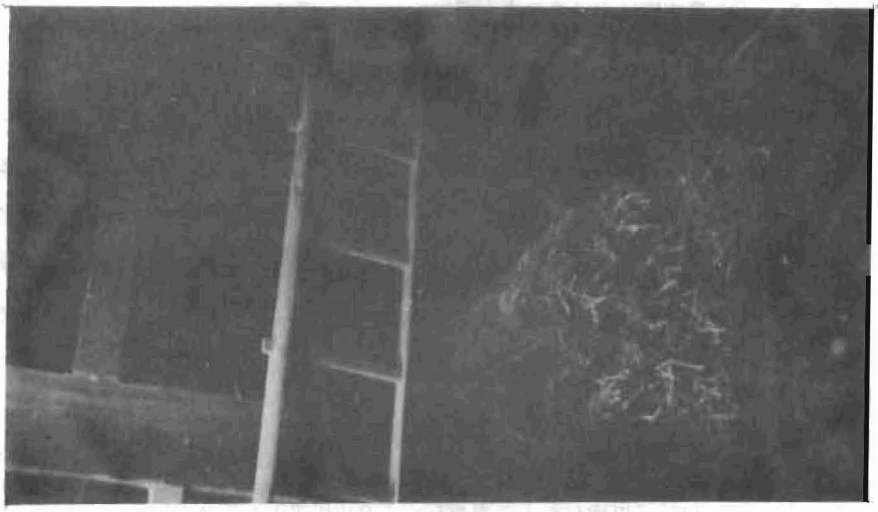

9－3. 写真11. ″まや″の上の物置 柱はすゝけてまっ黒である

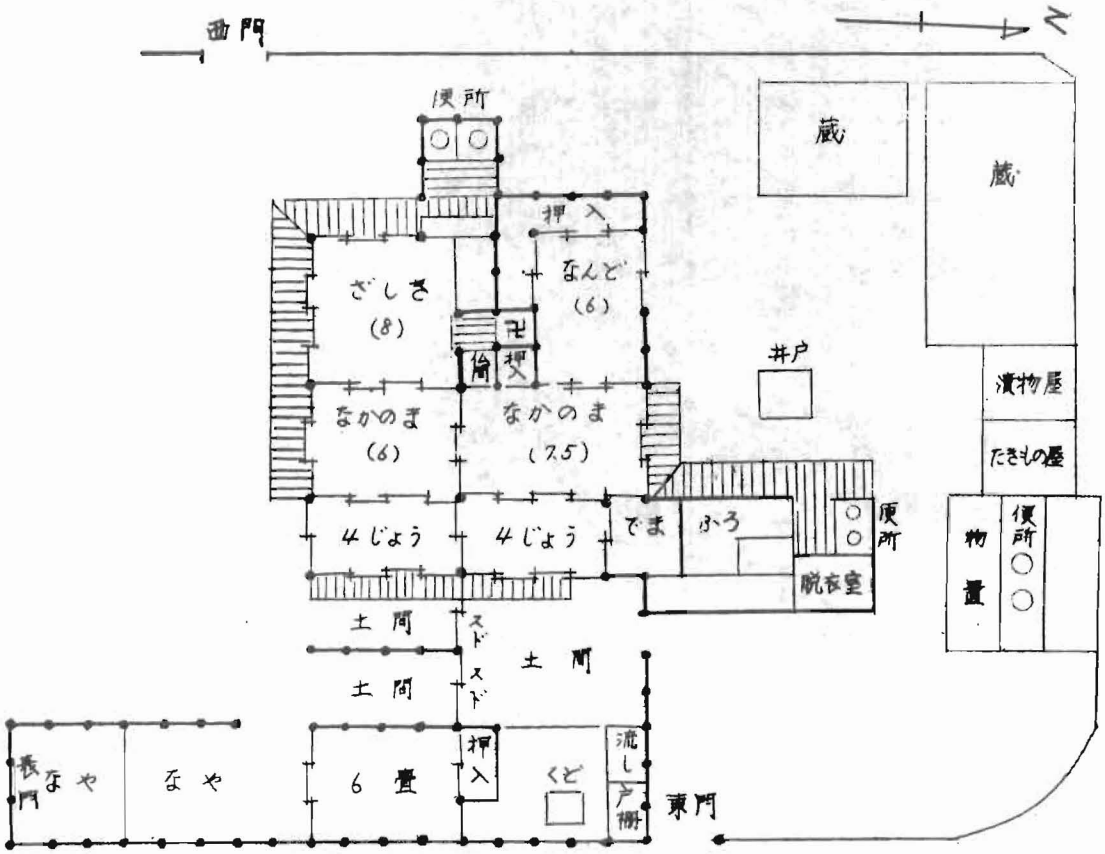

9－3. 第5図　青木巌さんの家の平面図

りしていて，あまりいたんでいない。半間巾の壁のほぼ半分の面積を梁が覆っている。これらの木は他から買って来て建てるのではなく，それぞれの持っている自分の山から切り出して建てるわけだから，立派な柱が使えるわけである。部屋の間取もそうであるが，このクラスになるとすべてが一変する。便所も客用のものが設けられているし，家族用のものでも部屋に上って出来るものと，土足のまゝ出来るものとの二つが設けられている。縁側は（ざしき）の前面だけでなく側面にまで伸びているので，客間である（ざしき）は一段と明るい部屋になっている。尚この家の建築当初の田地の持高は三町歩余だったが，現在では六反少々に減少している。

この家では昭和31年に火災をおこしている。その時は（なや）の殆んどを焼き，現在のものはそれ以後に再建したものである。この火事で（なや）の殆んどと母屋の屋根を失

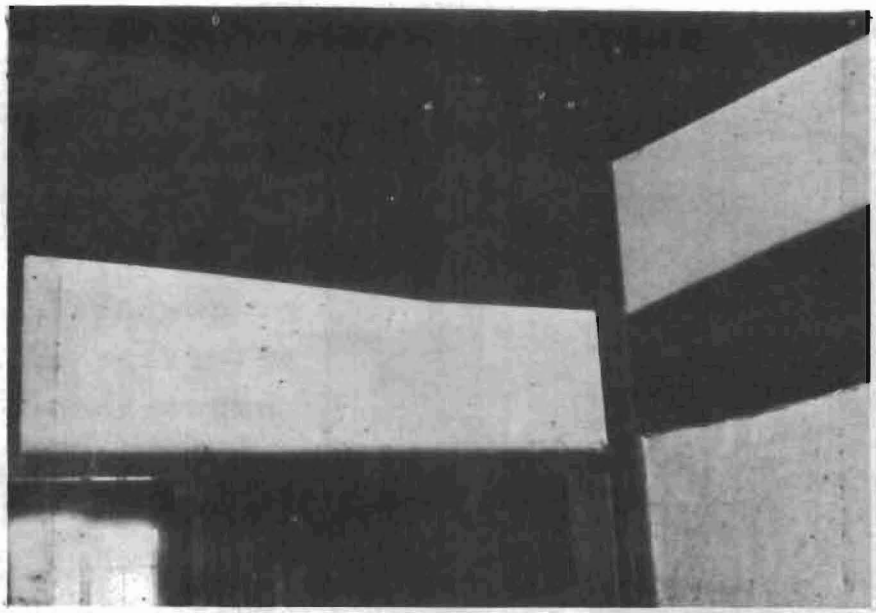

9－3. 写真１２.　土間に見られる大きな柱と梁

った。おもしろいことには母屋の屋根だけが焼けて，そこから下は全く焼けなかったという事である。それはこの家が（やまと）という特殊な屋根の構造をとっていたからで，普通の天井板の上に５尺の間を置いて口径４寸～５寸の丸太を並べ，その上に５寸ほどの厚さで土を置くという構造である。従って下から見える板張の天井と，上の（やまと）天井との間には５尺ほどの空間があり，さらに屋根裏とは土で隔離されている為に，上だけが焼けて下には煙がまわる程度ですんだのである。しかしこのような構造をもつ天井であっても，下からの火であればその役目は果し得ず，（なや）から屋根を伝って来た火事であったからその効果が十分に現われたわけである。このような天井がこの地方一帯に見られるものかどうかはわからないが，私の見た限りでは，二重構造を持ったものはあまり見られず，単に上側だけ，即ち丸太の上に土をのせる（のせない場合もある）天井は数多く見られる。この様な天井が果して防火用として作られたものかどうかは不明だが，その広い空間もまったく使われていないところを見ると，他の使用法は考えられない。この家の人も火事になって屋根が焼け落ちてみて初めてこのような構造になっていたという事を知ったくらいで，外から見ただけでは全然わからない。昔の建築には，こういった目につかない所にまで気を配ったもので，現在の所謂（文化住宅）では考えられない事であろう。尚この家は入母屋造りで庇をつけている。

これくらいの規模の家になると，小さいながらも独立した（仏間）を持つようになる。

9－3. 写真１３. 独立した仏間
（ふすまをしめたらかくれる）

写真１３は青木さんの家と平面的には殆んど同じで，それを真似て建てたという同じ所の福本賢一さんの家の仏間である。第５図で見られるように，この仏間を設けた為に七畳半という変った広さの部屋が出来ている。この家の例で，昔の家を建てる「きまり」のようなものを見ることが出来る。そういった関係の本を見れば詳しい事はわかるので，その大略を示すと，家を建てる場合，その人の生れた年によって建てて良い月と悪い月がある。そして，大黒柱を中心にして，艮（うしとら－北東）の方向は表鬼門，男の鬼門といい，それと180°の方向になる坤（（ひつじさる－南西）は裏鬼門，女の鬼門といってその方向には建物など建ててふさいではならないという事になっている。さらにその方向には角をつけてはいけないという事になっている。この家でもそれに従って写真１４.のように，塀に穴をあけている。これはこわれているのでも，外をのぞく為のものでもないのである。この写真より右の方，即ち寅に寄った方の塀は，第５図に示したようにかどをつけないでまるくなっている。坤の方向には門をつくってはならない。門は巽（たつみ－南東）の方向がいい。竈は乾（いぬい－北西）の方向がよく，井戸は子（ね）水と言って子（北）の方向が良いとされている。これらの事を頭に入れてこの家のそれぞれの様子を見ると，殆んどそのようになっているし，そのほかの通りすがりの家でも，ほぼ例外なく蔵は乾の方向に建てられている。

床の様式も家の規模に従って変化する。写真１５.は青木さんの家の床であるが，これは本床と呼ばれるもので，下手から入って正面には小さな床を設けて，障子を入れて明るくし，本床は右手（写真では絵のうしろ）につくられるのが普通である。家の中で一番明る

い部屋で2分の1は障子である。

9－3. 写真15. 明るい床

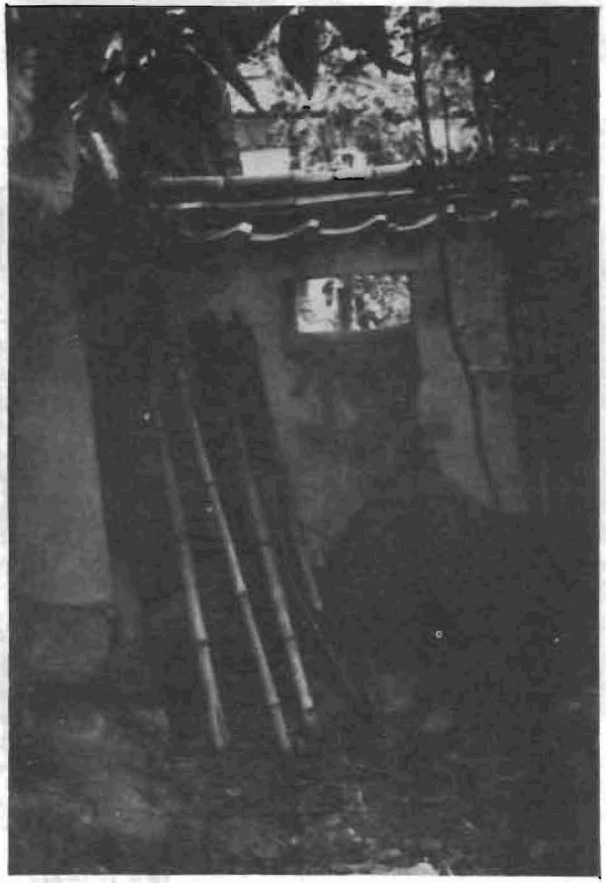

9－3. 写真14. 表鬼門に開けられた塀の穴

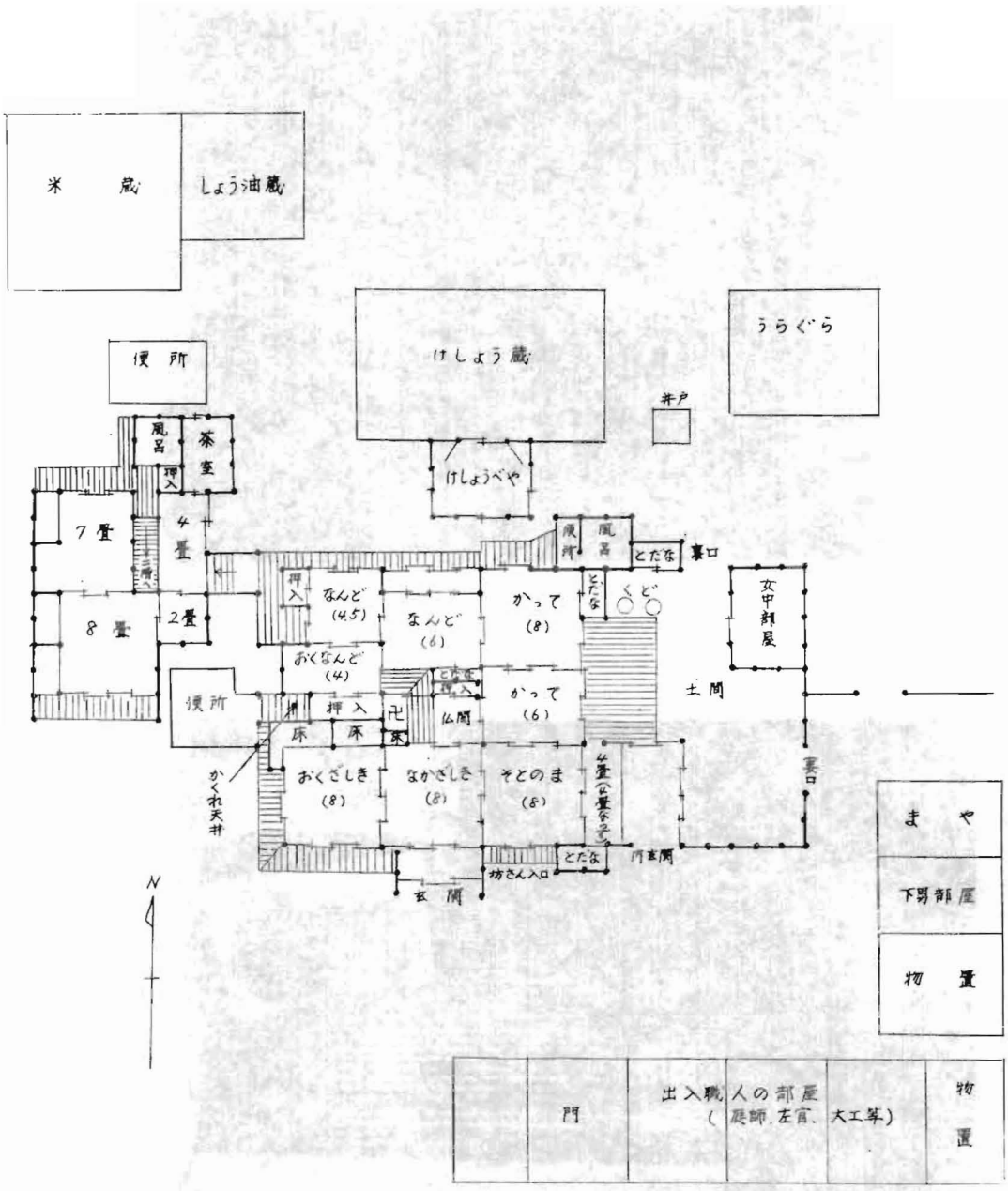

9－3.　第6図　河原智弘さんの家の平面図

(C) 上層とみられる住宅構造

例6. 河原智弘さんの家

第6図は御津町紙工の河原智弘さんの家の平面図である。この家は大庄屋であった家で，母屋，新屋，四つの蔵，長屋門，それに（まや）や物置などの一連の建物の5つの部分からなっている建物である。建築年代は，母屋その他が約250年前（正徳の頃か），新屋が天保（約130年前）のものである。この家について歴史的に見ると，当河原家は「津高郡虎倉城主伊賀久隆の被官で，天正6年（1,578）宇喜多直家に滅ぼされたとき，多くの被官とともに舟に乗って宇甘川を下って紙工（しとり）に住みついた。被官たちの多くは加茂郷一帯に分散して帰農し，藩体制の下で彼等の中には大庄屋，庄屋をつとめたりして，由緒ある門閥を誇って土豪的勢力を尚も温存しているものが相当数あった」（「」内の多くは，谷口先生の吉川弘文館刊「岡山藩」による。）宇甘川を下った者はその沿岸に住みつき，河原の一族の中で金川に住んでいる者もあって，現在でも紙工の河原さんを本河原（もとがわら）と呼んでいる。前掲の「岡山藩」にも土豪的性格を持ったこれら被官から大庄屋や庄屋になった者達は，藩体制の下では藩当局からにらまれたとあるが，この河原家でも新屋を建てた時それが豪華であったので，藩当局から閉門をくらっているのもその1つの例であろう。

家の方も大庄屋格になると，前の例5と較べても一変してくる。部屋の間取は三間ずつが三列並び，長屋門が設けられ，新屋も附属して建てられている。部屋も家族用のものだけで

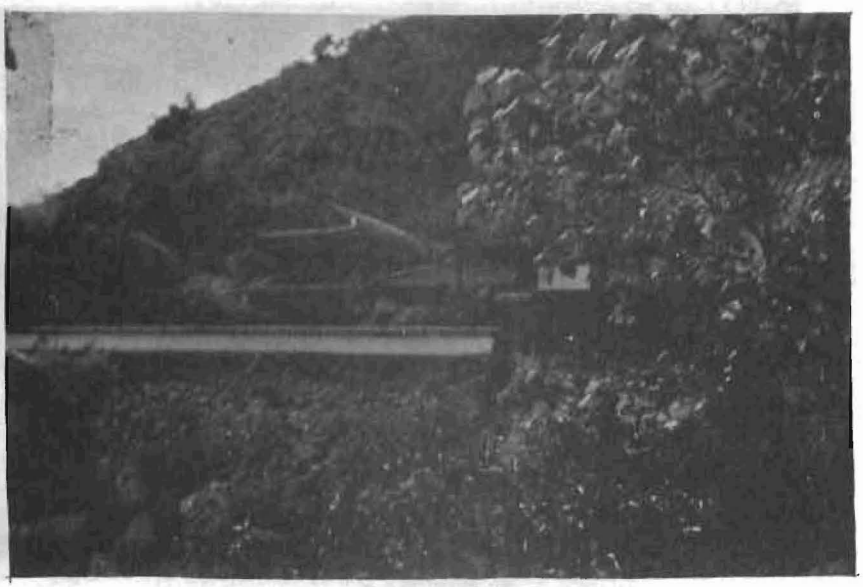

9－3. 写真16. 河原さんの家の全景（森章氏撮影）

なく，女中部屋や下男部屋，それに出入りの職人たちが泊る長屋門もある。（ざしき）は（おくざしき）と（なかざしき）の二つになり，（なんど）も（おくなんど）と（なんど）の二つとなる。出入口も冠婚葬祭の時にだけ使いふだんは閉じてある（玄関）と坊さんだけが出入りする（坊さん入口）と，ふだん使われる（内玄関），それに妻側につけられた（妻口）がある。天井は土間も含めてすべて板張りであるが，土間以外の天井は二重構造の（やまと）天井になっている。仏間は前の例5のようなおしいれと背中あわせになった半独立的なものではなく，板場と畳を敷いた二畳を含めてほぼ四畳ほどの独立した部屋になっている。

写真16はこの家の全景であるが，木の蔭になっていて母屋の方がよく見えないのが残念である。左に見えるのが新屋である。母屋の屋根はこのクラスでは，やはり入母屋造りとなり，軒には庇がつけられている。その為か家が広い割には，上の屋根が大きく見えない。屋根の部分と庇の部分の傾斜が異っていて，同一物と見えない事にもよると思う。これまで見て来た例には見られなかったものに，写真で見られるような石垣がある。これは敷地の立地条件にもよると思われるが，まるで城の石垣を思わせるようで他を圧するに十分である。

長屋門（写真17）も庄屋，大庄屋クラスになってはじめて見られるものである。右の方に見えるのは部屋で，六畳相当の部屋が三つあって，その昔は出入りのこびき職人や大工，植木屋等が泊っていた部屋だそうである。現在では貸間にしている。これが街中にある家であったら，これだけでもアパートに使えるであろう。門のむこうに小さく見えるのが母屋の

9－3. 写真17. 貫祿を示す長屋門

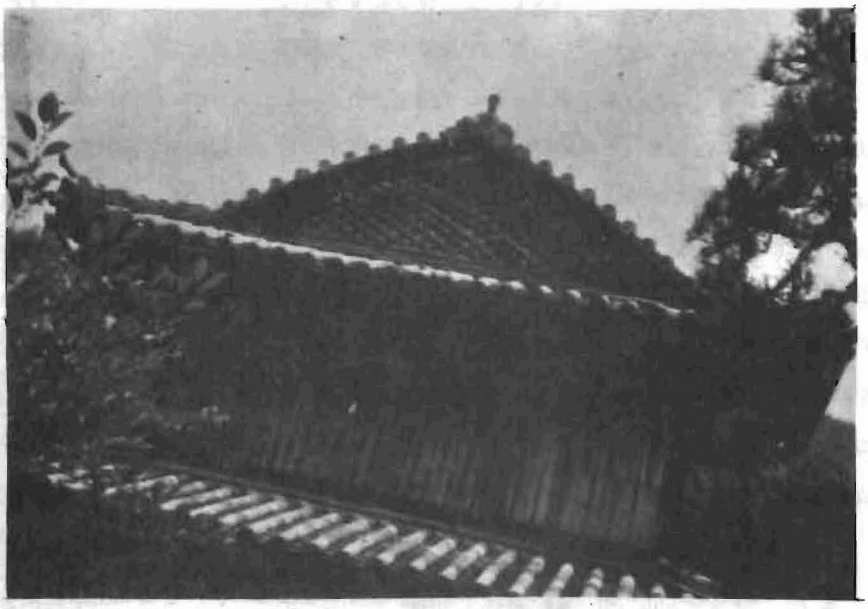

9－3.
写真18.
曲線を持った
新屋の屋根

9－3. 写真19. 頑強な化装蔵の扉

内玄関である。

写真18は新屋である。この新屋には茶室など設けられていて，客用あるいは安らぎ，憩いの為のものであろうが，写真で見られるように二階建てで入母屋造り，しかも屋根は直線でなく外側にそっている。神社や寺（我々が泊った妙覚寺の屋根のように）では，これとは逆に内側にそって棟もうんと高くなり，非常にスマートな印象を受けるが，こゝでは屋根がまるく外に出ている為にずんぐりとした感じを受ける。何故このような手法をとったのかはわからないが，民家としてはめずらしいのではないかと思う。しかしこれも豪華さを表わす一つの手法ではないかとも思われ，今は使われていないので見る影もないが，この新屋にはそういった点が多く見られる。最近になっ

て二階の屋根裏を修理する必要があって大工に登ってもらったら，屋根裏にはビッシリと柱がつまっていて人間が入れないくらいあるそうである。又新屋に附属する便所には畳が敷かれていたそうである。これらも豪華さを表わす例であろう。このようにこの新屋が，民家としては諸事に豪華に出来ていたために，藩当局から閉門をくらったのである。写真で見ると二階は板張のように見えるが，これは雨戸であって内側には障子がはめられているのである。

写真１９は四つの蔵のうちの一つ，化装蔵の扉である。この蔵は全くの土蔵で表の扉も写真のように土で塗り込められている。扉はこの土製のものが一番外で，木製，鉄張り，そしてす戸の計四枚が入っている。この蔵についてはおもしろい話がある。近年になってこの土蔵が泥棒に阻われたが，特別頑強に出来ていた為についに目的を果さずに逃げたらしいというのである。それは表の扉は四重になっており，古風な鍵がかゝつていて，とても泥棒の手には負えなかったのであろう。ハシゴを使って屋根裏から入ろうとしたらしいが，この蔵には屋根はあるがまるで土で出来たビルのようなもので，屋根は上にのせてあるだけだという。それで止むを得ず土蔵の壁をくり抜きにかゝったらしい。ところがこの壁は二重になっていて，その間に砂をビッシリとつめてあった為，壁に穴を開けても上から砂が落ちてくるので，そこからは入れないのである。結局お手上げになって逃げたらしい。泥棒の侵入によって始めて知り得た泥棒対策だと言える。この化装蔵の前には（第６図参照），これまでの例では見られなかった（けしょうべや）がある。（写真２０）　写真に見える鏡は後年のものであろうが，その他の引出しなどは十分時間を経過したもののように見える。この（けしょうべや）は母屋の裏口と板を渡して通行出来るようになっている。

9－3.　写真20.　化装蔵の扉の前に作られた化装室

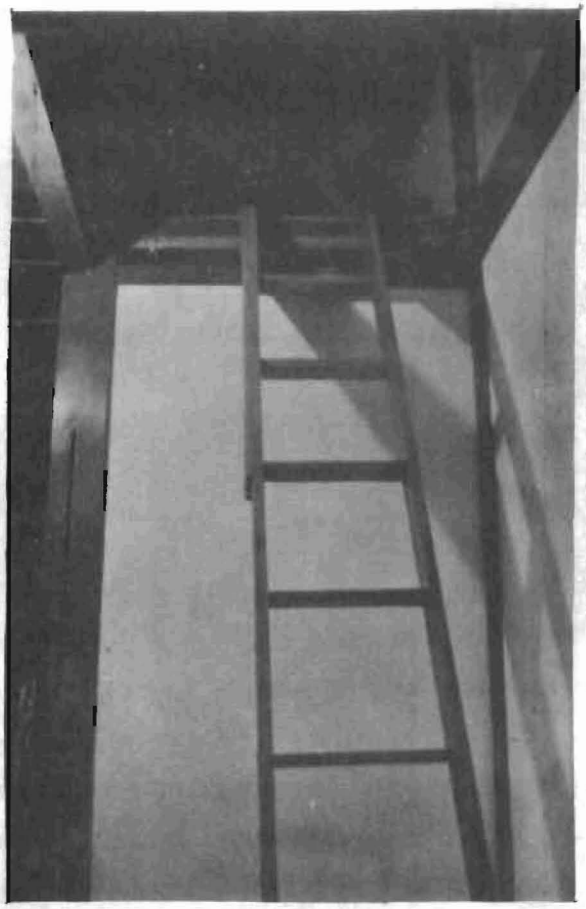

9－3. 写真21. かくれ天井の登り口
うえに上ったら梯子をあげる（森章氏撮影）

写真２１は（かくれ天井）の登り口，写真２２はその内部である。この（かくれ天井）はこの家の一番奥まった所（おくなんど）から便所に通じる廊下の天井にわからないように作られている。見たところ普通の天井であるが，下から開けて登り，上にあがったら梯子をはずして，上にかくしふたをすれば下からはわからない訳である。上は割合広くて５人や10人は楽に隠れる事が出来そうである。これは強訴などこの家に一朝事ある時の為を考えて作られたものであろうが，おそわれる立場の者の逃げ場所としておもしろい。

(2) 商家の場合

写真２３は御津町金川の江田文二さんの家の見取図である。この見取図はおそらく家相見に見てもらう為のもの

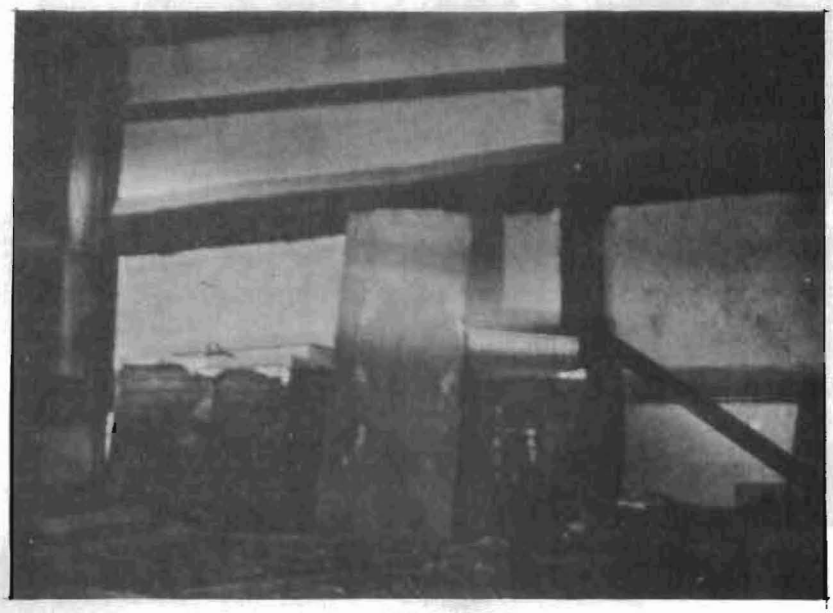

9－3. 写真22. かくれ天井の内部 （森章氏撮影）

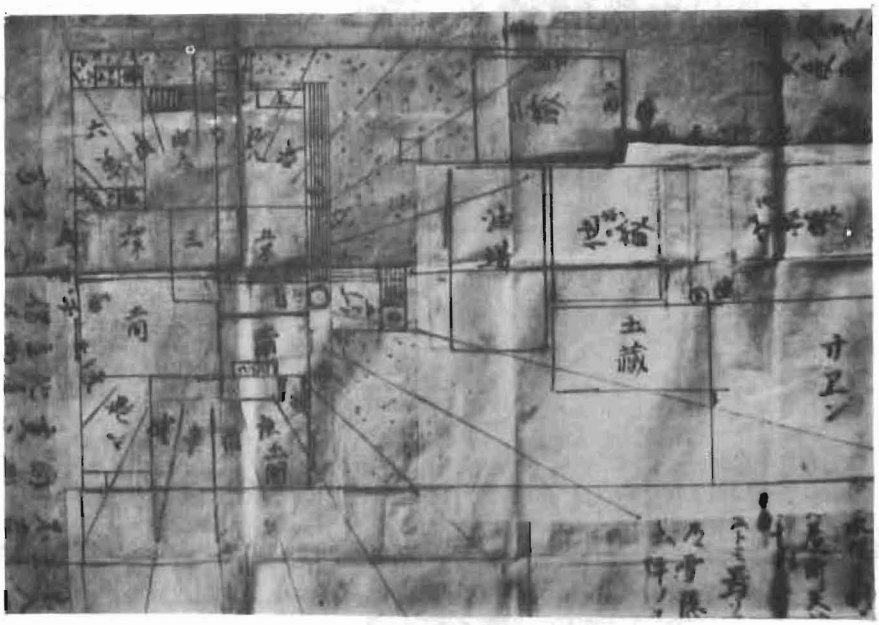

9－3. 写真23. 江田文二さんの家の平面図写真（藤沢先生撮影）

であろう。家相見は例5で触れたように，どの方向には何を建てたら良いとか悪いとかを示唆するのである。この家は近世後期の金川村の商家で，油屋を営なんでいた家である。写真23で左の方の，字を横向きに書いた所が，写真24に見える道路である。これまで見て来た農家の様相とは全く異ってくる。先ず家の位置も商売をするという関係から道路に面した

9－3. 写真24. 商家らしい格子窓や壁を見せる正面

ものになり，それに従って家の向きもほゞ真北になっている。図面の上での名目では南に向いているように見えるが，入口は北側しかないので北向と考える。家の外観も変ってくる。切妻で，間口は道路に面して長く，商売をしやすいように広く取ってある。部屋の間取りもそれにともなって異ってくる。この家の建物は写真２３に出ているのが全部ではなく，家の北側即ち道路をおいて反対側に米蔵や離れを建てていた。

(c) 船頭集落の家

写真２５は近世後期の御津町金川に見られた船頭集落の家である。旭川の堤防のすぐうしろに位置し，高瀬舟に乗っていた船頭の家である。農家と商家とを較べて見て，この舟頭集落の家が似ている点を持っているとすれば，外観上商家に似ているように思われる。今真中の家を例にとって見ると，この家は中二階で二階は物置になっている。入口の土間と六畳が一間四畳半が二間でやゝ奥に長い家である。家はほゞ東に向いているが，商家と同様に方向には無頓着であるというより，立地条件等の制約により，そういう事にはかまっておれなかったのが実状ではないかと思う。

9－3. 写真25. 旭川の堤防のすぐ裏にある船頭集落の家
（藤沢先生撮影）

むすび

以上２５枚の写真と６枚の図を通して御津町の民家を追ってみたが，その主眼はあくまで農家である。従って枚数も調査事項もそれに重点が置かれた。民家という場合何を指すのかその対象がはっきりしない。農家を含めて商家，船頭集落，あるいは農家の中にも主に米麦を作っているのも農家であれば，養蚕をやっているのも農家であろう。又時間的に制限を考えなければ，現在建築されているサラリーマンの文化住宅も民家に入るかも知れない。しかし民家について書かれた本を見る

と，どの本にも文化住宅は出ていない。たいてい古い農家が出ている。このレポートではそれに従い，さらに範囲を限定したものに重点を置いた。その狭い範囲の中を縦に見て来た訳であるが，中層に位置すると思われる例は，現在でも多く残っていてサンプルには苦労しなかったが，下層と思われる古い家が少ないのはどういう訳であろうか。これは，このレポートの範囲には入らないかも知れないが，その理由の一つと思われるものをあげて終りにしたい。

それは，調査対象になった家で聞いた事であるが，大きな家には土地も財産もあってそれ以上の財をなす例はあまり見られず，明治以後は子弟の教育にその力を傾けて現状を維持するか没落する。それに対し，下層の者は子弟の教育をする余裕がないので外へ働らきに出し，それが成功して家を建て古い家は壊されるというのである。むろん小さい家では使う柱なども粗末であるから，いたむのも早いであろう。この話のすべてが真実であるとは言えないにしても，その一端を示しているといえるであろう。

（大　下　紀　行）

第１０章　教　　育

第１節　学校教育の歴史

1. 県立金川高校の沿革

明治１７年７月，県下に１校の岡山中学校に入学するための予備学校として，岡山市磨屋町薬師院内に，私立岡山普通予備学校が開設された。修業年限は１年であった。

明治１９年５月，学制改革により，校名を私立普通学校と変更，女子部も加えられた。

明治２１年，更に岡山普通学校と変更，尋常中学校第１学年と同等の学科を増設，明治２９年に中学校令が改正されて，高等小学校よりすぐに中学校に入学することができるようになってきたので岡山中学校に入学するものが減ってきた。

明治３２年，池田章政侯の後援を得て，名を「君に忠義」「正しい」という意味をもつ，養忠学校と改め，中学校３年までの程度の学科を授け，岡山中学校の４年に連絡していた。教員養成部は１年であった。

明治３６年，金川村が中学校校舎建設をひきうけ，よく３７年１月，文部省より開校の命をうけて金川に，私立金川中学校が開設された。附設準教員養成所はよく３８年尋常小学校正教員養成所の認可をうけた。上級進学に備えて補習科も設けられた。

大正１２年，町長の管理の下に，岡山県金川中学校として新たに発足したが，一時的な対策であり，よく１３年１月財団法人私立金川中学校として発足した。

昭和２２年，学制改革により，併設新制中学校を増設し，御津郡金川町外３ケ村組合立金川中学校の経営委託をうけた。よく２３年，学制改革によって，岡山県金川高等学校と校名を変更し，普通，家庭の２課程を設置した。又，一方，青年学校を統合して，定時制の御津高等学校が設置された。

昭和２７年，県立移管について組合会議がもたれ，２９年３月３１日，実質県立移管となり，岡山県立金川高等学校となり，現在にいたっている。

2. 私立学校としての特色

金川高等学校は私立として発足した。私立であるが故，経営面には，度々危機があったけれど，しかし，私立であるが故につちかわれてきた校風を忘れてはならない。

大正３年，父服部綾雄のあとをつぎ服部純雄は金川中学校の校長に就任した。彼は自由主義をとなえ，平等と博愛の教育方針をうちだした。画一主義の教育を排し，人間を型にはまったものに仕立てあげることを嫌い，個人個人の個性を尊重し，それを引きだしていくのが教育者の任務としていた。

帝国ホテルのきらめく食卓を飾る濃艶な花のかずかず，瀰漫な銀座の珈琲店に近代人をよろこばす，金蓮花，鈴蘭の花，吉野の桜，月ケ瀬のうめ，あれもよかろう，これもよからん，しかし，人目も遠き宇垣野の，名もなき雑草の野花こそ，平民中の平民，無産者中の無産者，わたしは，彼等を熱愛する。わたしは，彼等と呼吸を合する。そして雑草の花を通じて，天然のこころに還るとしよう。雑草の花を通じて，同一の天則に生きるとしよう。馬に食はるるもよし，人に踏まるるもよし，ソロモン大王の栄華にまさる造化の純美はこの雑草の花にこそ輝くと識れ。　（「雑草の花」より）

彼の著書「雑草の花」にみられる如き信念でもって，服部純雄は教育にあたってきた。この教育方針は，生徒に大きな影響を与えた。後数回にわたる全学ストライキのエネルギー源となったのである。大正８年，政界進出のため金川中学校を去った服部純雄は，大正１２年全学生徒によるストライキで校長退陣の後，再び金川中学校に迎えられ，昭和７年まで，校長として自由主義の精神をおしとうしてきた。自らの住居に「自由精舎」，本校を「自由学舎」と名付け，軍国主義思想が強まり，自由主義者に対する弾圧もはげしくなってきた時，そんな時も，自由教育，自由主義の彼の信念をつらぬいた。

第２次世界大戦突入のため，政治，経済，文化，教育のいっさいが戦時体制に動員され極端な天皇制軍国主義教育が行われた。当時の学校は，小学校から大学まですべて，両陛下の御写真（御真影といっていた）の下賜を受け，それを，奉安殿と称する建物にしまっていた。しかし，金川中学校は，昭和１５年まで御真影の御下賜を受けなかった。これも，私学で，自由主義の学風の伝統のためであったと思う。

又，多数の朝鮮，台湾の留学生がここに学んだ。表１０－１の３にみられるように，特に台湾本島からの人が多かった。いずれも彼の地の中学校や師範学校を卒業した２０才以上の者ばかりで，すべて，私費入学者であった。服部純雄の，一切平等，学問の機会均等を説いた教育方針の一端を物語り，広く海外文化の交流に貢献し，又，一方，風俗習慣を異にする他民族と机をならべ，生活をともにすることによって，生徒の人間形成に役立っていた。

編入学制度も特筆すべきことである。これは学歴，年令をとわず，学力に応じてどの学年にでも入学を許すという制度であった。小学校高等科卒業と同時に，４年に編入学して尋常科から普通に入学した者より１年早く中学校を卒業した人もある。個人の才能を伸ばし，広くその人材育成に果した役割は高く評価されるべきである。

又，給仕制度というのもあった。これは育英制度の一種で，生徒としての身分を保有させながら，学校や先生の雑用をさせ，その代わり，授業料免除と教科書給与の特典を与えるという制度であった。給仕は各学年１人位で，４～５人いた。一緒に学校にねとまりし自炊をしていた。そ

こで先生の人間性にじかにふれ，同僚との生活等で，人間形成に大いに役立っていたのである。

3.

創立当時の中学校の修業年限は５ケ年で，岡山尋常中学校として発足した。各郡の中学校は廃止されたので，県下に１校しかなかった岡山中学校に入学希望者が殺到するようになった。しかし，岡山中学校は非常に高度な学科を教えていたので，予備学校が必要になった。こういった情勢のもとに，本校の歴史のはじまりである私立岡山普通学校が誕生したのである。養忠学校にかわる明治３１年までの１５年間に，卒業生3,700　人以上，岡山中学校入学者７００　人以上を数えている。しかし，明治２９年に，中学校令が改正されて，高等小学校よりすぐ中学校に入学することができるようになったので，岡山中学校に入学するものは少くなってきた。

養忠学校が設立される前の明治３１年に，普通学校の中に師範部がおかれていた。養忠学校付設教員養成部，私立金川中学校準教員養成所と教員の養成が行われた。明治３３年度の教員養成部の入学者は２１４人であった。１年間の履習によって，代用教員として採用されていた。小学校教員の不足によって，郡内から選抜された郡費支給者も多数いた。明治３８年，尋常小学校正教員養成の認可を受けて，正教員養成部が設けられたが，３年間で廃止され，８１人の卒業生を県下に送りだしている。修業年限は２ケ年であった。準教員養成部も大正７年をもって終った。

ここに，青年の教育と同時に，多数の教員を岡山県下におくりだし，岡山県の教育界に大きな役割を果していたのである。

生徒は表１０－１の２の如く，岡山県下各地から集ってきていたが，地理的に，赤磐郡，御津郡，久米郡の出身者が多い。農村である関係から農家出身者が圧倒的に多い。そして，商業，官吏，医師等の子弟も多い。明治３７年，授業料は２２円であった。大正２年，２７円，大正７年３０円と授業料は値上りしていった。授業料等の関係で，修学者は富有の家の者に限られ卒業後も，進学している人が多い。帝国大学，私立大学，師範学校，高等専門学校へと進学している。その他の人々も，各地で指導者的地位について活躍していた。

4.

昭和３４年９月，宇垣中学校，金川中学校，鴨陽中学校の３新制中学校が合併して，現在の御津中学校となった。創立当時生徒数７９３　人，教員数２３人であった。３７年の1,023人をピークに生徒数は減少して，４１年は，生徒数６８４　人，教員数２８人である。

御津中学校卒業生で，進学者のうち，金川高等学校への進学率は，３６年，６３.７％，３７年５７.１％，３８年５４.２％，３９年５０.１％，４０年５６.０％，４１年６１.０％，で半分以上を占めている。

金川高等学校卒業生の就職先は，表の如くほとんど県内に就職している。多分，県南の工業地

帯に吸収されていると思う。

昔は，青年の教育とともに，県下の教育に大きな貢献をしていた金川中学校は，現在においては，県南の工業地帯の発展のために，強大なエネルギーを提供しているのである。

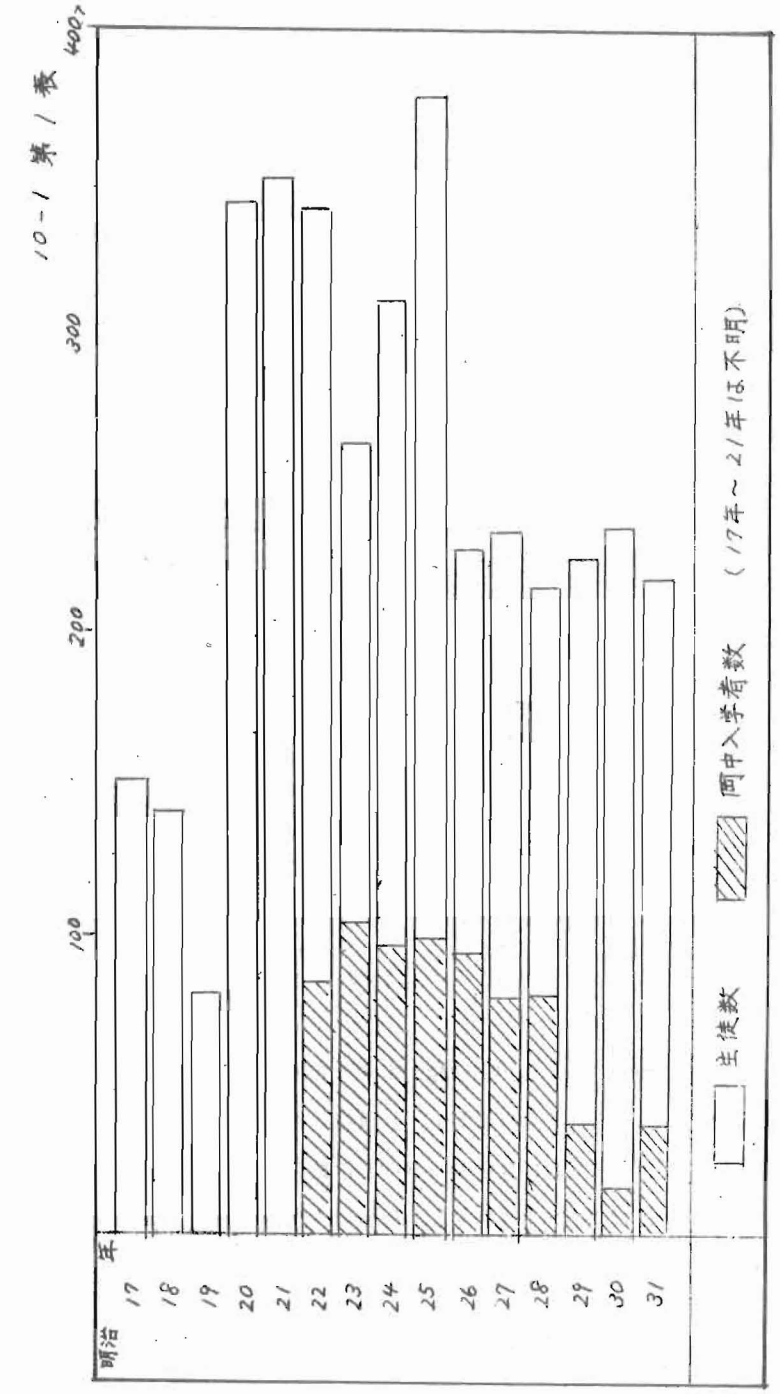

10－1. 第2表

	明治37	38	39	40	41	42	43	44	大正1	2	3	4	5	6	7	8	9	110	11	12	13	計
岡山市	3	2	2	3		2	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1		3	5	36
御津郡	7	2	8	5	6	9	10	10	7	9	4	13	9	21	10	13	13	15	14	24	22	231
赤磐郡	3	7	3	3	10	8	7	10	7	6	8	10	11	10	13	11	16	18	20	27	29	237
和気郡		2			1						1											4
邑久郡		3			1		2	1				1		1								9
上道郡	4	1	3	2		1	4	2	2		1	1						1			2	24
児島郡	1	4	4	1	1	1	1				2			1	1			2		1		20
都窪郡	2	3		3	1	1	1	2			4						1				2	20
浅口郡	1	3	1	1	1	1	2			1		1										12
小田郡					1		2					2				1		1	1	1		9
後月郡						1								1		1		1	1			5
吉備郡			3		1			1	1	1	2	1				1				2	1	14
上房郡							1								1	1						3
川上郡								1	2	1				1								5
阿哲郡						1			1					1				1				4
真庭郡	1	1	2	1	1	1	3		1	1	2			4					1		1	20
苫田郡		2	1	3			2		1			1			2	2	1			1	7	23
英田郡		1			1			1			1				1		1					6
勝田郡	1	1				1		1	1	1		3	3	2			2	4	1	1	2	24
久米郡			3		3	2	2	6	5	3	3	2	6	6	8	7	7	10	10	6	9	98
他府県	3	2	2	6	7	8	4	6	6	3	1	4	7	4	4	2	4	7	4	2	4	90
計	26	35	32	28	36	37	43	42	35	31	30	41	37	53	41	40	46	61	52	68	84	899

10－1. 第3表

	昭和1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計
台湾	9	20	22	24	19	6	8	3	3	4	1	8	2	2	6	14	11	2	1	5		170
朝鮮		1	1		1			5	14	3	3		2	4	8	7	4	2	4		1	60
中国																1						1
満蒙																	2					2
計	9	21	23	24	20	6	8	8	17	7	4	8	4	6	14	22	17	4	5	5	1	233

10－1. 第4表

		県内	近畿
昭和	男	53.0%	4.0%
32年	女	91.3	7.0
33	男	69.0	10.0
	女	87.3	12.7
34	男	54.6	25.2
	女	70.7	19.5
35	男	70.0	25.0
	女	87.2	7.2
36	男	63.6	18.1
	女	81.6	16.6
37	男	60.4	32.5
	女	89.7	8.1
38	男	57.7	35.5
	女	80.7	15.3
39	男	66.6	26.1
	女	84.1	11.1
40	男	71.4	17.1
	女	72.8	24.2

（甲　山　尚　子）

第2節　社会教育

1. 私たちは御津町における社会教育を調査するにあたり，その対象を婦人会活動，青年団活動，公民館活動の三つにしぼった。私たちの考えでは，これらの活動は，あらゆる意味において孤立化が進んでいる都市に比べて，特に農村では，都市とは異なるいろいろな阻害条件が存在するにせよ，いわゆるその活動が行ない易いのではないか，その普及が進んでいるのではないか，ということでかなりの期待をかけて調査に臨んだが，その調査のあらましは次のごとくである。

(1) 青年団

青年団は，青年人口の減少により，すでに四年前，御津町からその姿を消している。全国的な現象である〝若者の離村〟がこの御津町においても現われているのである。

(2) 公民館

公民館活動は，皆無とは言えないが，その独自の活動，つまり公民館活動といわれるようなものは現在のところなく，ただ形式的に，婦人会のいろいろな活動に共催という形で資金面でのやりくりに一役かっている程度である。

以上からもわかるように，御津町における組織化された社会教育といえば，次に述べる婦人会だけといっても言いすぎではないようである。では次に，婦人会について宇甘西，五城の二つの支部の活動を中心にみていくことにする。

(3) 婦人会

婦人会をその組織的な面からみていくと，御津町婦人会のもとに，旧村別による御津南，宇垣，金川，宇甘東，宇甘西，五城の各支部が設けられている。これからもわかるように，御津町婦人会は昭和二十八年に町村合併が行なわれた際に，各旧村の婦人会が町婦人会として合併し，そして今日それぞれ支部として活動しているのである。会員数は，昨年度の町婦人会に納められた会費からみると，１３９６人であるが，実際には1,９１１人ほどである。次に会費，その他の資金面をみると，町婦人会に納められる会費は年間一人当り２円である。この金額の僅少さは，支部に納められる分についても言えることで，これは会の活動とも大いに関連しているのである。支部については後で述べることにする。その他の町婦人会としての資金は，町予算に組まれているところの社会教育費のうちのいくらかがこれにあてられている。ところで，この社会教育費のうちの婦人会割当て分は，それがすべて町婦人会全体としての活動の費用にあてられるのではなく，各支部へ振り分けられるが，その振り分けの方法は頭割りではなく，活動すればそれに対する援助は出るが，活動しなければ援助は出ないという形になっている。この点，社会教育費としてはこまかなワクが決められていないだけにやり易いようである。

では次に活動の方はどうなっているであろうか。活動の主なるものは支部単位で行なわれて

おり，支部によりそれぞれ特徴があるようである。御津町婦人会としての活動は，たとえば四十一年度を例にとると，文部省委嘱の若妻学級をはじめ，栄養教室，夏期講座等が組まれている。そして毎年ほぼこのような活動が行なわれてきている。ところで社会教育という面から婦人会を追求していく場合，やはりその活動は，各支部，あるいは各支部のもとにある班等とその輪がちぢまるほど実際的な活動があるようである。では次に各支部の活動の特徴がどんなものであるのか，宇甘西，五城の二つの支部の活動を例にみることにする。

(4) 宇甘西支部

宇甘西地区は全戸数３２０戸前後で，そのうち約３１０戸というものが農家である。

この宇甘西地区における婦人会は，会員数３００人未満，部落（字）別に１２の班に分けてあり，活動はこれらの班を中心に，行なわれている。また支部には次の四つの事業部が置かれ，班活動もそれを中心にして行なわれている。

(A) 教　養　部……読書会，研究会，母親学級等を担当。

(B) 生活改善部……台所の改善及び使用研究等。

(C) 福　祉　部……子どもの指導，老人の慰問等。

(D) 資　金　部……共同購入，共同作業等に関すること。

これら四つの事業部には，部長，副部長がおかれ，各会員はこの四つの事業部のうちどれか一つに所属するようになっている。

会費は年間一人当り５０円であるが，この中には県（２円），郡（５円），町（２円）の各婦人会に納める９円が含められている。残り４１円は年１回（通常２月）行われる支部総会の茶菓代にそのほとんどがあてられている。では実際の運営，活動の為の費用はどのようにして調達されているのであろうか。

農協等からの共同購入による収入，婦人会の共同田からあがる収益，納税組合をつくって地区の税をまとめて納め，それによる税の割引き分（多い部落では年間７万円くらいの割引きがある。），簡易保険の集金の手数料，その他諸々の労働奉仕による収益が活動運営の費用としてあてられているのである。

次に具体的な活動をみていくと，年度初めに年間の活動方針が決められる。その方法はまず，各部長がおおよその線を出し，それを各会員にはかり，そしてそれを支部に提出し，そのうちのいくつかを採りあげ，支部の婦人学級等に提出するのである。ところで，宇甘西支部における婦人学級は他の五つの支部とは異なり，単独にこの学級を設けている。（他の支部は町の婦人学級に参加している。）これは会員の為に一人でも多くこの婦人学級に参加できるようにするためである。（定員数６０人のこの学級の出席は６０人以上になる。）では次に，具体的な

活動をみるために昭和四十一年度の家庭教育学級についてみてみよう。

10－2. 第1表

昭和41年度 家庭教育学級運営要項

目的　教育的家庭環境づくり

1. 青少年の非行対策としての家庭における躾について，その方法の研究。
2. 家庭をなごやかな明るいものにするための学習をする。
3. 家庭における保健衛生や食生活について研究する。
4. 家庭において子供をめぐる人間関係について研究する。
5. 夫婦のあり方や，姑のつとめと若妻の責務について学習する。
6. 留守家庭の子供の保護について研究する。

10－2. 第2表

1. 運営の主体 —— 町教育委員会
   字甘西婦人会
2. 運営委員 —— 町教育委員会
   婦人会役員
   学校職員
3. 受講者 —— 字甘西地区婦人
4. 開設の時期 —— S41.5 ～ S42.3
   月一回
   農繁期を除く
   年約10回
5. 開設総時間 —— 20時間以上
6. 経費 —— 県及び町費
7. 場所 —— 承芳小学校

10－2. 第3表 年間計画

回	月日	研究題目	予定講師	利用できるフイルム
1	5. 10	家庭学級のあり方 質疑応答	岡山教育事務所 社会教育課長 福本史郎	

回	月　日	研　究　題　目	予定講師	利用できるフイルム
2	7. 15	明るい家庭づくり	元三石小学校々長 山本寿美	「村の婦人学級」
3	7. 20	保健衛生と料理講習	岡山保健所々長 町，森木保健婦	
4	8. 10	家庭における子供のしつけ	県中央児童相談所 鑑識課長 藤原俊策	「ある町の親子座談会」
5	8. 20	家庭における情操教育	加茂川町円城寺 天竹義諦	
6	9. 10	児童心理の発達 質疑応答	岡大教授 小原美高	青年期 むすこの反抗
7	10. 10	社会状勢について	夕刊岡山 野津氏	
8	12. 10	交通道徳	御津警察署 米井弘吉	
9	1. 15	社会性の育成	岡山教育事務所 上田主事	「社会に生きる」
10	2. 20	移動研修	岡山地方裁判所 放送局	

その他の年間の主な行事，活動をあげると

- 運動会参加（年二回）
- 夏期講座への参加
- 老人会（一年毎）……支部として行わない時は班として。
- 婦人会の体育会，音楽会……本年度は計画していない。
- 宇垣の養老院慰問……班で毎月，支部としては９月（町の計画として）

さて以上宇甘西支部における活動を大まかにみてきたが，これらの活動をやっていく上に何ら問題は生じていないのであろうか。

昭和２２年この支部の前身である宇甘西村婦人会が発足した。当時は戦前の国防婦人会，愛

国婦人会等の活動がそうであったように，現在の婦人会の活動に見られるような自主的な，いわゆる下からの活動はなかった。集合令がかかればやっと集まるといった調子のものであったが，そのような状況における活動阻害因子としては，姑や夫からの妨害があった。ここに言う妨害とは，婦人会の会合に出かけることに姑や夫が〃いい顔をしない〃あるいは「行くな」と言うといった調子のものであったが，それらの阻害因子が少くなってきた今日ではそれがどのような問題に変化してきたであろうか。

家庭における主婦の経済面で占める位置の変化，即ち，かってのように主婦はただ家事のきりもりをしていさえすればよかった時代から今日では主婦がある程度の家庭経済の収入源を握ることも不自然でなくなってきたこと。それは商業の発達，文化面の発達にともなう支出の増大，それに農村における人手不足等が原因しているようである。そしてこの支出の増大が主婦にある要求をしたのである。そしてこのことが今日の婦人会活動における問題をなげかけているのである。つまりその要求とは一種の出稼ぎである。土方に出たり，山の殖林作業に出たり，町の工場に出たりする人が宇甘西地区にも出てきたのである。都市に見られる〃鍵っ子〃も存在するわけである。このようなことから主婦は婦人会の活動にも以前ほどスムーズに参加ができなくなってきている。これが最近の宇甘西支部の活動の上に見られる問題点である。もちろんこのことは地区全体から見ればその数は多くないかもしれない。また特別表面化しているとも言えないかもしれないが，しかしその数，云々は別として，確かにそれら重要な社会問題をもつ現象が現われているのである。ではこれらの問題をいかにして解決すればよいのであろうか。このことについては五城支部の活動をみた後に両者のそれをまとめて考えてみることにする。

(5) 五城支部

御津町において一番広い地域を占める五城地区は，全戸数約５００戸である。

婦人会は会員数４７５名で，これは言うまでもなく人口の減少とともに減ってきている。部落別の班分けのもとに，１４の班がそれぞれ班活動を行なっている。その活動も以前には教養，生産，事業等の各部を設けて行なっていたが，それが上層部だけの活動にとどまり，支部全体にゆきわたらないところから，この部活動も２～３年で中止し，その後運営委員制にし，次にかかげるような運営委員をおき，月一回の運営委員会を開いている。

支　部　長　……１名（任期２年）
副支部長　……２名（　〃　）
班　　長　……１４名（任期１年）
その他の学級委員……

このような運営委員会のもとに前述の各班が班の特色を生かし班活動を行なっているのである。たとえば，ある班では中年のグループをつくり，月一回定例会をもち，家の問題等を話し合い，月々百円もち寄って慰安を行なっている。

会費は年間一人当り３０円である。活動の際の不足分は支部の場合は，公民館共催というような形で公民館費用の中から講師の謝礼等を出してもらっている。班では電気料の集金等による奉仕活動によってその活動費の一部を調達している。

次に具体的な活動の一部をみてみると，昨年，一昨年と学級員制（定員５０～６０人）による家庭教育学級が設けられ６０～７０人の人が参加しており，終了証書，皆勤賞等も出されている。次に参考の為に三十九年度，四十年度の家庭教育学級の学習計画をみてみよう。

１０－2. 第４表

３９年度　学習計画			
回	月　日	主　題	学　習　内　容
1	5. 27	家庭教育のあり方	家庭教育学級の目的と進め方 家庭教育は子供の人格形成の場 理想の家庭とは
2	7.	家庭づくり	家庭の本質 家庭の機能 夏休みの子供の暮し方
3	8.	望ましい家庭のあり方	望ましい家庭の人間関係（親子，夫婦，嫁，姑，兄弟姉妹等） 明るい楽しい家庭
4	9.	子供の心身の発達	乳児期幼児期 少年期青年期　} の心身の発達
5	１０.	青少年の道徳教育 （移動研修会）	青少年の非行の現状 青少年非行化の原因 青少年の扱い方
6	１２.	現代っ子について	現代っ子の特徴 現代っ子の扱い方
7	1.	上手な子供の扱い方	躾の基本的態度 上手なほめ方叱り方

回	月　日	主　　題	学　　習　　内　　容
8	2.	家庭における道徳教育	道徳教育のあり方 社会悪，マスコミ等の対策 公衆道徳
9	3.	家庭と隣保関係	子供は社会の子 隣保，協力，教育的環境づくり ・自分の子が注意されれば感謝する心 ・近所の子が良くなることに関心をもつ ・共々に良くなる。
反省	1. 親の態度はどう変ったか。 2. 家庭の空気はどのようになったか。 3. 地域社会のムードはどのように変ったか。		

10－2. 第5表

40年度　学　習　計　画			
回	月　日	主　　題	学　　習　　内　　容
1	5.	家庭学習の心得	1.子供の勉強と親の心得 2.学習時間と学習のしつけ 3.能力と宿題，テスト，成績表の扱い方
2	7.	明るい家庭づくり	1.良い家庭とはどんな家庭か 2.家庭教育の本質は何か 3.家庭内の人間関係
3	8.	親がしなければならぬ子供のしつけ	1.年令に応じた家庭生活時間表 2.しつけのし方
4	9.	・子供の成長と親子関係 ・心身の発達	1.依存期とギャング期の理解 2.第一伸長期と第二充実期の理解 3.集団意識と指導について
5	10.	マスコミの中の子供	1.マンガの取扱方 2.テレビの正しい見方 3.正しい読書指導

回	月　日	主　　題	学　　習　　内　　容
6	12.	中学生の心理	1.反抗期 2.思春期の特徴
7	1.	社会性の育成	1.中学生と集団の権威と良きグループ活動への参加
8	2.	一般教養	1.公明選挙 2.交通道徳
9	3.	移動研修	
反省	1. 親や子供の態度はどう変ったか。 2. 家庭内の空気はどう変ったか。 3. 地域社会のムードはどのように変ったか。		

四十一年度は婦人学級が開かれている。これへの参加は，班割当ての出席強制となっている。この強制割当てに対する批判はなく，各班では当番制にしている。（強制割当ては，常に出席する人，しない人の差をなくす為）また，この婦人学級における学習内容はアンケートの結果，健康づくりを主に趣味，民主教育となっている。また移動研修として旭川荘を予定している。（移動研修会は娯楽も兼ねている。）民主教育については，全戸に「民主教育の手引き」を配り，また婦人学級のはじめに３０分間，民主教育について話し合っている。この婦人学級は月一回開かれるのであるが，次にその学習計画を見てみよう。

１０－２．第６表

４１年度　五城婦人学級　学習計画

目　的　進展する社会の中で健康な心と体の婦人になりましょう。

題　　目	学　　習　　内　　容	月別計画
・個人生活 肉体的に精神的に健康であるために。	1.農繁期の健康管理と食生活	5　月
	2.疲労と食べ物	7　月
	3.納豆の作り方と食べ方　郷土食	9　月
	4.心と病気	１０　月
・家庭生活 幸せな家庭を築く為に。 豊かな人間性を養う為に。	5.家庭の人間関係	１２　月
	6.道徳（人として正しい道を考えてみる） 移動研修	2　月

題　　目	学　　習　　内　　容	月別計画
	7.袋　物	8　月
	8.ローケツ染	1　月
・社会生活 住みよい社会を築くために。	9.民主教育 総　会	3　月

その他の活動としては，若妻学級への参加（個人参加，定数３０数名のうち１６～１８人を占める。），御津町栄養委員会が主になって月一回開いている栄養教室に，各班から一名を支部と班が費用を半分ずつ受け持って送り，この伝達の為に班でも月一回，会合をもっている。また，これまでの主な活動の一部をみてみると，今年は町の婦人会としても開設していないが，生産学級や生活改善学級等で，女性も技術，知識等の面で農業を自力で行なえるよう，農作業の知識を稲の成育状態を調べたりして学び，あるいは廃鶏の処理を行なったり，料理も実習だけでなく理論やそれに基いて有色野菜の栽培等を行なったりしている。その他，生活改善グループをつくってわらのマットレスの使用，共同炊事，託児所の普及をはかる活動等を行ったこともあり，託児所を設けたグループも実際あったほどである。以上年度不順に五城支部におけるこれまでの主な活動をみてきたが，これらの年間の活動状況は年一回の総会で報告される。では最後にこの五城支部の活動の中で少々特異なものがあるのでそれをみてみよう。それは貸衣装を行なっていることである。打ち掛けの花嫁衣装一式（二組）母親用の紋付がそれである。もちろん衣装代は民間商売のそれよりはるかに安い。そして昭和三十一年から続いているこの活動で現在約２５万円というものが収益として貯えられている。

以上が五城支部の最近の主な活動状況であるが，次にこのような活動をやっていく上の問題点をみてみよう。

宇甘西地区と同じように，まだそれほど表面化しているとは言えないまでも，婦人の出稼ぎという問題がある。桃の採り入れの手伝いとか，上板部落の人たちの営林所に働きに行くとかである。これは宇甘西支部の問題とも共通しているのでこの問題については次にまとめて述べることにする。

2. 婦人会活動における問題点

さて，以上宇甘西地区と五城地区の二つの支部における婦人会活動をみてきたが，そこに共通の問題が生じていることは述べた通りである。ところで私はこれまで婦人会の活動を行なっていく上での問題ということを言ってきたが，これは適切な表現ではないようである。なぜなら，婦

人会の活動は活動することと自体が目的ではないからである。形式的な，人が集まらないとか，費用が云々はそれ自身大した問題はないのである。なぜ人が集まらないのか，その原因を追求してゆき，皆んながより良い生活を営むことができるよう，皆んなで考え，話し合い，行動するのが活動の目的なのであるから。つまり，宇甘西や五城におけるような状況の中では，いかにして，これらの主婦を活動に引っ張り出すかではなくて，こういう社会状勢の中で，いかに主婦が働きやすく，さらには文化的な生活ができるかを婦人会活動と結びつけ，実際生活と活動が遊離したものにならないようにすることが大切なのではなかろうか。だからこの二つの地区に見られる問題即ち主婦の出稼ぎ（あるいは主婦の労働），それに前述してはいないが，嫁不足という深刻な地域の社会問題に対処した今後の活動としては，表面的な，人が何人集められたとか，こんな大大的な催しをしたとかのいわゆる単なる目的達成の為の一時的活動に終らず，地道に家庭教育学級や婦人学級をおしすゝめていくことにより，生活の向上を意図的，意識的に図っていくことが必要なのではないだろうか。さて以上は宇甘西及び五城地区での問題を中心にみてきたのであるが，次にそのこととも関連して御津町全体の婦人会活動について少し述べておきたい。御津町婦人会では前述したごとく各支部での活動が盛んであるが，ここで注意しなければならないことがあるのではなかろうか。それは，小さな殻に閉じこもることなく常に広い視野から社会を眺め，そこではじめて自分達の身近かに起ってくる問題を解決すべく努力をしてほしいということである。先に私は，婦人会の活動はその輪がちぢまるほど実際面での活動があるということを言ったが，これは確かで，今述べたことによって否定されるものではない。つまりそれはあくまで今述べたような態度でなされなければならぬということを，特に強調したかったので付け加えておいたまでである。

以上御津町における婦人会の活動及びその問題点を簡単にみてきたわけであるが，この二つの支部の例でもわかるように，今後の婦人会の活動，運営にはかなり重大な問題が横たわっているようである。

（江　藤　公　子）

地域研究　第１１輯

昭和４３年12月 1日　印　刷
昭和４３年12月15日　発　行

発行者　岡山市津島
岡山大学教育学部社会科研究室内
地域研究会

印刷者　岡山市国富２４８
有限会社　岡崎印刷